

地震・津波編

地震・津波編

目 次

第1章 予防対策計画

第1節 防災知識の普及	1
第2節 自主防災組織等の育成	5
第3節 防災訓練	7
第4節 防災気象情報の活用	10
第5節 通信の確保	11
第6節 避難対策	13
第7節 要配慮者の安全確保	22
第8節 食料・生活必需品の備蓄	26
第9節 孤立化対策	28
第10節 防災施設等の整備	30
第11節 建築物等の安全確保	33
第12節 交通施設の安全確保	38
第13節 ライフライン施設等の安全確保	40
第14節 津波災害予防	45
第15節 地盤災害予防	47
第16節 火災予防	49
第17節 ボランティアの育成	53
第18節 震災に関する調査研究	55
第19節 業務継続対策	56

第2章 応急対策計画

第1節 活動体制	58
第2節 津波警報・地震情報等の伝達	66
第3節 通信の利用	69
第4節 情報の収集・伝達	72
第5節 広報広聴	78
第6節 交通確保・輸送	83
第7節 消防活動	89
第8節 津波・浸水対策	93
第9節 受援・応援	96
第10節 自衛隊災害派遣要請	107
第11節 ボランティア活動	112
第12節 災害救助法の適用	115
第13節 避難・救出	118
第14節 医療・保健	137
第15節 食料・生活必需品の供給	145
第16節 給水	152

第17節 応急仮設住宅の供与等及び応急修理	155
第18節 感染症予防	160
第19節 廃棄物処理・障害物除去	164
第20節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬	170
第21節 応急対策要員の確保	173
第22節 文教対策	176
第23節 公共土木施設等応急対策	182
第24節 ライフライン施設応急対策	186
第25節 防災ヘリコプター出動要請	191
第3章 復旧対策計画	
第1節 公共施設等の災害復旧	194
第2節 生活の安定確保	197
第3節 復興計画の作成	204
第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第1節 総則	206
第2節 災害対策本部の設置等	207
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	208
第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	209
第5節 関係者との連携協力の確保に関する事項	213
第6節 防災訓練	214
第7節 地震防災上必要な教育及び広報	215
第8節 北海道・三陸沖後発地震注意情報に係る対応	216
第9節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	217

第 1 章 予防対策計画

第1節 防災知識の普及

<基本方針>

- 災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、職員に対して防災教育を実施する。
- 広く住民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。
- 防災知識の普及と意識の啓発を図る際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において、被災時における性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点を配慮することに加え、愛玩動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮した支援体制の整備を図る。

- ・ 市及び防災関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- ・ 津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術（ハザードマップのレイヤー化、GIS（Geographic Information System の略称、地理情報システム）化等）を活用するよう努めるものとする。

(1) 主な普及内容

- ア 災害関連法令
- イ 災害対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ウ 災害応急対策に従事する際における安全の確保
- エ 各種災害に関する基礎知識
- オ 土木、建築、その他災害対策に必要な技術
- カ 住民に対する防災知識の普及方法
- キ 災害時における業務分担の確認

(2) 普及方法

- ア 講習会、研修会、検討会等の開催
- イ 防災知識や意識啓発に資する資料等の配布

2 住民等に対する防災知識の普及

- ・ 市及び防災関係機関は、住民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に住民一人一人が正しい知識と判断をもってタイミングを逸することなく適切に行動できるよう、防災知識の普及と意識の啓発を図るとともに、防災気象情報の利活用の促進に努める。
- ・ 毎年9月1日を中心とする「防災週間」や11月5日「津波防災の日」に合わせて、それぞれ

の趣旨にふさわしい内容で、防災や消防等に関する行事を実施し、様々な体験をしながら、親しみやすく防災に触れる機会を増やす。

- ・ また、避難所運営ゲーム「HUG」や災害対応カードゲーム教材「クロスロード」といった防災ゲームを活用した防災教育を行う。
- ・ 津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術(ハザードマップのレイヤー化、GIS(Geographic Information System の略称、地理情報システム)化等)を活用するよう努めるものとする。

(1) 主な普及内容

ア 地域防災計画及び防災関係機関の防災体制の概要

イ 平常時からの心構えや備えの重要性の啓発

- ① 自主防災組織の必要性と役割
- ② 最低3日分(推奨1週間分)の食料、飲料水等の備蓄及び非常持出品(懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- ③ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

ウ 災害時における心得、避難方法

- ① 災害時に提供される伝言サービスの利用方法等
- ② 災害時の家族の連絡方法や地域の危険箇所、避難方法(指定緊急避難場所、避難経路等)の確認
- ③ 助け合いによる要配慮者の避難方法
- ④ 指定避難所等における愛玩動物への対応

エ 心肺蘇生法、止血法等の応急処置

オ 災害危険箇所に関する知識

- ① 津波防災マップの普及、津波浸水区域への注意喚起
- ② 災害種別一般図記号の周知

カ 過去における主な災害事例、教訓

キ 災害に関する基礎知識

- ① 地震・津波に関する情報、防災気象情報、避難情報の意味、内容等
- ② 地震、津波等に関する一般的知識

ク その他必要な事項

被災地への物資支援にあたっては、被災地の受入れ負担に十分配慮し、小口・混載での送付をさける等の知識の普及に努める。

(2) 普及方法

ア 講習会、研修会、講演会、展示会、出前講座等の開催

イ インターネット、広報誌の活用

ウ 新聞等各種報道媒体の活用

エ 防災関係資料の作成、配布

オ 防災映画、動画、スライド等の上映、貸出し

カ 自主防災活動に対する指導

3 児童・生徒等に対する教育

市は、児童・生徒等に対し、東日本大震災等の過去の災害教訓を踏まえた防災教育を実施するとともに、関係職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及と意識の啓発を図る。

4 沿岸部住民への防災知識の普及

- ・ 市は、「津波防災マップ」を作成し、避難対象区域や指定緊急避難場所等に関して、沿岸部住民への周知に努める。
- ・ 市は、沿岸部住民に対し、津波シミュレーション結果などを示し、津波の危険性を周知するなど、普及・啓発に努める。
- ・ 市は、沿岸部住民に対し、津波避難訓練や防災講演会等への積極的な参加促進を図る。
- ・ 市は、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるように過去の災害や今後予想される津波浸水域や浸水高、指定緊急避難場所等の表示や、夜間の誘導方法の検討など、住民参画による地域の防災力の向上に努める。
- ・ 市は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取るができるよう、防災教育などを通じて住民の危機管理能力の向上に努める。

5 防災文化の伝承

- ・ 市は、平成26年7月に取りまとめた「陸前高田市東日本大震災検証報告書」の検証結果について、機会を捉え広く伝承するとともに、東日本大震災の震災遺構等の施設の活用を図りながら、防災文化の伝承に努める。
- ・ 市及び防災関係機関は、防災に関する知識を有するものと連携しながら、災害の経験や教訓を次世代に伝承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に生かすことにより、地域防災力の向上を図る。とりわけ、命を守るためには「避難が何より重要」であるため、防災教育を通じた災害に関する知識や避難文化の伝承を積極的に行う。
- ・ 市及び防災関係機関は、災害の経験や教訓を次世代に伝承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- ・ 住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に伝承するよう努め、市及び防災関係機関は、各種資料の活用等により、これを支援する。

6 東日本大震災を踏まえたまちづくり

- ・ 東日本大震災の経験を踏まえ、災害時に想定される被害を可能な限り小さくするという「減災」の考え方にに基づき、総合的な視点による減災を進めるため、防潮堤等の海岸保全施設や避難道路の整備等の「ハード対策」の取組みと、避難情報に係る速達性の確保や防災意識の啓発等の「ソフト対策」の取組みを組み合わせ、多重防災型の災害に強いまちづくりを進める。
- ・ 上記の取組みは、防災教育や防災訓練、出前講座等の機会を捉え、市民への周知・理解を図る。

7 国際的な情報発信

市及び防災関係機関は、東日本大震災の経験から得られた知見や教訓を、国際会議や海外からの視察等の場を通じて、諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第2節 自主防災組織等の育成

<基本方針>

- 市は、地域住民のあらゆる年代が、自主的な防災活動に参画できる体制づくりを進めるとともに、自主防災組織等の育成、強化を図る。
- 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団組織の活性化を進める。

1 自主防災組織の育成強化

(1) 自主防災組織の結成促進及び育成

- ・ 市は、各地区コミュニティ、町内会、自治会等を中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

[資料編 1-5 自主防災組織等の現況]

- ・ 地域防災活動の核となる自主防災組織において、毎年、自主防災組織の関係者を対象とした研修会や講習会等を開催するとともに、女性や若者など、自主防災活動への多様な人材の参画を進める。
- ・ 被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

(2) 自主防災組織の活動

市は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を班編成等により定め、平常時及び災害時に分担する任務を明確にする。

ア 平常時の活動

- ① 防災知識の普及
- ② 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立
- ④ 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
- ⑤ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- ⑥ 地域の災害危険箇所や指定緊急避難場所、避難場所、避難経路等の把握
- ⑦ 広域避難の考え方の確認

イ 災害時の活動

- ① 地域内の被害状況等の情報収集
- ② 住民に対する避難指示の伝達、確認
- ③ 安否確認及び避難誘導
- ④ 出火防止及び初期消火
- ⑤ 救出、救護活動の実施及び協力
- ⑥ 炊出し及び義援物資の配分に対する協力
- ⑦ 指定避難所の運営協力

(3) 育成・指導体制

区 分	所 管 事 項
防 災 課	ア 研修会、講習会の開催 イ 組織結成のための指導 ウ 活動マニュアルの作成及び指導 エ 防災用資機材の整備及び必要な指導
消 防 本 部 ・ 消 防 署	ア 研修会、講習会の開催 イ 組織結成のための指導 ウ 消火訓練、避難訓練、防災訓練、防災活動等の指導助言
消 防 団	消火訓練、避難訓練、防災訓練、防災活動等の指導助言

2 消防団の活性化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化及び消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進するため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に進める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 消防団員の確保 イ 消防団の車両・資機材・拠点施設の充実強化 ウ 消防団員の必要な資格の取得など実践的な教育訓練の充実強化 エ 消防団員の処遇改善 オ 競技会、行事等の開催 カ 青年層、女性層の消防団員の参加促進 キ 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請 |
|---|

3 地区防災計画の推進

- ・ 市は、市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者に対し、地区防災計画の策定・提案に係る制度の普及に努める。
- ・ 市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等、自主的な防災活動について共同して推進に努めるとともに、その活動を地区防災計画として定めることができる。
- ・ 市は、地区防災計画を地域防災計画に定めるよう一定地区内の住民等から提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市防災会議に諮り、当該計画を地域防災計画上に定める。
〔附属資料 長部地区防災計画〕
- ・ 県及び市町村は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

第3節 防災訓練

<基本方針>

- 市及び防災関係機関は、次の目的のために、災害時における応急対策を想定し、単独又は合同で、毎年度、計画的に各種防災訓練を実施する。
 - ・ 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚
 - ・ 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力の養成
 - ・ 防災関係機関相互の協力体制の確立

1 実施方法

- ・ 市は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施主体となり、広く防災関係機関、自主防災組織、住民等に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施する。
- ・ 市は、防災訓練の結果の事後評価を通して、防災に関する課題を明らかにし、その改善に努める。
- ・ 市は、毎年9月1日「防災の日」を含む一週間(防災週間)中を原則とし、県が主催する総合防災訓練等、他の防災関係機関が実施する防災訓練にも積極的に参加し、県、他市町村等との連携を図る。
- ・ 訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づき、より実践的な内容とするよう努める。

<各訓練の実施目的>

- ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。
- イ 実動訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実動に防災活動に習熟するため実施する。

2 主な訓練項目・留意事項

市が地震・津波の想定に基づき実施する主な個別訓練項目例は、次のとおりである。

(1) 津波防災訓練

- ア 訓練災害対策本部及び地区本部設置
- イ 情報収集・伝達
 - 災害により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、衛星携帯電話等の手段を用いる。
- ウ 職員の非常参集、自主参集
 - 災害により通常の交通手段や経路が途絶した場合を想定し、徒歩等による非常参集等を実施する。
- エ 避難・避難誘導
 - 地震により津波が発生した場合を想定し、津波の規模及び被害の想定を明らかにした上で、住民の避難訓練を実施する。その際、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、最大クラスの津波の高さや最も早い津波のその到達予想時間を踏まえ、実際の津

波災害を想定した具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

オ 交通規制

カ 救出・救助・搬送

災害により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施する。

キ 医療救護

ク 広報

ケ 応援要請

コ 施設復旧

災害によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急・復旧訓練を実施する。

サ 防災関係機関への派遣・応援要請

シ 避難所開設・運営訓練

ス 要配慮者を対象とした訓練

個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難、避難確保計画に基づく要配慮者利用施設の避難に係る訓練を実施する。この際、避難支援者の活動における安全確保に留意する。

セ 遺体対応訓練

最悪の場合を想定し、被災現場からの遺体の搬送、関係機関の連携による検視身元確認、御家族への説明、相談受け等の訓練を実施する。この際、外国人の被災を想定した多言語対応訓練と連携する。

ソ 多言語対応訓練

社会のグローバル化を考慮し、外国人の住民、観光客、従業員等の避難、避難所での対応、保健・医療ケアの提供等に係る訓練を実施する。

(2) 火災防ぎょ訓練

ア 消防職員・団員の非常招集

イ 火災防ぎょ

災害により消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた火災防ぎょを実施する。

ウ 非常通信

エ 避難誘導

オ 救出・救助・搬送

カ 現地本部設置

キ 防災関係機関への派遣・応援要請

3 実施に当たって留意すべき事項

(1) 主要防災関係機関の参加

防災関係機関との緊密な協力体制を確立するため、市内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施する。

(2) 地域住民等の参加促進

- ・ 訓練の実施に当たり、自主防災組織、NPO・ボランティア団体、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかける。

- ・ 地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成、育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。
- ・ 児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の保育施設、小中学校、高等学校等の参加を得る。

(3) 広域的な訓練の実施

- ・ 広域応援体制の確立を図るため、県内外の応援協定を締結している自治体やその他防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請その他の各種訓練を実施する。
- ・ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(4) 地域の実情を踏まえた災害想定

ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害実績等を考慮し、より実際的な災害想定を行う。

(5) 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、防災関係機関が合同しての訓練、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

第4節 防災気象情報の活用

<基本方針>

- 災害による被害の防止・軽減を図るため、防災気象情報の積極的な収集・活用を図るとともに、市その他防災関係機関や報道機関を通じて、住民に適時・適切に防災気象情報を提供できる体制の整備を図る。

1 防災気象情報の活用

- ・ 市及び防災関係機関は、観測体制の整備充実及び観測、研究成果の防災対策への活用を図るため、それぞれが設置している観測施設のデータの相互利用を進めるなど、協力・連携体制の強化に努める。
- ・ 市は、インターネット等により防災気象情報の収集を行い、防災対策に役立てる。
- ・ 市は、防災対策を講じることを目的として観測施設を設置する場合には、盛岡地方気象台等から必要な技術的協力を得る。
- ・ 市及び防災関係機関は、住民の防災気象情報への理解を促進するため、気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及啓発等を図り、住民の防災活動を促進する。

ア 平常時から、パンフレットや映像教材等の広報資料、ホームページの活用、講演会の開催等により、防災知識の普及啓発、防災気象情報の利活用の促進等を図る。

イ 住民への防災知識の普及啓発等に当たっては、地域の地理的状況及び過去の災害の発生状況等を考慮する。

ウ 災害に関する調査結果等を活用し、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

[資料編 1-6 雨量・河川水位観測箇所一覧表]

[資料編 1-7 地震観測所一覧表]

第5節 通信の確保

<基本方針>

- 市及び防災関係機関は、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 市及び防災関係機関は、通信施設・設備の耐震化、被災のおそれがない場所への設置、施設のサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努めるとともに、また、通信施設等の迅速な応急・復旧が可能となるよう、要員及び資機材の確保体制を整備する。また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。
- 効率的・効果的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応の業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- 市及び電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

1 市防災行政無線の整備

- ・ 市防災行政無線については、年次的、計画的に屋外子局の更新を図る。また、難聴地域の解消を図るため、屋外子局の新設、戸別受信機の配布を行う。
- ・ 市は、市防災行政無線の耐震化及び耐浪化に努めるとともに、その他の通信施設の非常用電源設備の整備等に努める。

2 防災相互通信用無線の整備

市は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察、海上保安部等の防災関係機関が協力し、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する防災相互通信用無線の整備に努める。

3 非常通信の確保

市及び防災関係機関は、災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、あらかじめ、無線局と協議を行う。

[資料編 3-7 非常通信規約]

[資料編 3-8 非常通信運用細則]

[資料編 3-9 東北地方非常通信協議会構成員名簿（岩手県内構成員）]

4 その他の通信施設の整備

- ・ 市及び防災関係機関は、気象予報・警報等の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用体制等の整備に努める。
- ・ 防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、通信施設（災害時優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化及び耐浪化に努める。
- ・ 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する安全性を確保するため、定期的に、点検を実施する。
- ・ 津波警報・避難指示の伝達を行う通信施設については、バッテリー切れ、代替場所の確保等を考慮して、バックアップ体制を整備しておく。

5 災害時優先電話の指定

市及び防災関係機関は、災害等による輻輳時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

[資料編 3-6 災害時優先電話番号一覧表]

6 通信運用マニュアルの作成等

- ・ 市及び防災関係機関は、災害時における通信回線の輻輳及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急・復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。
- ・ 市及び防災関係機関は、衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について、定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯電話を含む電話番号情報の相互の共有に努める。
- ・ 市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に点検を実施する。

第6節 避難対策

<基本方針>

- 市は、地震による津波、火災等から住民の生命を守ることを最優先した避難対策の検討、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難確保計画を作成し、利用者に周知徹底を図る。
- 住民は、発災時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。
- 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

1 避難対策の検討

(1) 避難対策の検討

市は、新たな津波浸水想定が公表された場合や防潮堤の整備の進捗状況を踏まえ、必要に応じて避難基準や避難対策の見直しを行う。

ア 避難基準の策定・見直し

- ・ 市は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に、原則、避難指示を発令することを住民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。
- ・ 市は、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示の発令範囲についてあらかじめ設定するように努める。
- ・ 避難指示の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じたものとする。
- ・ 市は、発令基準を策定又は見直す際は、災害の危険度を表す情報等の活用について当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。なお、国及び県の機関は、避難指示の基準の策定又は見直しを支援する。

イ 避難誘導

- ・ 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有、支援員の明確化等、避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。
- ・ 避難誘導體制の整備に当たっては、大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。

ウ その他

- ・ 市は、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。
- ・ 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所等までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。
- ・ 避難対策の検討に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- ・ 市は、強い揺れを伴わない、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示の発令・伝達体制を整備する。

(2) 津波避難計画

- ・ 市は、東日本大震災からの復興状況等及び県の津波浸水想定の設定を踏まえ、避難場所等として指定する施設の管理者、その他防災関係機関等と協議の上、「岩手県津波避難計画策定指針（平成16年5月）」に基づく津波避難計画の内容について、本計画に記載するものとする。
- ・ 避難対象地域の住民は、「地域ごとの津波避難計画」の策定に取り組むこととし、市及び県が一体となって策定を支援する。

ア 記載する事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 津波浸水予想地域 ② 避難対象地域 ③ 避難困難地域 ④ 避難場所、避難路等の指定・設定
特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定も考慮する。 ⑤ 初動体制 ⑥ 避難誘導等に従事する者の安全の確保 ⑦ 津波情報の収集・伝達 ⑧ 避難指示の発令 ⑨ 津波防災教育・啓発 ⑩ 津波避難訓練の実施 ⑪ その他の留意点 |
|--|

イ 留意点等

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 避難路の状況や防潮堤防の設置状況、高台の位置、警報伝達方法等の地域の実情を踏まえること。 ② 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの断層モデルに加え、過去に県内で発生した最大クラスの津波を対象として、県が令和3年度に実施した津波浸水想定の設定を踏まえた津波対策を構築すること。 |
|--|

(3) 学校、病院、社会福祉施設等における避難対策の検討

- ・ 学校、病院、社会福祉施設など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難対策を検討し、関係職員等に周知徹底を図る。
- ・ 施設管理者は、防災課、消防本部・消防署、大船渡警察署高田幹部交番等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた、津波災害警戒区域内における学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の事項に関する避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを市長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

[資料編 4-4 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等該当施設一覧（津波）]

- ・ 市は要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

ア 避難確保計画に記載する事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 防災体制に関する事項 ② 避難誘導に関する事項 ③ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 ④ 防災教育・訓練に関する事項 ⑤ 自衛水防組織の業務に関する事項 |
|--|

イ 留意点等

- ・ 学校・保育所等においては、児童、生徒、園児を集团的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。
- ・ 市は、学校施設等の避難所としての開放に当たって、鍵の保管者を把握し、各地区本部が迅速に開放できる体制を整備する。
- ・ 病院においては、患者を他の医療機関等に集团的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。
- ・ 観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難指示の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。

(4) 広域避難及び広域一時滞在

- ・ 市は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- ・ 市は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル

ル等の整備に努める。

- 市は、広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。

<広域避難の実施要領>

区 分	手 続
県内広域避難	<p>ア 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市は、応援協定を締結した他の市町村又は適当と認める他市町村に対し、避難者の受入れを協議する。</p> <p>イ 市は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。</p> <p>ウ 他市町村から当該協議を受けた場合、市は、正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。また、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設を決定し、提供する。</p> <p>エ 当該協議を行う場合、又は受けた場合、市は、災害対策基本法に基づく報告又は通知を行う。</p> <p>オ 市は、県に対して、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言を求めることができる。</p>
県外広域避難	<p>ア 県外広域避難の必要があると認める市は、県に対し、他の都道府県と避難者の受入れについて協議することを求める。</p> <p>イ 協議を受けた都道府県から受入実施が決定した旨の通知を受けた際は、市は、県より通知を受ける。</p> <p>ウ 当該協議を行う場合、市は、災害対策基本法に基づく報告又は通知を行う。</p>
他都道府県からの広域避難受入れ	<p>ア 他の都道府県からの避難者の受入れについて、県から協議を受けた市は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。また、受入施設を決定し、提供する。</p> <p>イ 当該協議を受けた場合、市は、災害対策基本法に基づく報告又は通知を行う。</p>

2 避難場所等の整備等

(1) 定義

指定緊急避難場所及び指定避難所の定義は次のとおりとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる（災害対策基本法第49条の8）。

ア 指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、切迫した災害の危険から命を守る

ために緊急的に避難する場所。災害の種類ごとに、安全性等の一定の基準を満たす場所を指定する。(災害対策基本法第49条の4)

イ 指定避難所(以下「避難所」という。)

災害により、自宅に戻れなくなった住民等が避難生活を送るための施設。(災害対策基本法第49条の7)

(2) 避難場所等の整備

市は、次の事項に留意し、施設の管理者、所有者との避難場所及び避難所の指定・運用にかかる協定等による同意を得て、地域の実情に応じて、地区ごとに避難場所等を指定するとともに整備に努める。なお、避難場所等の指定基準は、地域の実情及び想定される災害等を考慮し、柔軟に取り扱うものとする。

[資料編 4-2 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表]

＜避難場所等の指定における留意事項＞

- ア 避難場所等は、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。
- イ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- ウ 市は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるよう努める。
- エ 市は、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
- オ 市は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- カ 市は、避難場所と避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを住民へ周知するよう努める。

＜避難場所等の指定基準＞

種 別	内 容
避難場所	<p>ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。</p> <p>イ 土砂災害、津波等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。</p> <p>ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結され、さらに別の避難場所への避難路が確保されている場所であること。</p> <p>エ 原則として、対象避難地区の住民(昼間人口を考慮する)を受入れることができる場所であること。</p> <p>オ 避難する際に、可能な限り主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。</p>

避難所	<p>ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。</p> <p>イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>ウ 災害に対し安全な場所にあり、また、建物にあっては、災害に強いものであること。</p> <p>エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</p> <p>オ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。</p> <p>カ 空調施設・器具を有し、又は容易に空調器具を確保できるものであること。</p> <p>キ 避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。</p>
-----	--

(3) 津波避難ビル等の指定

市は、必要に応じて、津波避難ビル等（津波の避難場所）の指定を検討する。

(4) 避難道路の確保

市は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路の確保に努める。

<p>ア 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。</p> <p>イ 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。</p> <p>ウ 原則として津波、土砂災害等の危険のない道路であること。</p> <p>エ 原則として相互交差しないこと。</p> <p>オ 避難道路を確保するため、必要に応じ、交通規制の実施者と協議の上で、交通規制に係る計画を定めること。</p>

(5) 避難場所等の環境整備

市は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備に努める。

<p>ア 住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備</p> <p>イ 非常用電源の配備とその燃料の備蓄</p> <p>ウ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置</p> <p>エ 避難所での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等の必要な資機材の整備</p> <p>オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急対策に必要な資機材の整備</p> <p>カ 段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、空調器具、空調施設等の整備</p> <p>キ 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した環境の整備</p> <p>ク プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備</p> <p>ケ 避難の長期化に応じた入浴、洗濯等の環境の整備</p> <p>コ 感染症対策のために必要な資機材の備蓄。</p> <p>サ 感染症が疑われる避難者の隔離部屋及び導線等の確保。</p>
--

(6) 避難誘導標識の整備

- ・ 津波浸水区域においては、災害発生時に避難場所への迅速かつ円滑な避難が必要であるため、避難場所へアクセスする道路に避難誘導標識を、電柱への巻き付けや支柱の設置により整備する。
- ・ 標識の整備に当たっては、やさしい日本語や日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを誰もが理解できるように明示する。

3 避難所の運営体制等の整備

市は、避難所を円滑に設置し運営するため、あらかじめ設置及び運営に係る「陸前高田市避難所運営マニュアル」に基づく訓練・講習等を通じて、その内容について住民へ普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。

4 避難行動要支援者名簿

- ・ 市は、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者名簿を作成する。
- ・ 避難行動要支援者名簿は、毎年内容確認を行い、変更がある場合は更新を行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、その都度更新を行う。

- | |
|----------------------------|
| ア 避難行動要支援者の死亡又は住所変更が判明した場合 |
| イ 避難支援等関係者を変更する必要性が判明した場合 |

- ・ 避難支援等関係者となる者は、次のとおりとする。

- | |
|-----------------|
| ア 消防機関 |
| イ 県警察 |
| ウ 民生委員児童委員 |
| エ 社会福祉協議会 |
| オ 自主防災組織等 |
| カ その他市長が必要と認める者 |

- ・ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、障がい者、高齢者の災害時等に自力避難することが困難な人等で、在宅で生活しており、自分の個人情報避難支援等関係者に提供することに同意した者とする。
- ・ 市は、避難支援等関係者に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。また、提供を受けた避難支援等関係者は、名簿を紛失しないよう、ロッカー等に厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係のない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

5 避難に関する広報

市は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から避難場所等、避難経路、危険箇所等を示したハザードマップ、広報誌、避難マニュアル等の活用、講習会、避難訓練の実施、ホームページやSNS等、多様な手段を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民への周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	ア 避難場所等の名称及び所在地並びに避難場所と避難所の区別 イ 避難場所等への経路 ウ 災害種別一般図記号を使った避難場所等の標識の見方
避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ 避難指示の用語の意味 ウ 避難指示の伝達方法 エ 避難の方法 オ 避難後の心得
災害に関する事項	ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況

6 津波避難訓練の実施

- 市は、住民や事業者等の意識の高揚を図るとともに、災害時に的確な避難行動をとることができるよう、毎年、津波避難訓練を実施する。
- 訓練の実施に当たっては、居住者、滞在者を問わず、避難対象地区周辺にいるすべての人々が参加してもらえよう、様々な広報手段を活用するなど配慮に努める。
- 災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、津波ハザードマップや避難誘導標識を活用するなど、避難経路や避難場所を住民自らが実際に確認するよう努める。
- 住民一人一人が率先避難者として避難するため、隣近所への声かけや地域の絆を強め、住民ネットワークの強化と情報伝達体制の確立に努める。

7 津波に対する住民等の予防措置

(1) 住民の予防措置

- 津波に対する正しい知識を身につける。

ア 津波は、大きな揺れを伴う地震のときだけ来るとは限らない。
イ 津波の第一波は引き波だけではなく、押し波から始まることもある。
ウ 津波は、繰り返し襲来し、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり、継続する可能性がある。
エ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地津波、火山噴火等により津波が発生する可能性もある。
オ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
カ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。また、地震発生直後に発表される津波警報等の精度に一定の限界があり、避難場所自体が被災することも有り得

る。

- 日頃から、津波に対する備えを怠らない。

ア 避難場所、避難道路等を確認する。

イ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄及び非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。

ウ いざというときの対処方法を検討する。

エ 防災訓練等に積極的に参加する。

オ 災害時の家族内の連絡方法や避難の方法を決めておく。

- 次の場合は、直ちに海浜及び河川から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。避難に当たっては徒歩によることを原則とする。また、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すことを意識する。

ア 強い揺れを感じたとき

イ 弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき

ウ 揺れを感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき

- 正しい情報を、テレビ、ラジオ、携帯電話、市防災行政無線、広報車、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等を通じて入手する。
- 市の指示に従って行動する（海浜部には津波注意報で避難指示が発令される）。
- 津波は、繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報及び津波注意報が解除されるまで、海岸に近付かない。

(2) 船舶の予防措置

- 次の場合は、直ちに作業を止め、防災行政無線、緊急速報メール等を通じて正しい情報を入手し、津波に備えた措置をとる。

ア 強い揺れを感じたとき

イ 弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき

ウ 揺れを感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき

- 津波に備えた措置は以下を基準とし、状況に応じた最善の措置をとる。

・ 小型船は着岸し陸上避難する。時間的余裕がある場合は、陸揚げ固縛又は係留強化をする。陸上避難が困難な場合は、操船性を保持し、津波の流れが弱くなる水域へ避難する。

・ 大型船、中型船は港外退避する。港外退避が困難な場合は、状況に応じて港内避泊、係留避泊、陸上避難などの措置をとる。

- 引き続き、正しい情報を、テレビ、ラジオ、防災行政無線等を通じて入手する。
- 津波は、繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除されるまで、気をゆるめない。

第7節 要配慮者の安全確保

<基本方針>

- 市は、防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の安全確保を図るため、災害時における情報収集、伝達及び避難誘導等の体制づくりを進める。
- 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者に係る情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりを進める。
- 市は、避難指示の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設及び関係団体、地域住民等の協力を得ながら、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。
- 市は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、個別避難計画の作成に努める。
- 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

1 避難行動要支援者の実態把握

- ・ 市は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理し、関係機関と共有するとともに、各地域における実情を踏まえ、自主防災組織等による避難支援プラン策定に向けての支援を行う。
- ・ 避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。
- ・ 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- ・ 市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。
- ・ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑か

つ迅速に実施されるよう、平常時から必要な配慮をするものとする。

- ・ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

2 災害情報等の伝達体制の整備

- ・ 避難行動要支援者の避難支援は、自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市は、災害時には適時適切に避難指示を発令するとともに、あらかじめ消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者まで、迅速・確実な伝達体制を整備する。
- ・ 市は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
- ・ 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。
- ・ 市は、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。
- ・ 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。
- ・ 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ・ 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 避難誘導

市は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織などの防災関係機関と協力し、避難行動要支援者に配慮した避難誘導體制の整備を図る。

4 避難生活

- ・ 市は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、県災害派遣福祉チームの受入れなど、福祉関係職員等による生活支援体制を整備する。また、地域の実情等に応じて、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築に努める。
- ・ 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ（オストメイトを含む）、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設し、福祉施設職員等による応援体制の構築に努める。

5 福祉避難所の指定

- ・ 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医

療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

- ・ 市は、福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。
- ・ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。
- ・ 市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- ・ 福祉避難所においては、県との連携のもと保健師、看護師等の専門職スタッフの配置計画を定める。
- ・ 福祉避難所においても生活が困難と判断された要配慮者については、施設入所ができるよう受入れ先を確保する。

[資料編 4-3 福祉避難所一覧表]

6 社会福祉施設等の安全確保対策

- ・ 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。
- ・ 特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。
- ・ 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

7 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施

市は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら防災訓練等の実施に努める。

8 外国人の安全確保対策

(1) 防災教育、防災訓練の実施

- ・ 市及び防災関係機関は、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災の意識啓発、知識の普及に努める。
- ・ 市及び県は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。また、外国人が多く就労している事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけるように努める。

(2) 避難

- ・ 市は、避難対策の検討に当たり、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動

特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

- ・ 避難所において、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境を整備する。

(3) 情報伝達及び案内表示板等の整備

- ・ 市は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、やさしい日本語や日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用した避難誘導標識を整備するなど、周知・啓発に努める。
- ・ 市は、県及び国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(4) 情報の提供

- ・ 市は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。
- ・ 市は、災害時に避難所等において、災害時多言語支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

(5) ボランティアの育成等

市は、国際交流関係団体等の協力を得て、あらかじめ災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行うよう努める。

(6) 生活相談

市は、国際交流関係団体、多言語ボランティア等の協力を得て、災害時に外国人に対する生活相談を行うよう努める。

第8節 食料・生活必需品の備蓄

<基本方針>

- 市は、災害発生直後から、飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるために、必要な物資の備蓄を行うとともに、家庭及び事業所における物資の備蓄を促進する。
- 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。
- 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

1 市の役割

- ・ 市は、性別によるニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、宗教上の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦、性的マイノリティ（LGBT等）等の要配慮者の多様なニーズに配慮した上で、物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定める。
- ・ 市は、地域や定員などを勘案し、避難所等に物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。なお、物資の備蓄にあたっては、災害時に避難者が自ら使用できるよう配慮する。
- ・ 市は、家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- ・ 市は、物資の調達可能数量等を定期的に把握するとともに、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。
- ・ 市は、輸送業者との協定締結等により、災害時に物資等を各避難所等に配送する緊急輸送体制の整備に努める。

2 市民及び事業所の役割

(1) 市民の役割

- ・ 各家庭において、世帯の状況に見合った内容で最低3日分、推奨1週間分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。（要介護者、食物アレルギー・慢性疾患のある者、乳幼児、愛玩動物等がいる場合には、個々に必要な物品を備える。）
- ・ 備蓄に際しては、循環備蓄（普段の食事に利用する缶詰や乾物、フリーズドライ食品などを備蓄食料とし、製造日の古い物から使い、使った分は新しく買い足して、常に一定量の備えがある状態にしておく方法）の活用なども検討する。

<家庭における備蓄品の例>

ア 飲料水	シ 下着類
イ 食料(アレルギー対応含む)	ス タオル類
ウ 携帯電話	セ 使い捨てカイロ
エ 携帯ラジオ	ソ ティッシュ
オ 懐中電灯	タ 生理用品
カ 予備電源	チ 常備薬等
キ マッチ	ツ 携帯トイレ
ク ローソク	テ マスク
ケ 軍手	ト 赤ちゃん用品・紙おむつ
コ 上着	ナ カセットコンロ・石油ストーブ類
サ レインコート	

(2) 事業所の役割

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保し、定期的に点検及び更新する。

第9節 孤立化対策

<基本方針>

- 市は、孤立が想定される地域について、最新の状況を随時把握するとともに、通信手段の確保や避難先の検討、備蓄の奨励等の対策を進める。

1 災害時孤立化想定地域の状況

孤立化想定地域の地域内の状況は次のとおりである。(平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震への対応等を踏まえた、県の調査によるもの)

- ア 孤立化のおそれがある地域は、発災原因として、「集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」及び「集落へのアクセス道路が1本しかない場合」が多くを占める。
- イ 固定電話以外の通信手段がない、若しくは1種類の通信手段のみの集落が少なくない。
- ウ 救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落が多い。
- エ 集落内に避難場所や避難所がない集落が多い。
- オ 自主防災組織の組織率が県全体の組織率と比べて低い状況にある。
- カ 水、食料等の生活物資を備蓄していない集落が多い。

[資料編 2-1 市内の災害時孤立化想定地域]

2 孤立化想定地域への対策の推進

(1) 通信手段の確保

- ・ 市は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網を始め、市防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- ・ 市は、市域内で孤立化のおそれがある場合、当該地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制、連絡網を整備するように努める。
- ・ 市は、県が定める防災ヘリコプターやドローン等による空中偵察に対する合図及びその方法をあらかじめ市民に周知する。

<県統一合図>

- ア 赤旗 (負傷者等があり、早急な救助を求める場合)
- イ 黄旗 (負傷者等はいないが、義援物資等を求める場合)
- ウ 白旗 (異常なし又は存在を知らせる場合)

(2) 避難先の検討

市は、集落内に避難場所や避難所がない場合、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、安否確認を行うよう努める。

(3) 救出方法の確認

- ・ 市は、孤立化のおそれがある地域において、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所（以下「飛行場外離着陸場等」という。）の確保に努める。
- ・ 地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、近隣の地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

(4) 備蓄の奨励

- ・ 市は、孤立化のおそれがある地域において、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を進める。
- ・ 孤立化のおそれがある地域における備蓄に当たっては、必要な物資が供給されない場合を想定し、食料、飲料水等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の集落単位での備蓄を奨励するとともに、各家庭において最低3日間、推奨1週間分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。なお、集落単位で備蓄が困難な場合は、ドローン等による集落外からの物資輸送を検討する。

(5) 防災体制の強化

市は、住民自らが救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

第10節 防災施設等の整備

<基本方針>

- 防災施設等の機能強化及びその他災害応急対策に関わる公共施設や資機材の整備を進めるとともに、体制の整備に努める。

1 防災施設等の機能強化

- ・ 市は、防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。

ア	災害応急対策活動における中枢機能
イ	市庁舎等の被災時におけるサブ機能
ウ	災害応急活動を受援するための防災ヘリポート機能
エ	人員、物資等の輸送、集積機能
オ	災害対策用資機材の備蓄機能
カ	自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
キ	被災住民の避難・収容機能
ク	警察・消防・自衛隊等の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

- ・ 様々な災害応急対策活動を行うための、主な防災施設等は次のとおりとする。

区 分	防 災 施 設	災害時の役割等
防災活動 中核拠点	市消防防災センター (高田町字栃ヶ沢 210-2)	市災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の方針決定、関係機関との連絡調整等を行う拠点
	市消防本部・消防署 (高田町字栃ヶ沢 210-2)	消火・救急・救助活動の拠点
	陸前高田市役所 (高田町字下和野 100)	災害応急対策活動の拠点
地域防災 活動拠点	各地区コミュニティセンター	地区本部を設置し、地域情報の収集、行政情報の伝達等を行う拠点
災害医療 活動拠点	県立高田病院 (高田町字太田 512-2)	医療救護活動の拠点
	広田診療所 (広田町字前花貝 222-2)	
	二又診療所 (矢作町字愛宕下 31)	
	保健福祉総合センター (高田町字太田 511)	保健管理・精神保健活動等の拠点

区 分	防 災 施 設	災害時の役割等
交通拠点	旧矢作小学校 (矢作町字愛宕下 11-1)	災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を陸上輸送する拠点
	川の駅よこた (横田町字砂子田 169)	
	道の駅高田松原 (気仙町字土手影 180)	
海上輸送拠点	長部漁港 (気仙町字長部)	陸上輸送が途絶した際など、海上輸送を実施する拠点
	広田漁港 (広田町字泊)	
物資集積・輸送拠点	総合交流センター (高田町字太田 5)	調達物資や義援物資の受入れ場所であり、荷物の積み替えを行い指定避難所等へ物資を供給する拠点
指定緊急避難場所	各地区コミュニティセンター 各公民館、市立小中学校 等	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、切迫した災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所
指定避難所	各地区コミュニティセンター 市立小中学校 等	災害により、自宅に戻れなくなった住民等が避難生活を送るための施設
福祉避難所	社会福祉施設 等	高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児など、災害時に特別な配慮を必要とする人を受け入れる施設

2 公共施設等の整備

- 市は、道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、漁港施設等の公共土木施設について、耐震性の確保に努める。
- 市は、避難路、避難場所等を確保するとともに、避難所である学校等の公共施設の非常用電源設備の整備等に努める。
- 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設について非常用電源設備の整備等に努める。

3 消防施設の整備

消防本部・消防署は、地域の実情に即した消防車両、消防無線、防火水槽・自然水利等の消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検を行う。

4 防災資機材等の整備

- 市は、災害応急対策活動に用いる次の資機材を整備し、定期的に点検整備や必要な補充を行う。また、大規模災害による中・長期的な対応に備え、燃料の備蓄、代替エネルギーシステムによる機能充実を検討する。

- | | |
|---|-------------|
| ア | 水防用資機材 |
| イ | 林野火災消火用資機材 |
| ウ | 放射性物質災害用資機材 |

- 市は、災害対策本部又は地区本部、現地災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。

5 システム等の整備

市は、被災者の生活再建を迅速かつ着実に促進するため、県と連携し、住家の被害認定をはじめ、各種証明や支援金等の支給などに関する情報を一元的に管理するためのシステムの整備・運用を進めるとともに、住民基本台帳等に係るデータのバックアップの確保を進める。

第11節 建築物等の安全確保

<基本方針>

- 市は、建築物の耐震性向上、不燃化の促進、防災空間の確保、市街地整備等を進めることにより、都市の防災化を図る。
- 歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

1 建築物の耐震性確保等

(1) 防災上重要な建築物等の耐震性確保等

- ・ 市は、次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保に努める。

- ① 市庁舎、病院、学校等被災後応急・復旧活動の拠点となる公共性の高い施設
- ② 建築基準法第12条に規定する定期報告の対象となる特殊建築物
- ③ 建築物の形態、工法、耐力壁の設置等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物

- ・ 既存建築物の耐震性確保等を図り、都市防災を進めるため、次に定める対策を進める。

ア 市施設の耐震性確保

- ・ 市は、防災上重要な建築物の内、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない市の既存建築物について、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。
- ・ 防災上重要な建築物に該当しない施設は、重要度に応じて耐震性の確保に努める。
- ・ 公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震化率や耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

イ 民間建築物の耐震性確保

県は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物の内、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者等に対し、各種施策を通じて耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。

ウ 設備・備品の安全対策

市は、防災上重要な建築物について、設備・備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

(2) 木造住宅の耐震性確保

市は、木造住宅の耐震性を確保するため、住民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

(3) 一般建築物の耐震性確保

- ・ 市は、建築物の耐震性の確保について、広く住民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。
- ・ 県は、新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体等に対し、設計、工法、監理についての指導を行う。

(4) 工作物の耐震性確保

煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く住民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。

(5) 窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

- ・ 道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。
- ・ 特に、通学路及び避難場所周辺については、市においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力的に改修指導を行うよう努める。

(6) 既存ブロック塀等の耐震性確保

- ・ 道路沿いのブロック塀等の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよう強力的に指導する。
- ・ 特に、通学路沿い及び避難場所周辺のブロック塀等の所有者に対しては、定期点検補強を指導するよう努める。

(7) 家具等の転倒防止対策の推進

負傷の防止や避難路の確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報紙等により住民への啓発、普及を図る。

(8) 地震保険の加入促進

地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、地震保険に係る制度の普及や加入促進に努める。

2 建築物の不燃化の促進

(1) 準防火地域の指定

市は、建築物の密集している市街地など火災延焼の危険率の高い地域について、都市計画法に基づく準防火地域に指定している。(陸前高田市高田町字森の前、字荒町、字馬場前、字大町、字馬場、字館の沖及び字本丸の各一部)

区分	準防火地域	備考
面積	約 27.0ha	商業地域及び近隣商業地域並びに準工業地域の一部
指定年月日	平成 27 年 9 月 9 日	

(2) 公営住宅の不燃化促進

- ・ 市及び県は、公営住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。
- ・ 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造成を進める。

(3) 民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

3 防災空間の確保**(1) 緑の基本計画**

市は、都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地区の決定等総合的な施策を体系的に位置づけるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って、都市公園及び緑地を整備する。

(2) 都市公園の整備

都市における大規模火災に対する延焼防止や避難場所、防災拠点などの防災的機能を発揮する空間を確保するため、防災空間としての都市機能設備をもつ都市公園の整備を進める。

4 土地区画整理事業等による都市整備

市街地の公共施設の整備とともに、宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保した土地区画整理事業を進め、防災機能の充実を図る。

5 津波防災を考慮した土地利用計画

- ・ 海岸線の地域について、海岸保全施設等により一定の安全性を確保した上で、東日本大震災の津波被害及び津波のシミュレーションを参考に、住宅地、商業地、業務地、工業地等必要に応じて建築制限を行う地域などを適切に配置する。
- ・ 災害対応等の中枢となる市庁舎や病院、学校、福祉施設等の公共公益施設は、安全性の高い場所に配置する。
- ・ 津波避難ビルや防災公園、避難道路等を適正に配置するなど、津波防災を考慮した土地利用を進める。

6 建築物の安全確保

- ・ 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、春季と秋季に建築物防災週間を設け、防災パトロール等各種防災啓発活動を実施する。
- ・ 地震、火災等に対する建築物の構造及び防火上の安全を確保するため、関係者に対する指導を行う。
- ・ 市庁舎、学校、病院等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置づけ、その機能を確保するよう指導する。

- ・ 平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

7 宅地の安全確保

宅地造成に伴う災害の防止を図るため、都市計画法の開発許可制度等関係法令に基づき、安全確保の指導に努める。

8 防火対策の推進

- ・ 消防本部・消防署は、消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置、維持管理等、防火管理業務の充実を図るよう指導する。
- ・ 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から、人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。
- ・ 事業所、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を進め、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

9 文化財の災害予防対策

(1) 文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

(2) 文化財の防災措置

文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

<文化財ごとの防災措置>

区 分	防 災 措 置 の 内 容
建造物	指定建築物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、設置基準に基づき、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、防火水槽、消火栓等の設置を進める。
美術工芸品、考古資料有形民族文化財	指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備等を整備する。
史跡、名勝、天然記念物	ア 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。 イ 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講じる。

(3) 文化財防災組織の編成、訓練等

- ・ 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。
- ・ 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。

<搬出計画に定める事項>

- | | |
|---|-----------------------|
| ア | 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者 |
| イ | 文化財の避難場所 |
| ウ | 搬出用具の準備 |

第12節 交通施設の安全確保

<基本方針>

- 災害による道路施設、漁港施設の被害を防止又は軽減し、交通機能を確保するため、各交通施設、災害対策用資機材の整備等を図る。

1 道路の整備

- ・ 市その他道路管理者は、災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、道路危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。
- ・ 市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。
 - ア 道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。
 - イ 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。
- ・ 市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

2 橋梁の整備

- 市その他道路管理者は、災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。
- ア 「橋、高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書 平成29年11月、国土交通省都市局及び道路局)に適合する構造の改善補強を行う必要のある橋梁を把握するため、橋梁耐震点検調査を実施する。
 - イ 上記調査に基づき、補修等対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強を実施する。
 - ウ 新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

3 トンネルの整備

道路管理者は、災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所の整備を進める。

ア トンネルの耐震点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を指定する。

イ 上記調査に基づき、補強対策工事が必要と指定された箇所について、トンネルの補強工事を実施する。

4 障害物除去用資機材の整備

市その他道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の障害物除去用資機材を配備している業者と協定等の締結を促進し、障害物除去業務に備える。

[資料編 6-1 障害物除去機械一覧表]

[資料編 12-14 災害時における応急対策業務に関する協定]

5 漁港施設

漁港管理者は、輸送拠点としての機能強化を図るため、緑地など多目的に利用可能なオープンスペース、耐震強化岸壁、臨港道路等を備えた防災拠点の整備を図る。

第13節 ライフライン施設等の安全確保

<基本方針>

- ライフライン施設及び設備の被害を防止又は軽減するため、施設等の耐震性の向上、災害対策用資機材等の整備等を図るとともに、各施設の定期的な巡視点検等を実施し安全対策に万全を期する。

1 上水道施設

市及び水道事業者は、地震や津波による上水道施設の被害を防止又は軽減するため、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）及び「岩手県水道広域的防災構想」を踏まえ、計画的な施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の耐震性の向上

ア 水源地、ポンプ場、配水池

- ・ 水源地、ポンプ場等の施設は、耐震化を進めるとともに、停電に備えて、自家発電設備の整備を図る。
- ・ 配水池は、耐震化を図り、緊急遮断弁等を設置する。

イ 管路

- ・ 配水管は、重要度、緊急度の高いところから計画的に耐震管に更新を進める。
- ・ 管路は、耐震継手や伸縮可撓管など、耐震性の高い構造、材質とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。

(2) 給水体制の整備

災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ペットボトル等の飲料水の備蓄のほか、給水袋や給水用タンク等の応急給水用資機材や、応急・復旧資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

市は、地震や津波による下水道施設の被害を防止又は軽減するため、施設の耐震性の向上を図る。

ア 下水管渠

- ・ 新たな下水管渠の敷設は、耐震性を確保するため、構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。
- ・ マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。
- ・ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。

イ ポンプ場、浄化センター

- ・ ポンプ場、浄化センターは、非常用発電設備を整備する。なお、津波が想定される地域に存する場合は、2階以上の高層階へ設置する。
- ・ 新たなポンプ場、浄化センターの建設は、耐震性を確保するため構造面での耐震化を図る。なお、津波が想定される地域に建設する場合は、耐津波性能を有するように配慮する。
- ・ 既設のポンプ場、浄化センターは、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。なお、津波が想定される地域に存する場合は、耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。

3 電力施設

- ・ 電気事業者は、災害による電力施設の被害を防止又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。
- ・ 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(1) 施設等の耐震性向上

発電設備（水力、地熱）		<p>ア ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。</p> <p>イ 水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計する。</p> <p>ウ その他の電気工作物については、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準及び発電用火力設備に関する技術基準に基づき設計する。</p> <p>エ 建物は、建築基準法による耐震設計とする。</p>
送電設備	架空電線路	電気設備の技術基準に基づき、設計する。
	地中電線路	<p>ア 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき、設計する。</p> <p>イ 洞道については、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき、設計する。</p> <p>ウ 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。</p>
変電設備		<p>ア 機器については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。</p> <p>イ 建物は、建築基準法による耐震設計とする。</p>
配電設備	架空配電	電気設備の技術基準に基づき、設計する。

	線路	
	地中配電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
通信設備		屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮して設計する。

(2) 電気工作物の予防点検等

- ・ 電気工作物を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行う。
- ・ 自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。
- ・ 一般公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協議会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についてのPRに努める。

(3) 災害対策用資機材の確保等

設備ごとの必要最小限の資機材の種類、数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を進める。

ア 所要資機材計画	エ 資機材及び輸送の調達
イ 輸送計画（車両、舟艇、ヘリコプター等）	オ 資機材輸送の調査確認
ウ 保管施設の整備	

(4) ヘリコプターの活用

- ・ 災害が発生した場合に備え、航空会社との出動協力及び連絡体制について整備する。
- ・ 災害時においては、ヘリコプターの基地を有する電気事業者は、その設備の整備状況を点検するとともに、その他着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部に報告する。

4 ガス施設

ガス事業者は、地震や津波によるガス施設の被害を防止又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

(1) 施設等の耐震性の向上（LP ガス施設）

製造施設及び貯蔵所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	火気との距離を確保するために、消費先の容器置場に隔壁を設置する場合は耐震性を考慮して施工するとともに、既設の隔壁等については、耐震性の評価を実施し、必要に応じ、強化等の措置を講じる。
容器	容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。

配管	<p>ア 配管は、可能な限り露出管化するとともに、埋設配管を設置せざるを得ない場合は、耐震性の高い配管を設置する。</p> <p>イ 既設の埋設配管については、計画的に、露出管化又は耐震性の高い配管へ切替えを行う。</p>
安全器具	<p>ア 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。</p> <p>イ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。</p> <p>ウ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。</p>

(2) 災害対策用資機材の確保等

災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

(3) 防災広報活動

災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

<p>ア ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置</p> <p>イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置</p>
--

5 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図るとともに、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

(1) 電気通信設備の耐震性及び耐浪性の向上

- 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

<p>ア 津波等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐浪性の向上や耐水構造化を行う。</p> <p>イ 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。</p>
--

- 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網を整備する。

<p>ア 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。</p> <p>イ 主要な中継交換機を、分散配置する。</p> <p>ウ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。</p> <p>エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を進める。</p>

(2) 重要通信の確保

- 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時、疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- 災害時には、設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、電気通信の疎通を

図る。

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

- | | |
|---|-------------------------|
| ア | 非常用衛星通信装置 |
| イ | 可搬型衛星地球局 |
| ウ | 可搬型無線機 |
| エ | 移動基地局及び臨時基地局 |
| オ | 移動電源車及び可搬型発電機 |
| カ | 応急ケーブル |
| キ | 電気通信設備等の防災用機材（消火器、土のう等） |

(4) 災害対策用資機材の確保等

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。

(5) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

6 放送施設

放送事業者は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

(1) 設備の対策

- ・ 送信所、演奏所の建物、構築物の耐震化を図る。
- ・ 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の防火・耐震対策を実施する。
- ・ 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- ・ 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
- ・ 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について、定期的に自主点検を実施する。

(2) 放送継続体制の整備

災害により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

第14節 津波災害予防

＜基本方針＞

- 再び人命が失われることがない多重防災型まちづくりを目指し、対策の検討に当たり、次の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。
 - ・ 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 (L2)
 - ・ 最大クラス (L2) の津波に比べて津波高は低いものの発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波 (L1)
- 最大クラスの津波 (L2) に対しては、住民等の避難を柱に、海岸保全施設整備等のハード対策、まちづくり及び避難対策等のソフト対策を組み合わせた、多重防災により生命を守ることを最優先する。
- 最大クラスの津波に比べて津波高は低いものの、発生頻度が高く、概ね百数十年程度で起こり得る津波 (L1) に対しては、過去に発生した津波等を地域ごとに検証したうえで、海岸保全施設の整備等により、生命と財産を守ることを基本的な考え方とする。
- 津波災害の防止・軽減を図るため、海岸保全事業等の計画的な実施を促進する。
- 津波防災対策を十分考慮に入れ、土地利用計画、公共施設計画、交通施設計画等の策定又は見直しを行い、津波に強いまちづくりを進める。

1 津波災害予防事業

- ・ 国、県及び市は、国の「社会資本整備重点計画」及び「岩手県東日本大震災津波復興計画」、「陸前高田市震災復興計画」等に基づき、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設等の整備を計画的に実施する。
- ・ 海岸保全施設の整備目標は、過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、概ね百数十年程度の頻度で起こり得る津波に対応できる高さとする。
- ・ 防潮堤、河川堤防、水門、陸閘など海岸保全施設の整備に当たっては、まちづくりと一体的に検討を行い、地域に最も適した効果的な配置とする。この場合において、海岸保全施設の復旧・整備に当たっては、東日本大震災による海岸保全施設の破壊メカニズムについて詳細な検証を実施し、計画規模を超える津波に対しても破壊されにくい構造とする。
- ・ 水門や陸閘については、操作員の安全を確保するため、操作の電動化・遠隔化、通信手段・電源等の多重化を図る。
- ・ 防潮堤防等の設置と並行して、津波の被害を軽減することを目的として、海岸防災林造成事業を進める。

2 海岸地域の津波防災化

- ・ 市、県及び防災関係機関は、土地利用計画、公共施設計画、交通施設計画等の策定又は見直しに当たっては、津波防災対策を十分考慮に入れ、津波に強いまちづくりを進める。
- ・ 東日本大震災による津波により被災した住宅地や集落については、海岸保全施設の配置計画と市街地・集落の立地や産業の形態を考慮し、住民との合意形成を図りながら、総合的に検討を行い、嵩上げや高所移転により安全な住環境を確保する。

(1) 土地利用上の対策

- ・ 津波による被害が予想される場所では、土地利用の現状、地域の将来の発展、住民生活の利便性を十分考慮し、津波による被害を可能な限り少なくできるような土地利用を誘導する。
- ・ 建築基準法に基づく災害危険区域について検討するとともに、小規模の集落については、住宅の高地への移転を誘導する。
- ・ 東日本大震災による津波により被災した市街地については、海岸保全施設等により一定の安全性を確保した上で、津波のシミュレーションを参考に、住宅地、商業地、業務地、工業地や必要に応じて建築制限を行う地域などを適切に配置する。
- ・ 災害対応等の中枢となる市庁舎や病院、学校、福祉施設等の公共公益施設は、安全性の高い場所に配置する。
- ・ 避難時間を短縮する避難ビルや避難タワー、防災公園や避難路等を適正に配置する。

(2) 公共公益施設の安全性の確保

市庁舎、学校、病院、公民館、社会福祉施設等の公共公益施設は、地域の主要な機能を有しており、その配置が地域の形成を性格付けることから、高台その他の安全性の高い場所に配置するなど、地域内の活動、広域内の活動等を踏まえた津波に強いまちづくりを誘導する。

(3) 交通施設の配置等

道路、鉄道等の交通施設は、その地域における土地利用を誘導し、災害時には避難路及び救援路となることから、公共施設管理者や民間事業者等と連携して、まちづくりのランドデザインと一体となったルートの見直しや嵩上げによる防災機能の付加、公共施設等の建築物の構造強化を行うなど、その配置及び構造について、特に配慮して計画する。

第15節 地盤災害予防

<基本方針>

- 地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の地盤災害を防止するため、危険地域の実態を調査するとともに、危険な箇所における必要な災害防止策を実施する。
- 地盤災害が発生するおそれのある区域について、市民に周知を図るとともに、情報収集・伝達体制及び警戒避難体制を確立する。
- 地盤の弱体化を招く宅地造成工事の規制等の適切な指導を行う。

1 地盤災害防止対策の推進

(1) 地盤災害発生危険箇所の現況

市内の土砂災害発生危険箇所の状況は、次のとおりである。

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所の状況は、「資料編 2-5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表」のとおり
- イ 土石流危険溪流等の状況は、「資料編 2-6 土石流危険溪流一覧表」のとおり
- ウ 地すべり危険箇所の状況は、「資料編 2-7 地すべり危険箇所一覧表」のとおり
- エ 山地災害危険地区の状況は、「資料編 2-8 山地災害危険地区一覧表」のとおり
- オ 土砂災害警戒区域等の状況は、「資料編 2-9 土砂災害警戒区域等指定一覧表」のとおり

(2) 土砂災害ハザードマップの周知

市は、「土砂災害・洪水ハザードマップ」により、危険箇所に関する情報を住民に提供し、適切な土地利用、日頃の防災活動、災害時の対応等について周知を図る。

(3) 土砂災害警戒区域等における措置

- ・ 県は、土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、遅滞なく基礎調査結果を公表するとともに、市の意見を聞き、その区域を指定する。
- ・ 市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、地域防災計画に次の事項を定める。

- ア 土砂災害に関する情報の収集、伝達
- イ 土砂災害に関する予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ウ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- エ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- オ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- カ 救助に関する事項
- キ その他土砂災害を防止するために必要な避難に関する事項

2 警戒避難体制の確保

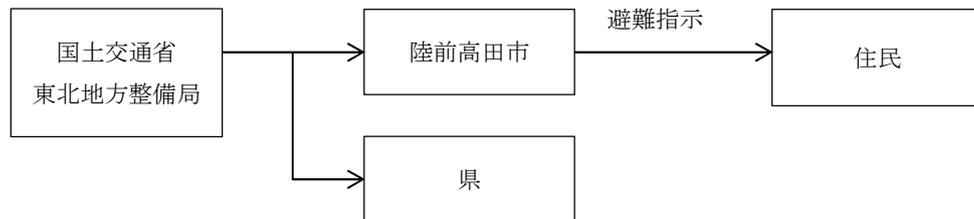
市は、地盤災害の警戒避難体制を確立するため、次の事項を定める。

- ア 避難指示の発令基準
- イ 避難指示の対象区域
- ウ 住民からの前兆現象や土砂災害発生情報の収集、伝達体制
- エ 土砂災害に対して安全な避難場所及び避難所の確保
- オ 要配慮者の利用施設、在宅要配慮者に対する情報の伝達方法

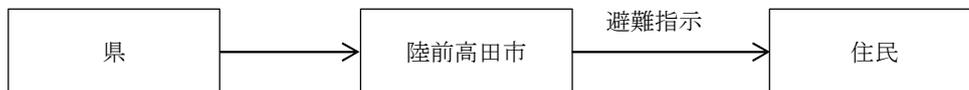
3 土砂災害緊急情報の通知

- 市は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合、国、県が実施する緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）の通知を受け、避難指示の判断に資するものとする。

<国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図>



<県が緊急調査を行う場合の伝達系統図>



- 地すべり、がけ崩れ等が発生した際には被害状況の早期把握に努める。

4 宅地防災対策

- 県は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事については、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の設定等の規制を実施する。
- 防災パトロールを強化して、違反宅造、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期する。

第16節 火災予防

<基本方針>

- 地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

1 出火防止、初期消火体制の確立

(1) 火災予防の徹底

- ・ 市及び消防本部・消防署並びに消防団は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、市防災行政無線、消防車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- ・ 市及び消防本部・消防署は、火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

<住民への指導内容>

ア 一般家庭

- ① すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防火防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。
- ② 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導を行う。
 - ・ 火気使用設備の取扱方法
 - ・ 消火器の設置及び取扱方法
 - ・ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検履行
 - ・ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法

イ 職場

予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防火防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。

- ① 災害発生時における応急措置要領の作成
- ② 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底
- ③ 避難、誘導體制の確立
- ④ 終業後における火気点検の励行
- ⑤ 自衛消防隊の育成

(2) 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

市及び消防本部・消防署は、火災時において、消防署・消防団の活動とともに地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

ア 防火防災訓練の実施

防災関係機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ 民間防火組織の育成

(ア) 婦人防火クラブ等の育成

家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、女性を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

(イ) 幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

(3) 予防査察の強化

- ・ 消防本部・消防署は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により定期的に実施する。
- ・ 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物、公共施設等について、定期査察のほかに、随時、特別査察を行う。

(4) 防火対象物の防火体制の推進

消防本部・消防署は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制を進める。

- | | |
|---|----------------------|
| ア | 防火管理者の選任 |
| イ | 消防計画の作成 |
| ウ | 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施 |
| エ | 消防用設備等の点検整備 |
| オ | 火気の使用又は取扱い方法 |
| カ | 消防用設備等の設置 |

(5) 危険物等の保安確保指導

ア 石油類

- ・ 消防本部・消防署は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。
- ・ 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。
- ・ 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

イ 化学薬品

市及び消防本部・消防署は、事業所、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

2 消防力の充実強化

市及び消防本部・消防署は、大火災に対処しうる消防力を確保するため、県の指導、援助等を受けながら、消防力の充実強化に努める。

(1) 総合的な消防計画の策定

地震災害が発生した場合における防災活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物、地下街等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

(2) 消防活動体制の整備強化

火災発生時における初動体制を確立するため、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、消防相互応援協定の締結により広域消防体制の整備を図る。

[資料編 12-1 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定]

(3) 消防施設等の整備強化

ア 消防装備の充実

(ア) 可搬式小型動力ポンプの充実

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防団への可搬式小型動力ポンプの充実強化を図る。

(イ) 救助用資機材の充実

倒壊家屋等からの人命救助を行うため、必要な資機材の充実強化を図る。

イ 消防水利の確保

消火栓、防火水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

ウ 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

エ ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

[資料編 6-7 飛行場外離着陸場一覧表]

[資料編 6-8 飛行場外離着陸場の設置基準等]

第17節 ボランティアの育成

<基本方針>

- 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 防災ボランティアリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等、受入体制の整備に努める。

1 防災ボランティア・リーダー等の養成

- ・ 市及び県は、日本赤十字社岩手県支部（以下「日赤県支部」という。）、日本赤十字社陸前高田市地区（以下「日赤陸前高田市地区」という。）、市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）と連携し、ボランティア活動について広報等により、普及啓発活動を行う。
- ・ 日赤陸前高田市地区は、日赤奉仕団に対するコーディネーターの養成研修、防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成研修を行う。
- ・ 市社協は、ボランティアの入門講座、ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座等養成研修を行う。この場合において、日赤県支部、日赤陸前高田市地区、市社協は、防災ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、市と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。
- ・ 市は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

- ア 地域事情に関すること
- イ 要配慮者の状況
- ウ 要配慮者に対する配慮（心構え）
- エ 避難所の状況
- オ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

2 防災ボランティアの登録

- ・ 日赤県支部、日赤陸前高田市地区、市社協は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。
- ・ 防災ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無、活動地域等の別に行う。

3 防災ボランティアの受入体制の整備

- ・ 市及び県は、日赤県支部、日赤陸前高田市地区、県社協、市社協等とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。
- ・ 市は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。

- | | |
|---|---------------------|
| ア | 防災ボランティアの受入担当課 |
| イ | 防災ボランティアに提供する情報 |
| ウ | 防災ボランティアに提供する装備、資機材 |
| エ | 防災ボランティアの宿泊する施設 |
| オ | 防災ボランティアの活動拠点 |
| カ | 防災ボランティアとの連絡調整の方法 |
| キ | その他必要な事項 |

- ・ 市及び県は、県社協、市社協等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者に補償を行う「ボランティア保険（災害特約付）」への加入について配慮する。

4 関係団体等の協力

市は、あらかじめ、次の団体と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。また、平時における防災活動への協力方法等についても協議する。

- | | |
|---|--------------|
| ア | 青年団体協議会 |
| イ | 女性団体協議会 |
| ウ | 町内会 |
| エ | 自主防災組織 |
| オ | その他必要と思われる団体 |

第18節 震災に関する調査研究

<基本方針>

- 東日本大震災による津波の対応等に関する検証を活用し、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、常に最新の情報に留意し、検証及び科学的な調査研究に努める。

1 調査研究

地震・津波災害は、災害事象が広範かつ複雑であり、地域社会へ及ぼす被害が連鎖的かつ広域的に波及する特徴を有しているため、市及び防災関係機関は、東日本大震災による津波等の対応に関する検証を活用し、研究機関等との連携を深め、次の調査研究を進めることで、総合的かつ計画的に防災対策を進める。

- ア 被害想定に関する調査研究
- イ 地盤に関する調査研究
- ウ 建造物の耐震性に関する調査研究
- エ 津波災害に関する調査研究
- オ 地震災害に関する調査研究
- カ 避難に関する調査研究
- キ その他必要な調査研究

第19節 業務継続対策

<基本方針>

- 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 市及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画の策定の促進に努める。
- 市は、業務継続計画に基づき、市職員に対する研修・訓練を実施するとともに、今後、定期的な計画の見直し、課題の解消に努める。
- 市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続強化推進計画の策定に努めるものとする。
- 市は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

1 事業継続計画等の策定

- ・ 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画を策定するように努める。

事業継続計画とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画のこと。

- ・ 県、市及び関係団体は、各企業等における事業継続計画の策定に資する情報提供等を進める。
- ・ 市は、災害時に重要業務を継続するため、業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するとともに、市職員に対する研修・訓練の実施や課題の抽出、組織改編等に伴う見直し等により、計画の継続的な改善を図る。
- ・ 業務継続計画には、概ね次の内容について定める。

ア 災害時において優先して実施すべき業務
 イ 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 ウ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
 エ 電気・水・食料等の確保に関する事項
 オ 通信手段の確保に関する事項
 カ 行政データのバックアップに関する事項

[附属資料 陸前高田市業務継続計画]

2 企業等の防災活動の推進

- ・ 企業等は、市及び県との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等、防災活動の推進に努める。

- ・ 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- ・ 市及び県は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。

ア 企業等の職員の防災意識の高揚を図ると共に、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。

イ 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスをを行う。

第2章 応急対策計画

第1節 活動体制

<基本方針>

- 市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定し、組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部局間における人員面での協力体制を確立する。
- 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災関係機関相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に定めるところによる。

1 市の活動体制

市は、市域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等に、各部課等の総合調整、防災関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための組織として、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

(1) 災害警戒本部

ア 設置基準

注意体制* (1号体制)	① 震度4の地震を観測したとき ② 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき
特別警戒体制 (3号体制)	① 震度5弱の地震を観測したとき ② 津波注意報が発表されたとき

※各体制の構成員等については「地震・津波編 P59 2 職員の動員配備体制」に示す。

イ 分掌事務

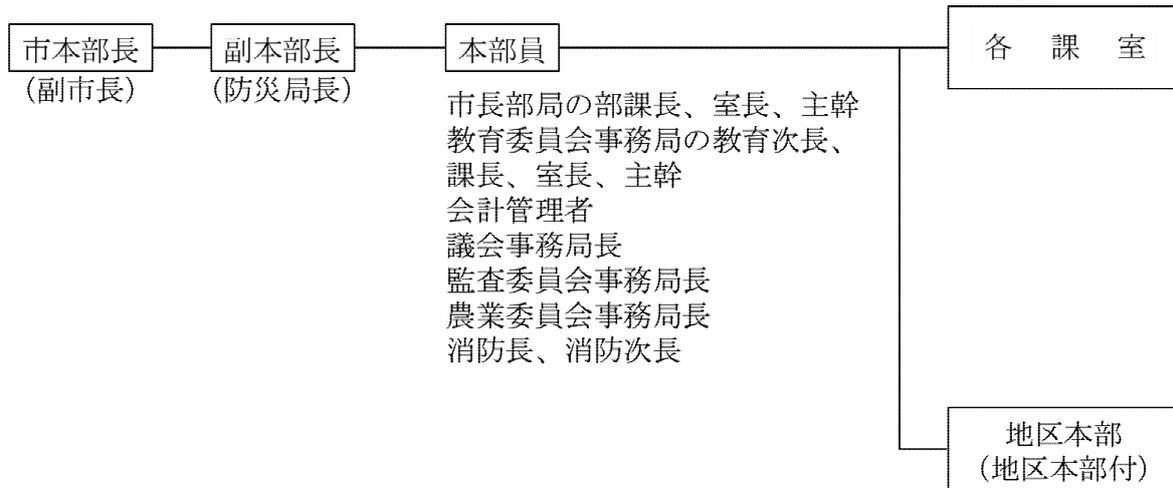
災害警戒本部の分掌事務は、「資料編 1-1 陸前高田市災害警戒本部の分掌事務」に示す。

ウ 廃止基準等

- ・ 災害警戒本部は、市本部長（副市長）が、津波注意報が解除された場合等、災害発生のおそれなくなると認めるときに廃止する。
- ・ 市本部長（副市長）は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

エ 組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりである。



(2) 災害対策本部

- ・ 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。
- ・ 災害対策本部は、県の災害対策本部及び地方支部と密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

[資料編 13-3 陸前高田市災害対策本部条例]

ア 設置基準

非常体制 (4号体制)	① 震度5強の地震を観測したとき ② 津波警報が発表されたとき
非常体制 (5号体制)	① 震度6弱以上の地震を観測したとき ② 大津波警報が発表されたとき ③ 相当規模の災害が発生したとき、又は、相当規模の災害発生のおそれがある場合において、本部長(市長)が必要と認めたとき

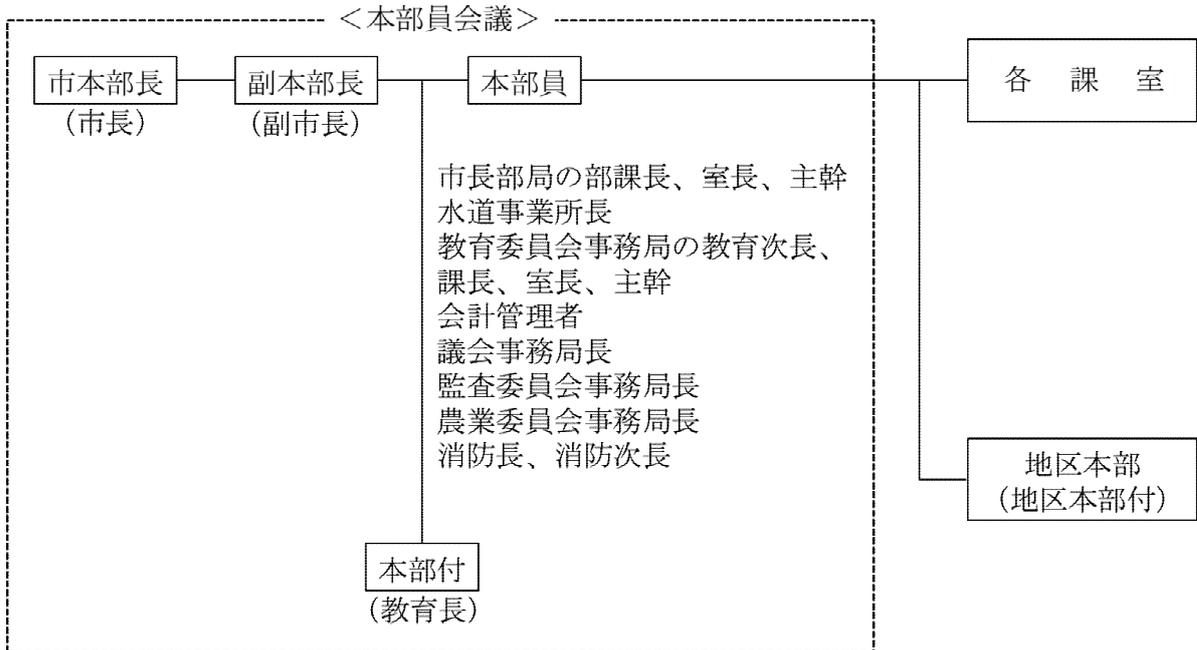
イ 設置場所等

- ・ 災害対策本部は、原則、消防防災センター(高田町字栃ヶ沢 210-2)に設置する。
- ・ 各課室は、災害の発生により市役所庁舎が使用不能となった場合、又は余震等による被災が想定される場合には、順次、以下に示す代替施設へ機能を移動し、業務を継続する。

代 替 施 設	
第1位	総合交流センター(高田町字太田 5)
第2位	保健福祉総合センター(高田町字太田 511)
第3位	コミュニティホール(高田町字栃ヶ沢 210-3)

ウ 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。



(ア) 本部員会議

- ・ 本部員会議は、市本部長、市副本部長、本部付及び本部員で構成する。
- ・ 本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各課室において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

(イ) 各課室

各課室は、災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。

(ウ) 地区本部

- ・ 地区本部は、地区内における災害活動組織として、情報収集を行い、災害対策本部と緊密に連絡の上、災害応急対策に当たる。
- ・ 地区本部長及び副地区本部長、地区本部員は、原則、地区本部が設置される地区に居住及び出身の職員で構成し、出先機関等の職員、消防団員で消防団の部長職以上の職員を除き、各課室で必要な職員が確保できるよう、毎年度、防災課において指名する。

(エ) 現地災害対策本部

- ・ 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、市本部長が必要と認めたとき設置し、現地で災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害情報の収集、地区本部等の指揮・監督、災害対策本部、消防団、各地区コミュニティ推進協議会、自主防災組織、町内会等との連絡調整を行う。
- ・ 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員で構成し、現地災害対策本部長は、市本部長が本部員の中から指名し、現地災害対策本部員は、市本部長が関係部課長等と協議の上指名する。

エ 分掌事務

- ・ 災害対策本部の分掌事務は、「資料編 1-2 陸前高田市災害対策本部の分掌事務」のとおりである。ただし、災害の形態、業務の実態、経過日時等の状況により他課室に対する応援体制を本部員会議で調整する。
- ・ 各課室は、所管する事項について、あらかじめ具体的な活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

オ 廃止基準

- ・ 市本部長が、市域に災害が発生するおそれがなくなると認めるとき。
- ・ 市本部長が、概ね災害応急対策が終了したと認めるとき。

(3) 災害対策本部等の設置及び廃止の周知等

- ・ 市は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置・廃止した場合、市民へ周知するとともに、直ちに県災害情報システムより報告する。(なお、県災害情報システムを通じて、報道機関に公表される。)
- ・ 災害状況に応じて、その他防災関係機関にも連絡し、連絡体制を密にする。

名 称	連絡先	所在地
大船渡警察署	電話 26-0110	大船渡市盛町字下館下 14-2
高田幹部交番	電話 55-2022	高田町字栃ヶ沢 210-5
沿岸広域振興局 大船渡地域振興センター	電話 0192-27-9931	大船渡市猪川町字前田 6-1
盛岡地方気象台	電話 019-622-7868	盛岡市山王町 7-60
南三陸沿岸国道事務所 大船渡維持出張所	電話 0192-26-5356	大船渡市立根町字中野 27
釜石海上保安部	電話 0193-22-3820	釜石市魚河岸 1-2 釜石港湾合同庁舎 4F
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社大船渡線営業所	電話 0226-24-5108 (夜間・休日 0226-41-0569)	気仙沼市古町 2-8-57
NTT 東日本(株)岩手支店	電話 019-625-4960 (夜間・休日 090-4554-9245)	盛岡市中央通 1-2-2
日本郵便(株)陸前高田郵便局	電話 0192-55-2350	竹駒町字滝の里 24-12
東日本電力(株) 大船渡電力センター	電話 0192-26-7070	大船渡市盛町字内の目 11-10

2 職員の動員配備体制

(1) 参集基準

- 市域で災害対策の必要性がある場合は、次表に従い、あらかじめ決められた職員が参集のうえ配備につく。

体制区分	参集基準	防 災 局 消 防 本 部 ・ 消 防 署	各 部 課 等 の 長	地区本部員	その他 職 員	
				市防災行政 無線従事者 秘書係職員		
災害警戒本部	注意体制 (1号体制)	① 震度4の地震を観測したとき ② 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき ③ 長周期地震動階級3の地震が発生したとき	参集	連絡	連絡	連絡
	特別警戒体制 (3号体制)	① 震度5弱の地震を観測したとき ② 津波注意報が発表されたとき	参集	参集	参集	連絡
災害対策本部	非常体制 (4号体制)	① 震度5強の地震を観測した時 ② 津波警報が発表されたとき	参集	参集	参集	連絡
	非常体制 (5号体制)	① 震度5強以上の地震を観測したとき ② 長周期地震動階級4の地震が発生したとき ③ 大津波警報が発表されたとき ④ 相当規模の災害が発生したとき、又は、相当規模の災害発生のおそれがある場合において、本部長（市長）が必要と認めたとき	参集	参集	参集	参集

参集：参集基準を確認した際には、直ちに登庁
連絡：連絡を受けて登庁

- 正職員（派遣職員を含む。）以外の会計年度任用職員は、勤務時間内においては、所属長の指示に従って行動し、勤務時間外においては、勤務を要しない。

(2) 動員の方法

- 職員への配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区 分	伝 達 方 法
勤務時間内	庁内放送、電話、メール等
勤務時間外	電話、メール等

- 各部課長等は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ次の事項を定める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 配備指令の系統及び順位 イ 職員ごとの参集方法及び所要時間 ウ 所定の場所に参集できない場合の参集先 エ その他必要な事項 |
|--|

(3) 動員体制の整備

- 各課室において、あらかじめ配備体制に基づく課員の動員連絡体制を毎年度当初に作成し、これを防災課へ報告するとともに、課員に周知徹底する。
- 初動期の迅速かつ確かな防災対策を実施するため、防災対応や避難誘導、避難所運営に係る行動ルールとなる各種マニュアル等を作成し、実践的な初動体制を確立する。

(4) 参集時の留意事項

- 各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害を覚知したとき、又は震度5強以上の地震が発生したとき、津波警報・大津波警報が発表されたときは、配備指令を待たずに直ちに勤務場所、災害対策本部又は地区本部へ参集する。
- 参集にあたっては、次の事項に注意する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 家屋等の倒壊、瓦等の落下物、切れた電線等に注意する。 イ 津波注意報・警報が発表されている場合は、津波浸水区域を通らないようにする。 ウ 川の近くやがけ・沢など、災害発生のおそれがある場所は通行しないようにする。 エ 特に夜間参集の際は、道路の陥没や落下物に十分注意する。 オ ガス漏れの可能性があるので、火気に十分注意する。 |
|---|

(5) 消防団員となっている市職員の配備

- 消防団員となっている市職員のうち、消防団の部長職以上の職にある職員は、原則として消防団活動を優先する。ただし、部課長級職員、防災課職員及び市防災行政無線従事者の職員は除く。
- 各課室は、応急対策の実施上、消防団活動に従事している市職員を必要とする場合は、総務課に通知し、総務課は、職員の配置について調整する。

(6) 通常経路や交通手段が利用できない場合の対応

通常経路や交通手段が利用出来ない場合は、次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 通常以外の経路を検討する。 イ 徒歩、自転車、バイク等を利用しての参集を検討する。 ウ ア及びイのいずれの方法も難しい場合は、所属長等に報告し、指示を受ける。 エ 通信途絶により所属長等に連絡できない場合は、最寄りの地区本部又は避難所へ参集 |
|---|

し、通信回復後、所属長の指示を仰ぐ。

(7) 応援職員の動員

- ・ 各部局長は、要員が不足する部署が生じたときは、同部局の職員を応援させる。
- ・ 各部局長は、所管する業務を執行するに当たり、部局内の職員を総動員してもなお不足するときは、総務部長に「様式2 応援要請書」により増員を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、応援要請書は事後に提出する。
- ・ 総務部長は、各部局長から増員の要請を受けた場合において、その必要性を認めたときは、速やかに不足する人員を他の部局から増員する。
- ・ 市本部長は、全本部職員をもってしてもなお要員が不足するときは、他の市町村、県又は国の職員等の派遣を県知事あてに要請する。
- ・ 市は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き家など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(8) 職員の心得

- ・ 職員は、休日又は勤務時間外に災害の発生又はその危険を覚知したときは、その状況に応じ登庁又は連絡をし、上司の指示を受ける。
- ・ 自主参集基準に該当する場合は、原則として、負傷者などを除く全職員が速やかに参集する。
- ・ 職員の家族、住居に被害が発生した場合には、必要な措置に当たるとともに、その状況を報告し、上司の指示を受ける。
- ・ 職員は、昼夜間の別、災害の程度により、ときには長期化する場合を考慮し服装、装備、携行品（食料、飲料水、着替え、タオル等）に留意する。
- ・ 職員は、自らの安全を確保し、退避ルールに基づいて行動する。

<退避ルール>

- ・ 全ての災害において、危険な場所に無理して近づかないようにし、危険を感じた際は、速やかに安全な場所に避難すること。
- ・ 津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された際には、津波到達予想時刻の10分前までに、安全な場所に避難を完了すること。

(9) その他

災害対策本部を設置した場合、災害対策本部の表示（垂幕、看板等）を掲げる。

3 防災関係機関の活動体制

- ・ 防災関係機関は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画、県計画及び市計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。

- ・ 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策の実施に当たっては、市、県等との連携を図る。

第2節 津波警報・地震情報等の伝達

<基本方針>

- 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波情報及び津波予報（以下、本節中「津波警報等」という。）並びに地震津波に関する異常な現象に係る伝達、通報を迅速かつ正確に実施する。
- 通信設備が被災した場合においても、津波警報等を関係機関に伝達するため、通信手段の多重化に努める。

<実施機関>

実施機関	活動の内容
市本部	津波警報等の周知
県本部	津波警報等の市町村等に対する伝達
釜石海上保安部	津波警報等の船舶への周知
NTT 東日本㈱	津波警報等の市町村に対する伝達
盛岡地方気象台	1 津波警報等の発表 2 津波予報・警報等の関係機関に対する通知
日本放送協会 盛岡放送局	津波予報・警報等の放送
㈱IBC 岩手放送	
㈱テレビ岩手	
㈱岩手めんこいテレビ	
㈱岩手朝日テレビ	
㈱エフエム岩手	

<市本部の担当>

課 室	担 当 業 務
防災課	津波予報・警報等の周知及び伝達
消防本部・消防署	

1 津波警報等の伝達

市本部	防災課、消防本部・消防署
防災関係機関	県本部、釜石海上保安部、NTT 東日本(株)、盛岡地方气象台、放送事業者

(1) 伝達系統

津波警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

区 分	発 表 機 関	伝 達 系 統
大津波警報・津波警報・津波注意報	気象庁	「資料編 3-3 津波予報（注意報・警報）伝達系統図」のとおり
地震及び津波に関する情報	気象庁	「資料編 3-4 地震及び津波に関する情報伝達系統図」のとおり
地震に関する情報	気象庁 本庁等	「資料編 3-4 地震及び津波に関する情報伝達系統図」のとおり

(2) 伝達機関等の責務

- 津波警報等の発表機関及び伝達機関は、津波警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、津波警報等の伝達先その他必要な事項を定める。
- 津波警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間における体制の整備に留意する。
- 津波警報等の伝達機関は、災害により通信設備が損壊した場合においても、津波警報等の伝達等ができるよう、通信手段の多重化に努める。

(3) 市の措置

- 市は、津波警報等を受信した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。
- 夜間及び休日等における津波警報等の受信及び通知は、災害対策本部又は災害警戒本部が設置されている場合を除いて、消防署員等が受信し、これを防災局長、消防長等の関係者に通知する。
- 市は、津波警報等の受信後、テレビ、ラジオ等の報道内容に注意するとともに、県大船渡地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、正確な気象情報及び地震、津波情報の把握に努める。
- 市は、市防災行政無線の整備、全国瞬時警報システム(Jアラート)、テレビ・ラジオ、携帯電話(緊急速報メール)等のあらゆる手段の活用等により、住民、団体等に対する津波予報・警報等の伝達手段の確保に努める。
- 津波予報・警報等の広報は、概ね次の方法による。

ア 市防災行政無線	エ 災害 FM
イ 携帯端末の緊急速報メール機能	オ SNS (Facebook、X、LINE)
ウ 広報車	カ 市のホームページ

[資料編 1-8 気象予報・警報等の種類]

2 異常現象発生時の通報

市本部	防災課、消防本部・消防署
防災関係機関	県本部、釜石海上保安部、盛岡地方気象台

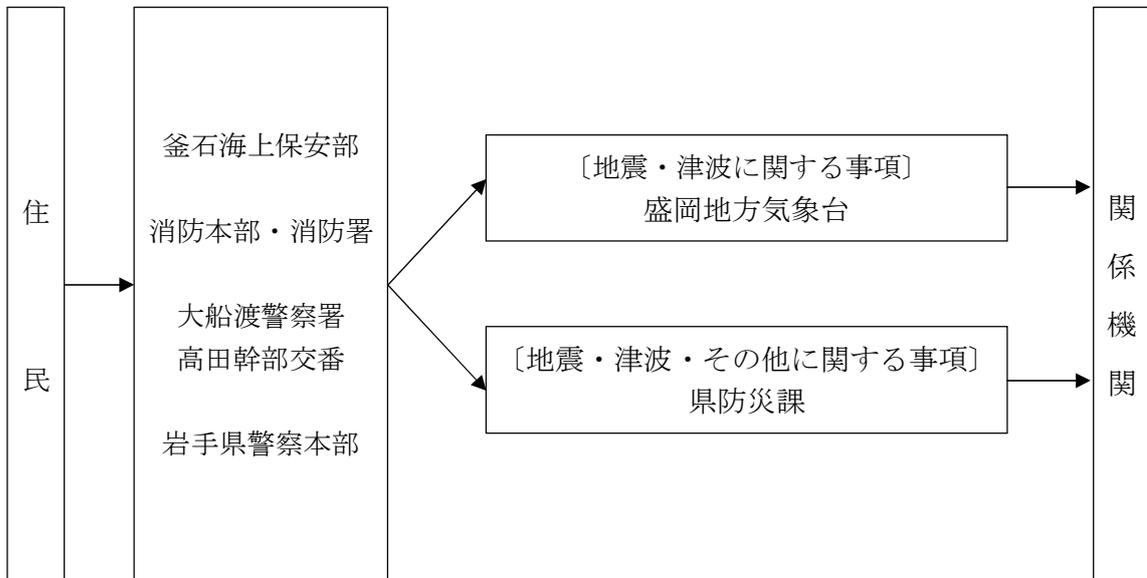
(1) 異常現象発見者の通報義務

- ・ 地震及び津波に関する異常な現象を発見した者は、速やかに市職員、警察官又は海上保安官に通報する。
- ・ 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市職員に通報するとともに、(2)に定める担当機関に通報するよう努める。

(2) 通報先

- ・ 通報を受けた市職員、警察官又は海上保安官は、盛岡地方気象台及び県防災課に通報する。
- ・ 通報を受けた県防災課は、予防等の措置を講ずべき所管の関係課に通知する。

<異常現象の通報、伝達経路>



注 情報伝達の順位は、予想される災害に対する直接の防災関係機関への伝達系統を優先する。

<通報を要する異常現象の種類>

区分	異常現象の内容
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
津波に関する事項	潮位、水位の異常な変動
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 通信の利用

<基本方針>

- 市その他防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の確保を図る。
- 通信施設等が損壊した場合、代替通信手段を確保するとともに、迅速に応急・復旧ができるよう、資機材及び要員の確保に努める。
- 災害時における通信は、原則として専用通信施設より行うが、災害によって使用できない場合又は緊急を要する場合は、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用し、通信の確保を図る。

1 電気通信設備の利用

市本部その他防災関係機関は、災害時において電気通信設備が輻輳した場合、災害用優先電話又は電報を利用し、通信を確保する。

(1) 災害用優先電話の利用

あらかじめ通信事業者から承認を受けた災害用優先電話を利用し、通信を確保する。

[資料編 3-6 災害時優先電話番号一覧表]

(2) 非常・緊急電報の利用

市本部は、発信紙又は電話により、次の方法のとおり非常・緊急電報を利用する。

ア 発信紙の場合

発信紙の余白欄に「非常」又は「緊急」と朱書き電報サービスセンターに申し込む。

イ 電話の場合

自己の電話番号及び頼信責任者名を電報サービスセンターに申告の上、申し込む。

2 専用通信施設の利用

- ・ 専用通信施設の設置者は、災害時における通信連絡に当たり、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。
- ・ 専用通信施設の設置者は、可搬型地球局、携帯型地球局等の衛星通信施設を活用するほか、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急・復旧に要する要員及び資機材を確保する。
- ・ 市本部は、「岩手県防災行政情報通信ネットワーク」における衛星通信システムにより、県本部等との通信を確保する。

<専用通信施設の設置機関>

設備名	設置者
岩手県防災行政無線設備	岩手県
陸前高田市防災行政無線設備	陸前高田市
陸前高田市消防救急無線設備	陸前高田市消防本部
警察電話（有線・無線）設備	岩手県警察本部
東日本旅客鉄道（有線・無線）設備	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社

3 電気通信施設が利用できない場合の通信の確保

(1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

- 市本部及び指定地方行政機関は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

ア 警察通信設備	エ 海上保安通信設備	キ 電力通信設備
イ 消防通信設備	オ 気象通信設備	ク 自衛隊通信設備
ウ 水防通信設備	カ 鉄道通信設備	

- これらの通信設備の利用又は使用に当たっては、次の事項を管理者に申し出て行う。なお、当該機関相互において、あらかじめ、協議又は協定の締結により円滑な利用を図る。

ア 利用し、又は使用しようとする通信施設	エ 発信者及び受信者
イ 利用し、又は使用しようとする理由	オ 利用又は使用を希望する機関
ウ 通信の内容	カ その他必要な事項

(2) 非常通信の利用

- 市本部その他防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策のため必要があると認めるときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。
- 非常通信は、地震、津波、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。
- 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信する。
- 無線局の免許人は、防災関係機関以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。
- 非常通信による通報の内容は、「資料編3-7 非常通信規約」、「資料編3-8 非常通信運用細則」に定めるところによる。
- 非常通信は、最寄りの東北地方非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。
[資料編3-9 東北地方非常通信協議会構成員名簿]
- 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

ア あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号
イ 字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
ウ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。
エ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(3) アマチュア無線局の活用

市本部は、非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。

(4) 東北総合通信局による通信支援

県本部及び市本部は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(5) 自衛隊による通信支援

市本部その他防災関係機関の長は、災害応急対策のため必要がある場合は、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼する。

(6) 放送の利用

- 市本部は、主として当市地域の災害に関し、緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は著しく困難な場合においては、「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続きに基づき、次の放送事業者に対し、災害に関する通知・要請、津波予報・警報等の放送の要請をすることができる。

放送事業者名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	019-626-8826	盛岡市上田 4-1-3
(株)IBC 岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町 6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸 2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮 5-2-25
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通 2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5514	盛岡市内丸 2-10

- 県本部及び市本部は、次の分担により要請する。

区分	内容
市本部	主として市域の災害に関するもの（ただし、特に緊急を要する場合は、県が要請する場合もある。）
県本部	ア 県全域又は複数の市町村の地域に及ぶ災害に関するもの イ 日本放送協会盛岡放送事業者に対する緊急警報放送の要請

- 放送の要請は、次の事項を放送事業者に文書により通知の上行う。なお、緊急を要する場合は、電話又は口頭により要請する。

ア 放送を求める理由	エ 放送希望時間
イ 放送内容	オ その他必要な事項
ウ 放送範囲	

第4節 情報の収集・伝達

<基本方針>

- 災害応急対策を実施するため、防災関係機関と密に連携を図り、災害情報システムを活用する等、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 災害応急対策の実施に当たり、重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集し、伝達する。

<実施機関>

実施機関	担当業務	様式
市本部	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1、1-1
	2 避難指示の実施状況	2、2-1、2-2
	3 人的被害及び住家被害の状況	A (確定前)
	4 市有財産の被害状況	3 (確定後)
	5 県立以外の社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4
	6 国立、県立以外の医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	B、C (確定前) 5 5-1 (確定後)
	7 消防施設の被害状況	6
	8 自然公園施設、観光施設の被害状況	D (確定前) 7 (確定後)
	9 商工関係の被害状況	E (確定前) 8 (確定後)
	10 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況	9
	11 県管理以外の水産関係の被害状況	※F(農林水産関係は確定前に使用) 10 (確定後)
	12 県管理以外の漁港施設等の被害状況	11 (確定後)
	13 県管理以外の農業施設の被害状況	12 (確定後)
	14 県管理以外の農作物等の被害状況	13、13-1 (確定後)
	15 県管理以外の家畜等の被害状況	14 (確定後)
	16 県管理以外の農地農業施設の被害状況	15 (確定後)
	17 県管理以外の林業施設、林産物、市有林及び私有林の被害状況	16 (確定後)
	18 市管理の河川、道路・橋梁、海岸、都市施設等の被害状況	※G(土木・都市施設関係は確定前使用) 17 (確定前)
	19 市管理の公営住宅に係る被害状況	18 (確定前) ※H(教育施設、文化財関係は確定前使用)
	20 市立小中学校に係る児童、生徒、教職員等の被害状況	19 (確定後)
	21 市立小中学校の被害状況	20 (確定後)
	22 市指定文化財の被害状況	21 (確定後)

[資料編 災害報告様式 (岩手県)]

実施機関	担当業務
県本部	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況 2 避難指示の実施状況 3 人的被害及び住家被害の状況 4 県管理施設等の被害状況
東北森林管理局 三陸中部森林管理署	国有林の施設、森林等の被害状況
東北運輸局 気仙沼海事事務所	船舶の被害状況
釜石海上保安部	1 海上における災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況 2 人的被害の状況 3 港湾被害の状況 4 船舶の航行状況、係留状況
南三陸沿岸国道事務所 大船渡維持出張所	所管する道路の被害状況
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	震度5強以上の地震を観測した場合及びその他の災害の発生に際し必要と認めた場合における施設等の被害状況
NTT 東日本(株) 岩手支店	所管する電気通信関係施設の被害状況
エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ(株)	
(株)NTT ドコモ	
KDDI(株)	
ソフトバンク(株)	
楽天モバイル(株)	
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 気仙沼 BRT 営業所	所管する BRT 関係施設の被災状況
岩手県交通(株)	所管するバス路線関係施設の被災状況
東北電力ネットワーク(株) 大船渡電力センター	所管する電力関係施設の被災状況
(一社)岩手県高圧ガス 保安協会大船渡支部	ガス関係施設の被災状況

<市本部の担当>

課室	担当業務
防災課	1 各課室の災害情報、被害状況の取りまとめ 2 人的被害に係る被害調査・報告 3 災害応急対策の実施状況 4 避難指示の実施状況
消防本部・消防署	1 消防施設に係る被害調査報告 2 高圧ガス・火薬類施設被害報告
財政課	庁舎、市有財産等に係る被害調査・報告
保健課	医療施設に係る被害調査・報告

課 室	担 当 業 務
広田診療所 二又診療所	
福祉課 こころの復興支援室	社会福祉施設に係る被害調査・報告
子ども未来課 保育所	児童福祉施設に係る被害調査・報告
まちづくり推進課	1 コミュニティセンター、文化施設等に係る被害調査・報告 2 市内の情報通信に係る被害調査・報告 3 公共交通機関に係る被害調査・報告
市民課	戸籍システム等に係る被害調査・報告
税務課	住家等に係る被害調査・報告
商工観光課 交流推進課	1 商工鉱、電力及びガス施設に係る被害調査・報告 2 観光施設に係る被害調査・報告 3 体育施設に係る被害調査・報告
農林課	農林施設に係る被害調査・報告
水産課	水産・漁港施設に係る被害調査・報告
建設課	道路、橋梁等に係る被害調査・報告
住宅政策室	公営住宅に係る被害調査・報告
土地活用推進課	1 都市公園等に係る被害調査・報告 2 所管する施設に係る被害調査・報告
上下水道課	上下水道施設等の施設に係る被害調査・報告
会計課	金融機関等に係る被害調査・報告
教育総務課 図書館 博物館	教育施設、社会教育施設、文化財に係る被害調査・報告
学校教育課 学校給食センター	学校給食センターに係る被害調査・報告
地区本部	地区内の被害・避難状況調査・報告

1 災害情報の収集、報告

市本部	全課室
防災関係機関	全関係機関

(1) 市本部

- ・ 市域における災害情報は、前述の〈市本部の担当〉に従い実施する。
- ・ 収集した情報は、各課室がとりまとめ、市本部へ報告する。
- ・ 市本部は、防災局長を災害情報の総括責任者とし、災害情報の収集、総括、報告に当たる。
- ・ 市本部は、災害情報の収集に当たって、大船渡警察署と緊密に連絡を行う。
- ・ 市本部は、災害情報の収集及び被害調査が困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部、県大船渡地方支部、その他防災関係機関に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	ウ 応援期間	オ 携行すべき資機材等
イ 活動地域	エ 応援業務の内容	カ その他参考事項

- ・ 市本部は、市域内で震度5強以上を記録した場合、原則として、覚知後30分以内で可能な限り迅速に、第一報を県本部及び消防庁へ報告する。
- ・ 市本部は、県本部と連絡がとれない場合は、直接、消防庁に被害状況を報告する。
- ・ 市本部又は消防本部・消防署は、地震により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに消防庁及び県本部に報告する。
- ・ 市本部は、災害情報の収集、報告に当たって、次の事項に留意する。

ア 災害が当初の段階で、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。

イ 収集した災害情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。

ウ 市本部が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報について、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。

エ 災害時、被災現地における消防団員から、直接被害状況を収集するなど、孤立が想定される地域の確実な被害情報の把握に努める。

- ・ 各地区本部は、所管区域内で得た災害に関する情報を市本部に報告する。
- ・ 市本部は、必要に応じ調査担当者を現地に派遣する。派遣された調査担当者は、関係機関の協力を得て、迅速かつ正確に被害現況の調査を行うとともに、「様式3 被災者調査原票」を作成する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告する。

2 災害情報の報告要領

市本部	防災課、消防本部・消防署
防災関係機関	県本部

(1) 報告を要する基準

- ア 市の管轄地域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの
- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ウ 市が災害対策本部を設置したもの
- エ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの、又は市における災害は軽微であっても、全体的に見た場合、同一災害で大きな被害を生じているもの
- オ 国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要する被害を生じているもの
- カ 災害の状況、社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 被害状況判定の基準

災害による被害の判定基準は、「資料編 3-10 被害状況判定の基準」による。

(3) 災害情報の種類

災害情報は、次の種類別に報告する。

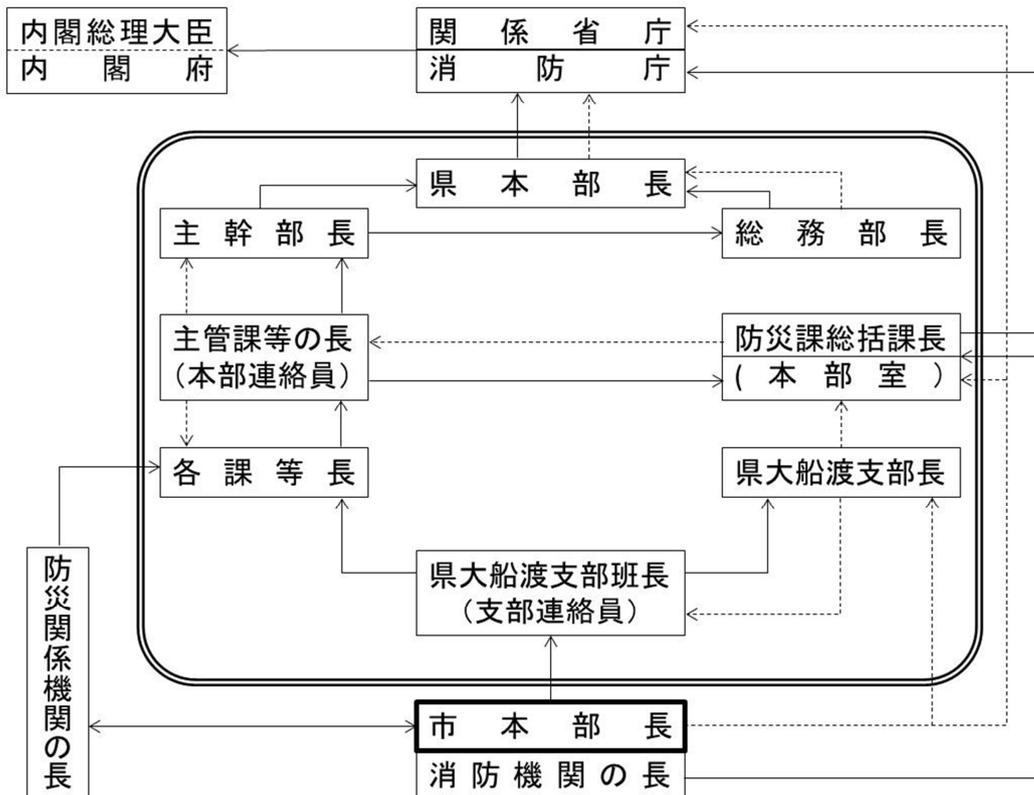
種類	内容	報告様式	伝達手段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの	様式 1～1-1	原則として、インターネットや県情報通信基盤(いわて情報ハイウェイ)を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるFAXはバックアップ用として利用する。
	災害の規模及びその状況が判明するまでの間(災害発生初期)に、種類別に報告するもの	様式 A～J 及び様式 2-1、3、4、5、5-1、6、9、22、23、24	
被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式 2～25	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

[資料編 災害報告様式(岩手県)]

(4) 災害報告に係る用語の定義

被害報告に使用する用語の定義は、「資料編 3-11 被害報告に係る用語の定義」による。

<災害情報伝達系統図>



----- 災害情報のうち初期情報報告、額等報告、その他報告

———— 被害情報(初期情報報告を除く。)

———— 殺到情報、概括情報、直接即報基準に該当する火災・災害情報 [資料編 3-12 報告区分別系統図]

3 災害情報収集の優先順位

- ・ 災害情報は、災害の規模の把握及び災害応急対策を実施するために重要な情報を優先的に収集する。
- ・ 災害発生の当初は、住民の生命身体に対する被害状況及び住民の当面の生活に関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。
- ・ 災害の規模、状況が判明した後は、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査、収集する。

4 災害情報通信の確保

市 本 部	防災課、総務課
-------	---------

(1) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の収集、報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 市本部と県本部・県大船渡地方支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、災害時優先電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

イ 市本部と他の防災関係機関との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、インターネット、専用電話、災害時優先電話、電報、非常通信

(2) 伝達手段の確保

- ・ 災害情報の収集、伝達は、自ら有する有線、無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な手段をもって行う。
- ・ 有線、無線施設が地震により損壊した場合には、【第2章第3節「通信の利用」】に定める他の通信手段により、災害情報の収集、伝達を行う。
- ・ すべての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして、災害情報の収集、伝達に努める。

第5節 広報広聴

<基本方針>

- 人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策等を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 市本部は、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力するとともに、報道機関は、市本部からの災害広報の要請に対して積極的に協力する。
- 防災関係機関は、広報活動を関係機関との密接な連携協力のもとに行い、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 市本部その他災害広報の実施者は、広報実施に際し、災害後の時間経過等を考慮するなど、被災者のニーズに応じた情報の提供に努める。その際、要配慮者が必要な情報を取得できるよう配慮する。
- 情報通信事業者は、広報手段に関する技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報実施者の広報活動への協力に努める。
- 広聴の実施に際し、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者のニーズの把握に努める。

<実施機関>

実施機関	広報広聴活動の内容
市本部	1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 避難指示 4 避難所の開設状況 5 医療所、救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急・復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 ボランティア、義援物資等に関する情報 15 その他必要な情報
県本部	1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が発令した避難指示 4 医療所・救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 医療機関の情報

実施機関	広報広聴活動の内容
	7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急・復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設情報 12 ボランティア、義援物資等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
釜石海上保安部	1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 事故発生海域における船舶航行の安全に係る指示（勧告）
南三陸沿岸国道事務所 大船渡維持出張所	1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急・復旧の見通し
NTT 東日本(株) 岩手支店	1 通信の疎通の状況 2 災害応急・復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ(株)	
ソフトバンク(株)	
(株)NTT ドコモ	
KDDI(株)	
楽天モバイル(株)	
日本赤十字社岩手県支部 陸前高田市地区	1 義援物資の配給 2 義援金品等の募集
東日本旅客鉄道(株) 気仙沼BRT営業所	1 BRT 施設の被災状況 2 災害応急・復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力ネットワーク(株) 大船渡電力センター	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急・復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
日本放送協会 盛岡放送局	1 気象予報・警報等の伝達 2 市町村長等が発令した避難指示 3 災害発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況
(株)IBC 岩手放送	
(株)テレビ岩手	
(株)岩手めんこいテレビ	
(株)岩手朝日テレビ	
(株)エフエム岩手	
(株)岩手日報社	1 災害発生状況及び被害状況 2 各災害応急対策の実施状況
(株)東海新報社	
(株)朝日新聞社盛岡総局	
(株)毎日新聞社盛岡支局	

実施機関	広報広聴活動の内容
(株)読売新聞社盛岡支局	
(株)河北新報社盛岡総局	
(株)産業経済新聞社盛岡支局	
(株)日本経済新聞社盛岡支局	
(株)岩手日日新聞社	
(株)デーリー東北新聞社盛岡支局	
(株)日本農業新聞東北支所	
(株)日刊工業新聞社東北・北海道総局	
(一社)共同通信社盛岡支局	
(株)時事通信社盛岡支局	
(社)岩手県バス協会	
岩手県交通(株)	
(株)気仙タクシー	
高田タクシー(有)	
(有)基石観光企画	
(有)高田交通	
(一社)岩手県高圧ガス保安協会大船渡支部	1 ガス関係施設の被災状況 2 災害応急・復旧の状況 3 利用者へのガス供給等の状況

<市本部の担当>

課室	担当業務
防災課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 2 市防災行政無線等の運営
企画政策課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 2 被災地における広報 3 放送事業者に対する放送要請 4 新聞事業者に対する報道要請 5 報道発表、報道協力要請等報道機関への対応 6 ヘリコプターによる広報
まちづくり推進課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災者の生活相談、苦情に関する総合受付窓口の設置 3 相談、苦情内容に応じた担当部への仕分け
上記以外の課室	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理

1 広報活動

市 本 部 | 企画政策課（資料の収集は全課室）

(1) 広報資料の収集

- 市本部は、被害報告によるもののほか、次に掲げる写真・動画等を撮影、又は収集する。

- | | |
|---|-------------------------------|
| ア | 市本部、地区本部及び現地災害対策本部が撮影した写真、動画等 |
| イ | 防災関係機関、住民等が撮影した写真、動画等 |
| ウ | ヘリコプター等による被災地の航空写真、動画等 |
| エ | 災害応急対策活動の状況取材した写真、動画等 |

- 広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過推移を知ることのできる資料の収集に努める。
- 市本部は、県本部に対して災害に係る広報資料を提供する。

(2) 市民に対する広報

ア 広報の実施

- 市本部その他災害広報の実施者は、関係機関と連携協力し、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の市民等に必要な広報を行う。
- 報道機関は、県本部及び市本部が災害情報システムからLアラートへ送信した情報等について、市民等に広報を行うよう努める。

イ 広報の優先順位

災害広報は、次の事項について優先的に行う。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① 災害の発生状況 | ⑦ 毛布等の生活関連物資の配給 |
| ② 災害発生時の注意事項 | ⑧ 安否情報 |
| ③ 避難指示の発令状況 | ⑨ ライフラインの応急・復旧の見通し |
| ④ 道路及び交通情報 | ⑩ 生活相談の受付 |
| ⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況 | ⑪ 各災害応急対策の実施状況 |
| ⑥ 給食、給水の実施 | ⑫ その他生活関連情報 |

ウ 広報の方法

- 市本部その他災害広報の実施者は、次の方法により広報を実施する。また、広報の実施に当たり、災害に関する総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。
- 広報の方法は、デジタル機器に不慣れな市民に対しても確実に情報が伝達されるよう、声かけによる伝達や紙面での配布を行うなど配慮する。

- | | |
|------------------|------------------------------------|
| ① 市防災行政無線 | ⑦ SNS (Facebook、X、LINE) |
| ② 防災行政無線電話応答サービス | ⑧ 市ホームページ |
| ③ 防災行政無線登録制メール | ⑨ 個別訪問による伝達 |
| ④ 携帯端末の緊急速報メール機能 | ⑩ 広報紙等の紙面 |
| ⑤ 広報車 | ⑪ 災害時双方向情報伝達システム (シン・オートコール) による伝達 |
| ⑥ 災害FM | |

(3) 報道機関への発表

- ・ 災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急対策の実施状況等報告により収集されたもののうち、市本部が必要と認める情報について行う。
- ・ 市本部は、報道機関に発表した情報について、必要に応じて防災関係機関に提供する。

(4) 国、県等に対する周知

- ・ 国、県等に対する周知は、災害の態様、災害応急対策の実施方針及び実施状況を内容とし、被害の実態に対する認識及び理解を深めることを主体とする。
- ・ 周知に当たっては、写真、動画等を活用するほか、市本部職員を派遣してその実情を説明する等、徹底を図る。

(5) 災害広報実施系統

災害広報の実施系統は、「資料編 3-13 災害広報実施系統」による。

2 広聴活動

市本部	まちづくり推進課
-----	----------

- ・ 市本部は、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取する。その際、特に要配慮者のニーズの把握に努める。
- ・ 市本部は、広聴活動を推進するため、庁舎内に総合相談窓口、必要に応じて、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。また、市域外に避難した住民に対しても、避難先の市町村等と協力して必要な情報や支援、サービスを提供できる体制を整備する。
- ・ 市本部は、広聴活動に際して、必要に応じて県の支援をうける。

第6節 交通確保・輸送

<基本方針>

- 道路管理者及び交通規制の実施者（以下、本節中「道路管理者等」という。）は相互に協力して、適切な交通規制、応急・復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 市本部及び県本部は、あらかじめ定めた緊急輸送道路によって、災害時における優先的に交通の確保を図る。
- 県本部、市本部及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、保有する車両等の動員計画によって、運送関係業者等が保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 県本部及び市本部は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路、ヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。
- 物資の輸送に当たっては、県及び市の物資集積・輸送拠点を経て、各避難所等へ物資が届けられるよう、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

<実施機関>

実施機関	担当業務
市本部	1 市管理道路に係る交通規制及び応急・復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
県本部	1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る応急・復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
東北管区警察局	広域交通規制の実施に係る管内各警察本部に対する指導及び相互援助
釜石海上保安部	1 保有する船艇及び航空機による緊急輸送 2 海上における船舶等の交通規制（航路啓開）
東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	所管する一般国道45号及び三陸沿岸道路（陸前高田市内）の道路施設に係る交通規制及び応急・復旧
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	1 災害派遣要請に基づく緊急輸送 2 災害派遣活動の実施に係る交通規制
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社	鉄道、BRT車両による緊急輸送

<市本部の担当>

課室	担当業務
防災課	防災拠点等及び緊急輸送道路の指定
財政課	1 緊急輸送車両の調達 2 輸送機関との連絡調整 3 輸送用燃料の確保並びに給油券の発行 4 市有車両等の集中管理及び配車 5 緊急通行車両確認証明書の申請

課 室	担 当 業 務
建設課	1 市内各道路の交通及び安全の確保 2 市管理道路に係る交通規制及び応急・復旧 3 道路、河川及び公共施設関係障害物の除去

1 交通確保

市本部	防災課、財政課、建設課
防災関係機関	県本部、南三陸沿岸国道事務所、東北管区警察局、陸上自衛隊岩手駐屯部隊

(1) 情報連絡体制の確立

市本部その他道路管理者等は、交通混雑、道路・橋梁等の被害状況を把握し、あらかじめ定めた災害時における情報連絡システムによって相互に連絡をとるとともに、県本部に報告する。

(2) 防災拠点等の指定

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の輸送、集積等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下、「防災拠点等」という。）は、次のとおり指定する。

ア 防災拠点

- ・ 陸前高田市役所
- ・ 陸前高田市消防防災センター
- ・ 大船渡警察署高田幹部交番
- ・ 県立高田病院
- ・ 各地区コミュニティセンター

イ 物資集積拠点

- ・ 総合交流センター

ウ 海上輸送拠点

- ・ 長部漁港
- ・ 広田漁港

エ 交通拠点

- ・ 旧矢作小学校
- ・ 川の駅よこた
- ・ 道の駅高田松原

(3) 緊急輸送道路の指定

- ・ 市及び県は、あらかじめ緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- ・ 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。

ア 県内の都市を結ぶ幹線道路

イ 防災拠点、輸送拠点へのアクセス道路

ウ 上記道路の代替道路

[資料編 9-1 緊急輸送道路の指定状況]

(4) 道路啓開等

- ・ 市本部その他道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

- ・ あらかじめ、市内における復旧資材、機械等の状況を把握し、陸前高田市建設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における応急・復旧に対処する供給体制を整備する。

[資料編 6-1 障害物除去機械一覧表]

[資料編 12-14 災害時における応急対策業務に関する協定]

- ・ 道路啓開等で生じた瓦礫等の障害物の処理は、【第2章第19節「廃棄物処理・障害物除去」】を参照。

(5) 交通規制

市本部その他交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、関係機関と相互に連絡をとりながら、交通規制を実施する。

ア 規制の内容

- ・ 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。
- ・ 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。
- ・ 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員が自らその措置を行う（自衛官又は消防吏員にあつては、警察官がその場にいない場合に限る。）。
- ・ 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

イ 周知

市本部その他交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないように、交通規制に係る情報を多様な手段を用いて周知する。

(6) 緊急通行車両の確認申請

市本部その他防災関係機関は、あらかじめ県公安委員会に緊急通行車両の事前届出書を提出し、届出済証明の交付を受ける。

[資料編 6-2 緊急通行車両一覧表]

ア 事前に届出済証明の交付を受けている車両

災害時に緊急輸送を行う場合、確認審査を省略して、県本部長（総合防災室）及び県公安委員会（交通規制課又は警察署）より、災害対策基本法施行規則別紙様式第2及び第3に定める標章及び証明書を受けることができる。

<既に届出済証明を受けている車両が提出する書類>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 当該車両を使用して行う業務を証明する書類 ② 届出済証明 |
|---|

イ 事前に届出済証明の交付を受けていない車両

- ・ 災害時に緊急輸送を行う場合、県本部長又は県公安委員会に緊急通行車両の確認を申し出て、災害対策基本法施行規則別紙様式第2及び第3に定める標章及び証明書の交付を受ける。

<緊急通行車両の確認申請に必要な事項>

- ① 番号標に標示されている番号
- ② 輸送人員又は品名
- ③ 使用者の住所及び氏名
- ④ 輸送日時
- ⑤ 輸送経路（出発地、経由地、目的地）

- ・ 交付された標章は、車両の助手席側ウィンドガラスの上部の見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備え付ける。

(7) 災害時における車両の移動

- ・ 市本部その他道路管理者又は漁港管理者は、災害対策基本法に基づき、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。
- ・ 市本部その他道路管理者又は漁港管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- ・ 市本部その他道路管理者又は漁港管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。

2 緊急輸送

市本部	防災課、財政課、水産課
防災関係機関	釜石海上保安部、陸上自衛隊岩手駐屯部隊、東日本旅客鉄道(株)盛岡支社

(1) 緊急輸送の対象

- ・ 市本部及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両・船舶等を動員するとともに、運送業者及び関係団体との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。

[資料編 12-8 災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定]

- ・ 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。

- ア 応急・復旧対策に従事する者
- イ 医療、通信、調達等で応急・復旧対策に必要とされる者
- ウ 食料、飲料水その他生活必需品
- エ 医療品、衛生資材等
- オ 応急・復旧対策用資機材
- カ その他必要な要員、物資及び機材

(2) 陸上輸送**ア 車両の確保**

- ・ 市本部及び防災関係機関は、あらかじめ災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。
- ・ 市本部及び防災関係機関は、保有し又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。

[資料編 6-3 災害応急対策における車両等の供給に関する協定書]

[資料編 6-4 災害応急対策における車両等の供給に関する協定締結業者一覧表]

イ 輸送用燃料の確保

市本部及び防災関係機関は、あらかじめ災害時における燃料の調達方法等を定める。

[資料編 6-5 災害応急対策における燃料等の供給に関する協定締結業者一覧表]

ウ 市本部における自動車輸送**(ア) 公用車の集中管理**

- ・ 災害対策本部設置後は、原則として、総務部財政課において、公用車を集中管理する。ただし、各課室は、当該課室が自動車を直接管理することが、所掌する応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められた場合は、移管しないことができる。
- ・ 各課室は、公用車を使用する場合は、総務部財政課に申し込む。なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して申し込む。

① 輸送貨物の所在地	⑤ 荷送人
② 輸送貨物の内容、数量	⑥ 荷受人
③ 輸送先	⑦ その他参考事項
④ 輸送日時	

(イ) 運送事業者の保有する自動車の調達

市本部は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、市内輸送事業者に連絡し、その確保を図る。ただし、必要数が確保できない場合は、県大船渡地方支部又は防災関係機関に連絡し、その確保を図る。

(3) 海上輸送**ア 海上輸送の実施**

次に掲げる事態が発生した場合は、海上輸送を実施する。

- (ア) 陸上輸送が途絶したとき
- (イ) 陸上輸送のみでは、必要な物資等の輸送が十分でないとき
- (ウ) 船舶以外の輸送方法がないとき

イ 漁船の確保

- ・ 市本部は、漁船による緊急輸送が必要と認めた場合は、広田湾漁業協同組合に対し、船舶のあっせんを要請する。

[資料編 6-6 船舶一覧表]

- ・ 漁船を必要とする場合は、水産課にその確保を依頼する。

- ・ あっせんの要請は、次の事項を明示して行う。

① 要請理由	⑥ 荷送人
② 輸送貨物の所在地	⑦ 荷受人
③ 輸送貨物の内容、数量	⑧ 経費支弁の方法
④ 輸送先	⑨ その他参考事項
⑤ 輸送日時	

ウ 巡視船艇の出動又は派遣

- ・ 市本部は、緊急輸送を必要とする場合において、船舶を確保するいとまがないときは、第二管区海上保安本部に対して、巡視船艇の出動又は派遣を要請する。
- ・ 出動等の要請は、次の事項を明示して、釜石海上保安部、あるいは県本部（総合防災室）を通じて行う。

① 要請理由	⑤ 輸送日時
② 輸送貨物の所在地	⑥ 荷送人
③ 輸送貨物の内容、数量	⑦ 荷受人
④ 輸送先	⑧ その他参考事項

(4) 航空輸送

ア 航空輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

- (ア) 人命、身体のプロテクト上緊急を要するとき
- (イ) その他、輸送又は移送に緊急を要するとき

イ 航空機の確保

- ・ 市本部及び防災関係機関は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部に対し、航空機のあっせんを要請する。

① 要請理由	⑥ 荷送人
② 輸送貨物の所在地	⑦ 荷受人
③ 輸送貨物の内容、数量	⑧ 着陸希望場所及びその状況
④ 輸送先	⑨ その他参考事項
⑤ 輸送日時	

- ・ 自衛隊機を希望する場合における手続は、【第2章第10節「自衛隊災害派遣要請」】に定めるところによる。

ウ ヘリポートの現況及び設置基準

ヘリポートの現況及び設置基準は、「資料編 6-8 ヘリポート設置基準等」のとおり。

第7節 消防活動

<基本方針>

- 市消防機関（消防本部・消防署、消防団）は、防災関係機関と連絡を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 震災時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線や輻輳による119番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮する。
- 市本部は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより応援要請を行う。
- 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

<実施機関>

実施機関	担当業務
市本部	1 消火、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消防機関 (消防本部・消防署・消防団)	1 市本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部	1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 大規模火災に係る他の都道府県消防関係に対する緊急消防援助隊の派遣要請
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

<市本部の担当>

課室	担当業務
防災課	自衛隊の派遣要請及び受入れ
消防本部・消防署	消防活動及びその指導、連絡実施

1 市本部の措置

市本部	防災課、消防本部・消防署
防災関係機関	県本部、陸上自衛隊岩手駐屯部隊

- ・ 市本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、市消防機関に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- ・ 市本部は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。

- 市本部は、市消防機関が行う消防応援活動等を支援する。また、市本部長は、災害が拡大し、必要があると認める場合は、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定し、災害応急対策の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 市本部長は、市消防機関のみによる消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合は、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、必要に応じて、【第2章第10節「自衛隊災害派遣要請」】に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 市本部は、これらの要請を行った場合は、受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合は、ヘリポート及び補給基地を確保する。

2 市消防機関の措置

市本部	消防本部・消防署
防災関係機関	東北電力ネットワーク(株)大船渡電力センター

(1) 応急活動体制の確立

- 市消防機関は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- 市消防機関は、市本部から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
ウ 出動準備終了後における市への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

- 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- 消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- 市消防機関は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
イ 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょに当たる。
エ 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。

- オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
- カ 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎよを優先する。

(3) 通電火災等への警戒活動

市消防機関及び電気事業者は、市民と協力して電力復旧時の通電火災の発生等を防止するため、警戒巡視を行う。

(4) 救急・救助活動

- ・ 市消防機関は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。
- ・ 市消防機関は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。
- ・ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

- ア 要救助者の救助・救出及び負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
- イ 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
- ウ 大規模災害により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(5) 避難対策活動

- ・ 市消防機関は、あらかじめ、避難指示の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。
- ・ 避難指示の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
- ・ 避難指示の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等の正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
- ・ 住民の安全避難を確保するため、災害危険区域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図り、避難誘導を行う。
- ・ 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たり、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(6) 情報収集・広報活動

市消防機関は、災害情報の収集、伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(7) 消防警戒区域等の設定

- ・ 消防職員・団員は、火災の現場において、消防法第28条に基づく「消防警戒区域」等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

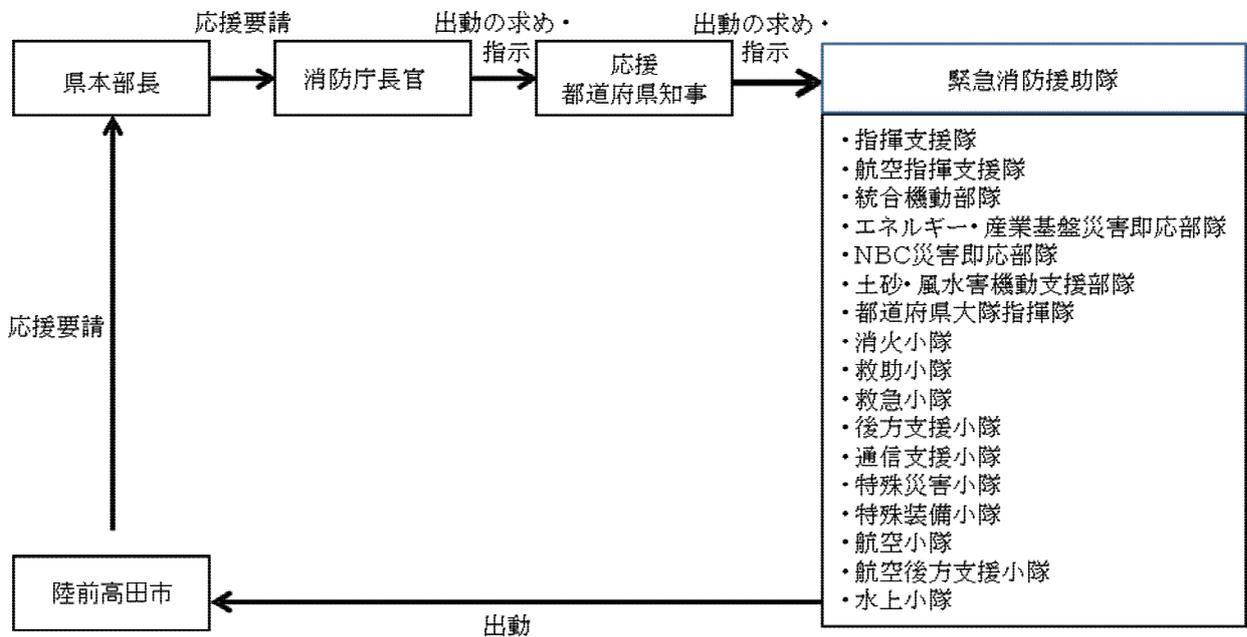
- 消防長・消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防法第23条の2に基づく「火災警戒区域」を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

3 緊急消防援助隊

市本部	防災課、消防本部・消防署
防災関係機関	県本部

- 市本部は、災害の範囲が著しく拡大し、運用可能な消防力をもって対処が困難な場合、緊急消防援助隊の派遣を県本部に要請する。
- 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の運用に関する要綱並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱の規定に基づき出動する。
- 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防機関の長の命令に従い、活動する。また、消防組織法第44条又は第44条の3に基づき、部隊の移動を行うことがある。

<緊急消防援助隊の出動>



第8節 津波・浸水対策

<基本方針>

- 津波による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 浸水危険区域の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に津波・浸水対策を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。

<実施機関>

実施機関	担当業務
市本部	1 所管する海岸・河川等の監視及び警戒 2 津波注意報及び津波警報・大津波警報発表時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 所管する堤防、水門等の応急・復旧
県本部	1 所管する海岸・河川等の監視及び警戒 2 市に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん 3 所管する堤防、水門等の応急・復旧

<市本部の担当>

課室	担当業務
防災課	1 自衛隊の災害派遣要請依頼 2 潮位の変化の監視及び警戒
消防本部・消防署	潮位変化の監視及び警戒
水産課 農林課	所管する水門等の閉鎖
建設課	1 河川水門、堤防等の警戒巡視及び水防上必要な監視 2 水防関係機関との連絡調整 3 所管する堤防、水門等の応急・復旧に関すること

1 監視、警戒活動

市本部	防災課、消防本部・消防署、農林課、水産課、建設課
防災関係機関	県本部

- ・ 市及び河川・海岸管理者は、震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視等し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。
- ・ 潮位の変化等は、監視カメラにより、消防本部・消防署において観測し、変化が見られた場合は、市防災行政無線等により、海岸近くにいる人に対し、情報を伝達し警戒を呼びかける。
- ・ 河川水位の変化等は、監視カメラ、県河川情報システム等により、防災課で観測する。

2 水門等の操作

市本部	農林課、水産課、建設課
防災関係機関	県本部

- ・ 水門、樋門、高圧又は高位部の水路等（以下本節中「水門等」という。）の管理者（操作責任者を含む。）は、津波警報等が発表された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、あらかじめ定めた安全確保策に従い、閉鎖する。ただし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）からの信号により自動閉鎖する水門・陸閘については、「陸前高田地区水門・陸閘操作規則」に従い、閉鎖操作体制を整える。
- ・ 管理者は、地震により水門等に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行われない場合においては、県大船渡地方支部土木班等に応援を要請する。
- ・ 県大船渡地方支部土木班等は、あらかじめ、専門業者等への緊急連絡体制を整備し、業者等の協力を得て、あらかじめ定めた安全確保策に従い、速やかに操作を行う。

3 浸水対策用資機材の確保

市本部	建設課
-----	-----

- ・ 市本部は、浸水対策用倉庫及び浸水対策用資機材の整備に努めるとともに、関係団体・業者と応援協定を締結するなど、その確保を図る。
- ・ 市本部は、浸水対策用資機材に不足を生ずるような場合においては、県大船渡地方支部土木班等を通じて、県本部に応援を要請する。

4 浸水防止応急・復旧

市本部	建設課
防災関係機関	県本部

(1) 河川、海岸

- ・ 河川・海岸管理者は、地震により、堤防が広範囲にわたって崩壊した場合は、河川区域等において活用可能な土地を利用し、緊急用土砂の確保に努める。
- ・ 河川・海岸管理者は、地震により、水門等が損壊した場合は、直ちに仮締切り等の応急措置がとれるよう、専門業者等への緊急連絡体制を整備するものとし、業者等の協力を得て、早期復旧を図るとともに、必要に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

(2) 農業用施設

河川・海岸管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため、防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急・復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

5 津波警報等の伝達

市本部	防災課、消防本部・消防署
防災関係機関	県本部、釜石海上保安部、東日本電信電話(株)、放送事業者

津波警報等が発表された場合、又は津波のおそれがあると認めた場合の伝達は、【第2章第2節「津波警報・地震情報等の伝達計画」】によるものとする。

6 避難指示

市本部	防災課、消防本部・消防署
-----	--------------

津波警報等が発表された場合、又は津波のおそれがあり、被害が予想されると認めた場合の避難指示は、【第2章第13節「避難・救出」】による。

7 消防機関の措置

市本部	防災課、消防本部・消防署
-----	--------------

津波警報等が発表された場合、又は震度4以上の地震が発生した場合、市は消防機関に指示し、警戒に当たらせるとともに、海岸にいる観光客等に津波注意報、警報の伝達及び避難誘導を実施する。

8 災害対策従事者の安全確保

避難指示の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等の災害対策に従事する者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルや退避ルールに基づいて行動し、自らの安全を確保する。

<退避ルール>

- 全ての災害において、危険な場所に無理して近づかないようにし、危険を感じた際は、速やかに安全な場所に避難すること。
- 津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された際には、津波到達予想時間の10分前までに、安全な場所に避難を完了すること。

第9節 受援・応援

<基本方針>

- 大規模災害の発生時には、必要に応じて受援担当窓口を設置して、早期に受援体制を確立する。
- 市及び防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定を締結するなど、日頃から災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- 市及び防災関係機関は、あらかじめ応援計画や受援計画を定めるよう努めるとともに、また、応援・受援に関する連絡・要請情報の確認や応援部隊の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から災害時における体制の整備に努める。
- 市は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。
- 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

<実施機関>

実施機関	応援の内容
市本部	1 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援 2 市域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援
県本部	1 他の都道府県の地域で発生した災害に係る応援 2 県内市町村の地域で発生した災害に係る応援 3 県内市町村の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援
東北農政局岩手県拠点	1 野菜、乳製品等の供給に係る出荷要請及び緊急輸送 2 農業用施設の災害復旧に係る技術者及び技能者の派遣調整 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北運輸局	運送事業者に対する緊急輸送の協力要請
釜石海上保安部	海上保安部の保有する船艇及び航空機の派遣
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	県知事からの災害派遣要請に基づく、人命又は財産保護に係る部隊派遣
日本赤十字社岩手県支部	1 災害救助法適用時における救助の実施に係る協力 2 義援物資及び義援金品の受付及び募集
日本放送協会盛岡放送局	県知事からの要請に基づく、災害放送の実施
(株)IBC 岩手放送	
(株)テレビ岩手	
(株)岩手めんこいテレビ	
(株)岩手朝日テレビ	
(株)エフエム岩手	

実施機関	応援の内容
(公社)岩手県トラック協会	義援物資及び被災者の輸送
(公社)岩手県バス協会	
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	
日本貨物鉄道(株)東北支社	
日本通運(株)気仙沼支店	
北東北福山通運(株)盛岡支店	
佐川急便(株)岩手支店	
ヤマト運輸(株)岩手主管支店	
岩手西濃運輸(株)	
岩手県交通(株)	
日本郵便(株)陸前高田郵便局	
(一社)岩手県高圧ガス保安協会大船渡支部	プロパンガスの提供等

<市本部の担当>

課室	担当業務
防災課	1 県、他市町村、関係機関等との応援協定の統括 2 自衛隊の派遣要請及び受入れ
企画政策課	海外からの支援等に係る連絡、調整
総務課	1 職員の非常招集、配置及び派遣 2 県、他市町村、関係機関及び団体に対する協力又は応援要請 3 従事命令又は協力命令による要員の確保
財政課	1 輸送機関との連絡調整 2 輸送用燃料の確保及び給油券の発行
保健課 広田診療所 二又診療所	1 気仙医師会に対する医療班（医療救護班）の派遣要請 2 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請 3 気仙薬剤師会に対する薬剤師の派遣要請 4 医薬品、医療資機材等の確保に関すること
福祉課 こころの復興支援室	1 ボランティア応援要請 2 障がい者に係る生活用品、補装具等の調達要請 3 義援金の受付及び配分
まちづくり推進課	1 廃棄物処理に係るバキュームカー、収集車等の応援要請 2 仮設トイレの調達要請
市民課	遺体処理器具、資機材等の調達要請
商工観光課 交流推進課	1 衣料、寝具、その他の生活必需品の調達要請 2 プロパンガスの調達要請 3 燃料の調達要請
農林課	1 食糧等の調達要請 2 種苗、種子、病虫害防除用資機材等の調達要請
建設課	1 障害物除去に係る応援要請 2 浸水対策用応急・復旧資材の調達要請 3 被災宅地危険度判定士の支援要請
住宅政策室	1 応急・復旧資材の調達要請 2 応急工作に係る応援要請 3 被災建築物の危険度判定士の支援要請 4 住宅の応急修理に係る資材の応援調達要請

課 室	担 当 業 務
上下水道課	1 応急・復旧資機材及び給水用資機材の調達要請 2 仮設トイレの調達要請
会計課	1 義援金等の出納管理 2 災害対策等の費用の経理
学校教育課 小・中学校 学校給食センター	1 学用品の調達要請 2 被災児童生徒の受入に係る要請 3 給食の実施に係る原材料等の調達要請

1 受援体制の確立

市 本 部	防災課、総務課、財政課、商政課、農林課
-------	---------------------

市の対応力を超える大規模な災害が発生した際には、災害発生直後から、災害対策基本法や災害時相互応援協定等に基づき、職員の派遣、物資の提供等の支援が行われるため、早期に受援体制を確立し、人的資源及び物的資源の受入に当たる。

(1) 受援の種類及び法的根拠

ア 受援の種類と活動時期

受援に必要な資源は、「人的資源」と「物的資源」に分けられ、それぞれ受援の種類と活動時期は、概ね次のとおり想定される。

種 類	活動時期			
	直後～	数日後～	1週間後～	1か月以降
人 的 資 源	自衛隊		→	
	消防機関	緊急消防援助隊等	→	
	警察機関	警察災害派遣隊等	→	
	国土交通省	TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）	→	
	医療機関	岩手 DMAT（災害派遣医療チーム）	→	
		岩手 DPAT（災害派遣精神医療チーム）	→	
	災害時応援協定締結団体		→	
	その他団体からの応援		→	
ボランティア		→		
物 的 資 源	国・県からのプッシュ支援		→	
	災害時応援協定締結団体		→	
	その他団体からの応援物資		→	

イ 応援要請の法的根拠

応援を要請する際の法的根拠は、次のとおりである。

種別	要請先	要請内容	根拠法令等
人的 支援	県知事	応援の要求及び災害応急対策の実施の要請	災害対策基本法第 68 条
		緊急消防援助隊の応援要請	消防組織法第 44 条及び第 45 条、岩手県緊急消防援助隊受援計画
		自衛隊の派遣要請	災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項
	他市町村長	応援の要求	災害対策基本法第 67 条第 1 項
	災害時応援協定締結団体	協定等に定める事項	各種災害時応援協定
物的 支援	県知事	物資又は資材の供給の要請	災害対策基本法第 86 条の 16
	災害時応援協定に基づく調達	物資の供給の要請	各種災害時応援協定

(2) 受援体制の確立

- ・ 市は、円滑に支援を受け入れるため、状況に応じて受援担当窓口を設置し、早期に受援体制を確立するよう努める。
- ・ 受援担当窓口では、受援に係る対外的な窓口、他都市等との調整など、市全体の受援状況の取りまとめを行う。
- ・ 受援に係る経費は、協定等に基づく応援の場合は、協定等で定めた費用負担とし、それ以外の場合は災害救助法の適用等も踏まえ、柔軟に対応する。

(3) 人的資源の受援

市は、外部からの応援職員等を迅速かつ円滑に受け入れ、非常時優先業務を適切に実施するため、受援対象業務の設定、必要な応援職員の技能、依頼の範囲、依頼の指示方法等をあらかじめ検討するものとする（各種要請等については、各節の記載箇所を参照）。

種 別	計画内の記載箇所 (地震・津波編 第2章)
自衛隊	第 10 節 自衛隊災害派遣要請
緊急消防援助隊	第 7 節 消防活動
岩手 DMAT（災害派遣医療チーム）	第 14 節 医療・保健
岩手 DPAT（災害派遣精神医療チーム）	
他市町村（災害対策基本法に基づく応援）	第 9 節 受援・応援
災害時応援協定締結団体	
ボランティア	第 11 節 ボランティア活動

ア 受援対象業務

主な受援対象業務は、次のとおりである。

区 分	主な受援対象業務
情報収集・伝達	ネットワーク、電子機器等の応急復旧
救急・救助、医療	医療活動及び傷病者の搬送
	健康相談及、保健指導等
	遺体の収容、処置及び火葬の実施
避難所等対応	避難所の運営支援
	要配慮者への支援
被災者再建	窓口業務（申請相談、受付等）
	住宅の被害認定調査及び罹災証明書発行
	被災者への生活相談、心のケア
食料、物資等の確保	物資集積・輸送拠点の運営
	物資の受入れ、仕分け、配分
	応急給水活動
その他応急復旧等	応急危険度判定調査
	被害状況調査、道路啓開
	公共土木施設等の応急復旧
	災害廃棄物の収集・処理

イ 受入環境の整備

- ・ 市は、あらかじめ応援職員等に要請する業務内容や手順等を整理しておくとともに、業務マニュアル等を、応援職員等に配布するよう努める。
- ・ 応援職員等の宿泊場所や食料・飲料水等は、応援団体が自ら確保することを原則とするが、応援団体による確保が困難な場合は、市が調整を図るよう努める。

ウ 受入の流れ

① ニーズの把握、応援要請

市は、所管する業務を執行するに当たり、人的資源が不足する場合は、「様式2 応援要請書」による各部局からの要請を踏まえ、応援要請の必要性について協議した上で、災害対策本部会議で決定し、応援団体に対して応援要請を行う。

② 受入準備

市は、受入先の割当て、人数等を調整するとともに、応援団体と連絡調整を行い、応援職員等の人数や到着時期、集合場所、携行品等について事前に把握し、各課室に伝達する。

③ 受入れ

- ・ 市は、応援職員等を受入れ、受援担当窓口を設置した場合は、受援担当窓口において、市全体の受入状況の取りまとめ等を行う。
- ・ 市は、応援職員等が行う受援業務の内容、手順等について、応援職員等に説明する。

④ 受援業務の実施

- ・ 定期的にミーティングを行い、応援職員等に対して業務内容の指示や情報共有を行う。
- ・ 応援職員等の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう、情報共有に留意する。
- ・ 市は、業務量や必要人員を勘案し、必要に応じて、応援職員等の追加要請や業務内容の変更等を検討する。

⑤ 受援の終了

- ・ 受援業務が終了する場合、又は業務に必要な人員が充足するなど受援の必要性がなくなった場合は、受援の終了を検討する。
- ・ 市は、災害対策本部において受援の終了を決定し、応援団体に伝達する。

⑥ 費用負担

市は、国、都道府県又は他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところにより負担する。

<人的資源の受入れの流れ>

事 項	市（受援担当窓口）	市本部長 災害対策本部会議
①ニーズの把握、 応援要請	<p>応援要請の必要性の判断</p> <p>応援要請</p>	<p>応援要請の決定</p>
②受入準備	<p>応援団体との調整、受入れ準備、各課室への伝達</p>	
③応援職員等の 受入れ	<p>受入状況の取りまとめ</p> <p>応援職員への説明等</p>	<p>受入状況の報告</p>
④受援業務の実施	<p>応援職員等との情報共有、業務管理等</p>	<p>受援状況の報告</p>
⑤受援の終了	<p>受援終了の検討</p>	<p>受援終了の決定</p>
⑥費用負担	<p>費用負担（清算）</p>	

(4) 物的資源の受援

発災直後は、市の備蓄品や家庭における備蓄等で対応し、国や県等からのプッシュ支援の開始後は、速やかに物資集積・輸送拠点を開設し、物資の受入れに当たる。（【第2章第15節「食料・生活必需品の供給」】の記載箇所を参照）

ア 受入環境の整備

市の物資集積・輸送拠点は、総合交流センター（高田町字太田5）とし、輸送車両の導線や物資の保管スペース、必要な資器材等についてあらかじめ検討するとともに、上記拠点が被災等により使用できない場合等に備え、他の候補地も検討する。

イ 受入れの流れ

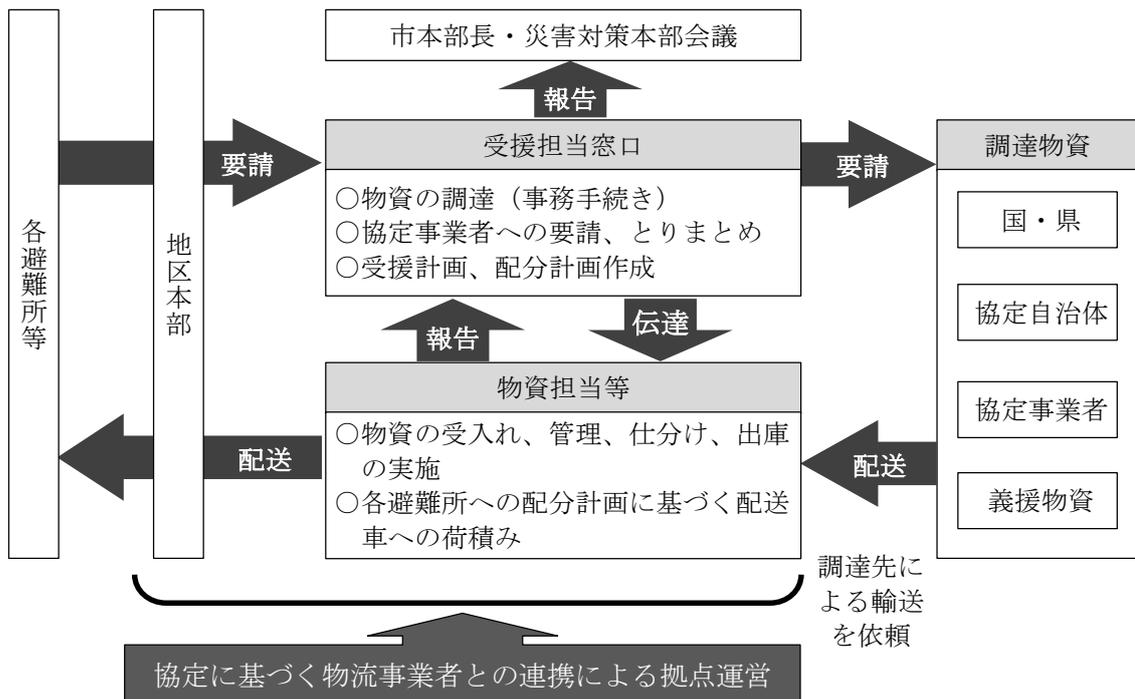
① 物資の調達

- ・ 市は、地区本部等からの報告に基づき、必要な物資の内容や数量をとりまとめ、市内の備蓄物資が不足する場合には、協定団体等に対して物資の調達を要請する。
- ・ 物資集積・輸送拠点までの輸送は、調達先に実施を依頼するが、困難な場合は、協定に基づき車両を確保するなどし、物資集積・輸送拠点まで輸送する。

② 物資集積・輸送拠点の運営

- ・ 物資集積・輸送拠点の運営（受入れ、管理、仕分け、出庫）に当たっては、協定に基づき運送事業者と連携し実施する。
- ・ 拠点では、データにより在庫を管理し、定期的に棚卸しを行う。

<物的資源の受入れの流れ>



2 県内市町村による相互応援

- ・ 県内に大規模な災害が発生した場合、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、相互に応援協力する。
- ・ 県内の被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて、応援要請を行う。

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	北上市	宮古市
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、西和賀町	一関市	釜石市
胆江	奥州市、金ヶ崎町	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町	遠野市	奥州市
両磐	一関市、平泉町	奥州市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町	一関市	奥州市

- ・ 応援の種類は、概ね次のとおりとする。

ア 情報の収集及び提供 イ 食料、飲料水、生活必需物資、燃料等の供給に必要な資機材の提供及びあっせん ウ 被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急・復旧等に係る資機材の提供及びあっせん エ 車両等の提供及びあっせん オ 職員等の派遣 カ 被災者の一時受入れのための施設の提供及びあっせん キ その他、特に要請のあった事項

- ・ 県内の被災市町村は、次の事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

ア 被害の種類及び状況 イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等 ウ 応援を希望する職種別人員 エ 応援場所及び応援場所への経路 オ 応援の期間 カ その他参考事項

- ・ 市は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、あらかじめ近隣市町村及び県外の遠隔市町村等と、相互応援協定を締結する。
- ・ 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

<陸前高田市が他の市町村等と締結した応援協定一覧>

協定名称	協定先	参照先
大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	県内市町村	資料編 12-1
みやぎ・いわて県際沿岸三市災害時相互応援協定書	岩手県：大船渡市 宮城県：気仙沼市	資料編 12-2
岩手・宮城県際市町村災害時相互応援に関する協定	岩手県：一関市、平泉町、 大船渡市、住田町 宮城県：気仙沼市、南三陸町、 栗原市、登米市	資料編 12-3
災害時の相互応援に関する協定	大阪府豊中市	資料編 12-4
災害時の相互応援に関する協定	三重県松阪市	資料編 12-23
友好都市協定	愛知県名古屋市	資料編 12-24

3 県本部に対する応援要請

市本部	防災課、総務課
-----	---------

- 市本部は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合、原則として、県大船渡支部を通じて、県本部に応援を求める。県内の被災市町村に代わって、県本部に応援を求める場合も同様とする。
- 県との調整にあたっては、「岩手県災害時受援応援計画（平成26年4月策定）」を参照する。
- 市本部は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 被害の種類及び状況 イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等 ウ 応援を希望する職種別人員 エ 応援場所及び応援場所への経路 オ 応援の期間 カ その他参考事項 |
|---|

4 防災関係機関の相互協力**(1) 防災関係機関の応援要請**

防災関係機関は、市本部又は他の防災関係機関等の応援のあっせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、市本部に対して口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 被害の種類及び状況 イ 応援を希望する機関名（応援のあっせんを求める場合のみ） ウ 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等 エ 応援場所及び応援場所への経路 オ 応援の期間 カ その他参考事項 |
|--|

(2) 防災関係機関相互間の協力

- ・ 各防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。
- ・ 各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

5 各種団体等との協力

- ・ 市及び防災関係機関は、その所管事務に係る各種団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。
- ・ 市は、物資の不足や地域ニーズの変化に対応できるよう、あらかじめスーパーマーケット、ホームセンター等の民間流通企業等、複数の事業者と災害時の物資の調達に関する協定を締結する。
- ・ 市は、物資を円滑に避難所等に輸送できるよう、あらかじめ物資の輸送や管理等にあたって、専門的なノウハウを有する物流業者との間で、災害時の物資の輸送等に関する協定を締結する。

6 義援物資、義援金の受入れ

市本部	政策推進室、被災者支援室、商政課、農林課、会計課
防災関係機関	県本部、日本赤十字社岩手県支部

(1) 個人等による義援物資**ア 義援物資の受付**

- ・ 市本部は、被災者のニーズを確認し、受入れを希望する物資、希望しない物資を把握の上、その内容を県本部、報道機関等を通じて公表する。
- ・ 受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。
- ・ 市本部は、送付された義援物資を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

イ 配分及び輸送

- ・ 市本部で受け付けた義援物資の配分は、市本部において決定し、被災者に配分する。
- ・ 県本部で受け付けた義援物資の市に対する配分は、県本部において決定し、市本部の指定する場所に輸送し、引き渡す。
- ・ 市本部は、県本部から送付された義援物資について被災者に分配する。

(2) 義援金**ア 義援金の受付**

- ・ 県本部等によって義援金の募集が決定された場合、市本部、県本部及び日本赤十字社岩手県支部は、実施機関相互に連携し、義援金の受付を開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。
- ・ 実施機関は、それぞれに送付された義援金を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

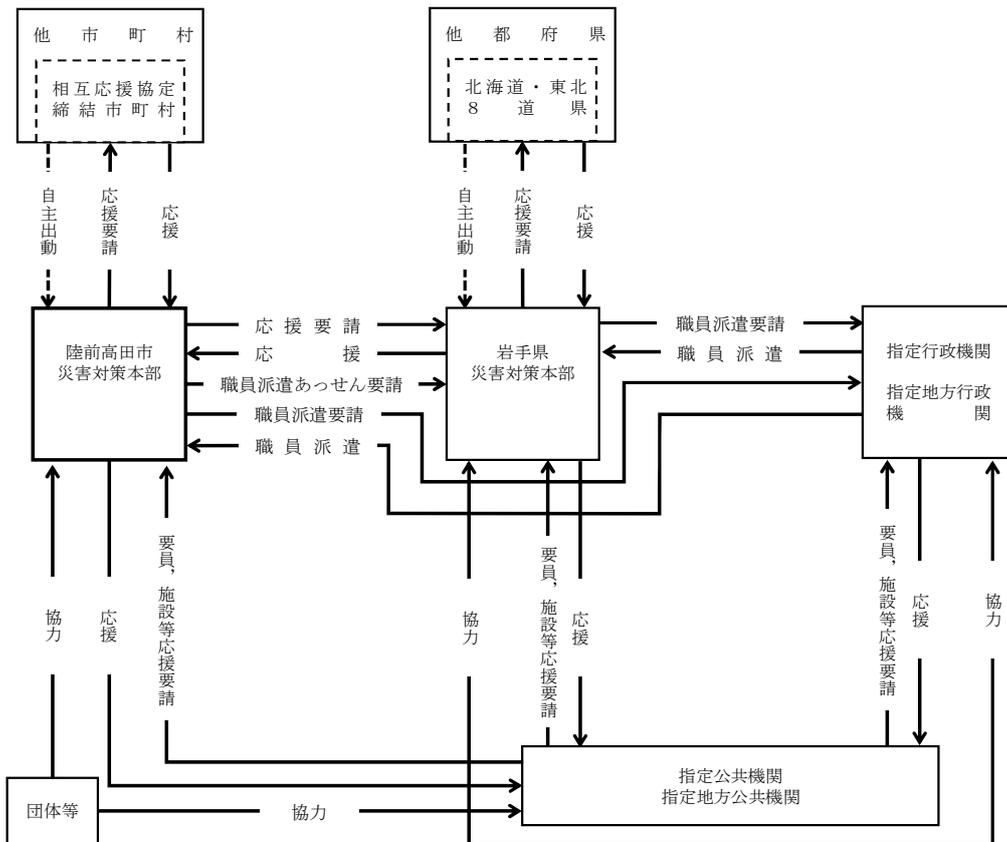
イ 義援金の配分

受け付けた義援金の配分については、義援金収集体等々を構成員として組織する義援金配分委員会において協議し、決定する。

(3) 海外からの支援の受入れ

市本部は、県本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合においては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、その受入れ体制を整備する。

<災害時における相互応援体制>



第10節 自衛隊災害派遣要請

<基本方針>

- 市本部長は、自衛隊の災害派遣を行う必要が生じた場合には、県本部長に要請を行うとともに、自衛隊の受入体制を整備し、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。

<実施機関>

実施機関	担当業務
市本部	1 県本部長に対する自衛隊の災害派遣及び撤収の要請 2 災害派遣部隊との連絡調整 3 災害派遣部隊の受入体制の整備
県本部	県下全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請
釜石海上保安部	県域の海難救助に係る自衛隊災害派遣要請
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	県知事等の要請に基づく災害派遣

<市本部の担当>

課室	担当業務
防災課	1 県本部長に対する自衛隊の災害派遣及び撤収の要請依頼 2 災害派遣部隊との連絡調整 3 災害派遣部隊の受入体制の整備

1 災害派遣の要請

市本部	防災課
防災関係機関	県本部、釜石海上保安部、陸上自衛隊岩手駐屯部隊

- 市本部長は、災害時における救援及び応急・復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。この場合において、市本部長は、必要に応じて、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

ア	災害の情况及び派遣を要する事由
イ	派遣を希望する期間
ウ	派遣を希望する区域及び活動内容
エ	その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等）

- 市本部長は、県本部長に対し災害派遣要請をするよう求めた場合は、災害対策基本法第68条第1項後段の規定により、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、市本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。
- 市本部長は、災害派遣要請の申し出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、

前記の申し出の手續に準じて、県本部長に変更の手續を申し出る。

- ・ 市本部長は、通信の途絶等により、県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。
- ・ 市本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

<災害派遣の基準>

区分	災害派遣の基準
要請派遣	災害に際して、市本部長からの要請により、県本部長等が人命又は財産の保護のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、市本部長からの要請により、県本部等が災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部等の災害派遣要請を待っている場合は、時機を失すると認められる場合

<災害派遣時に実施する救援活動>

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難への援助	避難指示が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助活動	行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関（消防本部・消防署等）が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療・救護及び感染症予防	被災者に対し、応急医療、救護及び感染症予防を行うが、薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び義援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
義援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、義援物資を無償貸付し、又は譲与する。

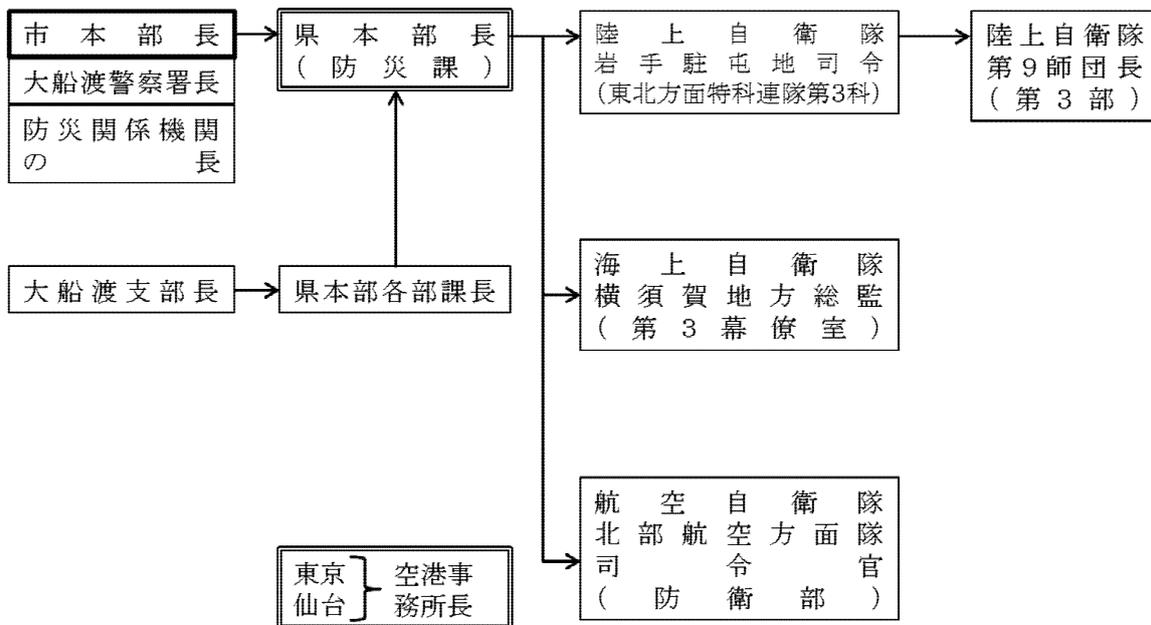
項目	内容
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。

<災害派遣命令者>

県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む。）
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 滝沢 (019) 688-4311 内線 230	駐屯地当直司令 滝沢 (019) 688-4311 内線 490
海上自衛隊	横須賀地方総監	第3幕僚室長 横須賀 (046) 822-3500 内線 2543	当直幕僚 横須賀 (046) 822-3500 内線 2222
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢 (0176) 53-4121 内線 2353	SOC 当直幕僚 三沢 (0176) 53-4121 内線 2204

<要請系統>



注1 □は災害派遣要請権者、()は主管部課等を示す。

2 市本部長等は、人命の救助等特に緊急を要する場合で時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に状況を通報することができる。

2 撤収の要請

市本部	防災課
-----	-----

市本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に、撤収要請を依頼する。

3 災害派遣部隊の受入れ

- 市本部及び防災関係機関は、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるよう次の点に留意する。

- ア 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。
- イ 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。
- ウ 応援を求める活動内容、所要人員、資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備する。
- エ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。
 - ・ 災害情報の収集及び交換
 - ・ 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整
 - ・ 市等の保有する資機材等の準備状況
 - ・ 自衛隊の能力、作業状況
 - ・ 他の災害復旧機関等との競合防止
 - ・ 関係市町村相互間における作業の優先順位
 - ・ 宿泊及び経費分担要領
 - ・ 撤収の時期及び方法

- 市本部は、ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次により準備を行う。

- ア 事前の準備
 - ・ 自衛隊の利用するヘリポートは、【第6節「交通確保・輸送計画」】により定める。
 - ・ ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
 - ・ ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
 - ・ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度（岩手県航空防災マップ）によりヘリポート位置を明らかにする。
 - ・ 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。
- イ 受入れ時の準備
 - ・ 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
 - ・ ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ、撤去する。
 - ・ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。
 - ・ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
 - ・ 物質を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
 - ・ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

4 自衛隊の自主派遣

市本部	防災課
防災関係機関	県本部、陸上自衛隊岩手駐屯部隊

- 指定部隊等の長（陸上自衛隊岩手駐屯地司令等。以下同じ。）は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県本部長の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊を派遣する。
- この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に県本部長に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。なお、部隊派遣後に、県本部長から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。
- 指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき イ 県本部が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があるとき ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき エ その他、上記に準じて、特に緊急を要し、県本部長等からの要請を待ついとまがないと認められるとき |
|---|

5 災害派遣に伴う経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた市町村及び防災関係機関が負担する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料 イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料 ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費 エ 有料道路の通行料 |
|--|

- 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

第11節 ボランティア活動

<基本方針>

- ボランティア活動に対して、その自主性を尊重しつつ、防災関係機関と連携して、円滑な活動が実施されるよう支援に努める。
- 被災地におけるボランティア活動に対するニーズの把握に努める。
- ボランティアの受付・登録、活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等、その受入体制の整備に努める。

<実施機関>

実施機関	担当業務
市本部	1 ボランティアの受入体制の整備 2 ボランティア活動に対するニーズの把握 3 ボランティア活動に関する情報の提供 4 ボランティア活動に対する支援 5 ボランティア活動に係る日赤市地区及び市社協との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体等との連絡調整
日本赤十字社岩手県支部 陸前高田市地区	1 ボランティア活動に係る市との連絡調整 2 ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
陸前高田市 社会福祉協議会	1 ボランティア活動に係る市との連絡調整 2 ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
その他ボランティア団体 (職域、職能等)等	ボランティア活動に係る日赤市地区及び市社協との連絡調整

<市本部の担当>

課室	担当業務
福祉課	1 ボランティア活動に係る連絡調整 2 ボランティアの活動状況の把握 3 ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整

1 ボランティアに対する協力要請

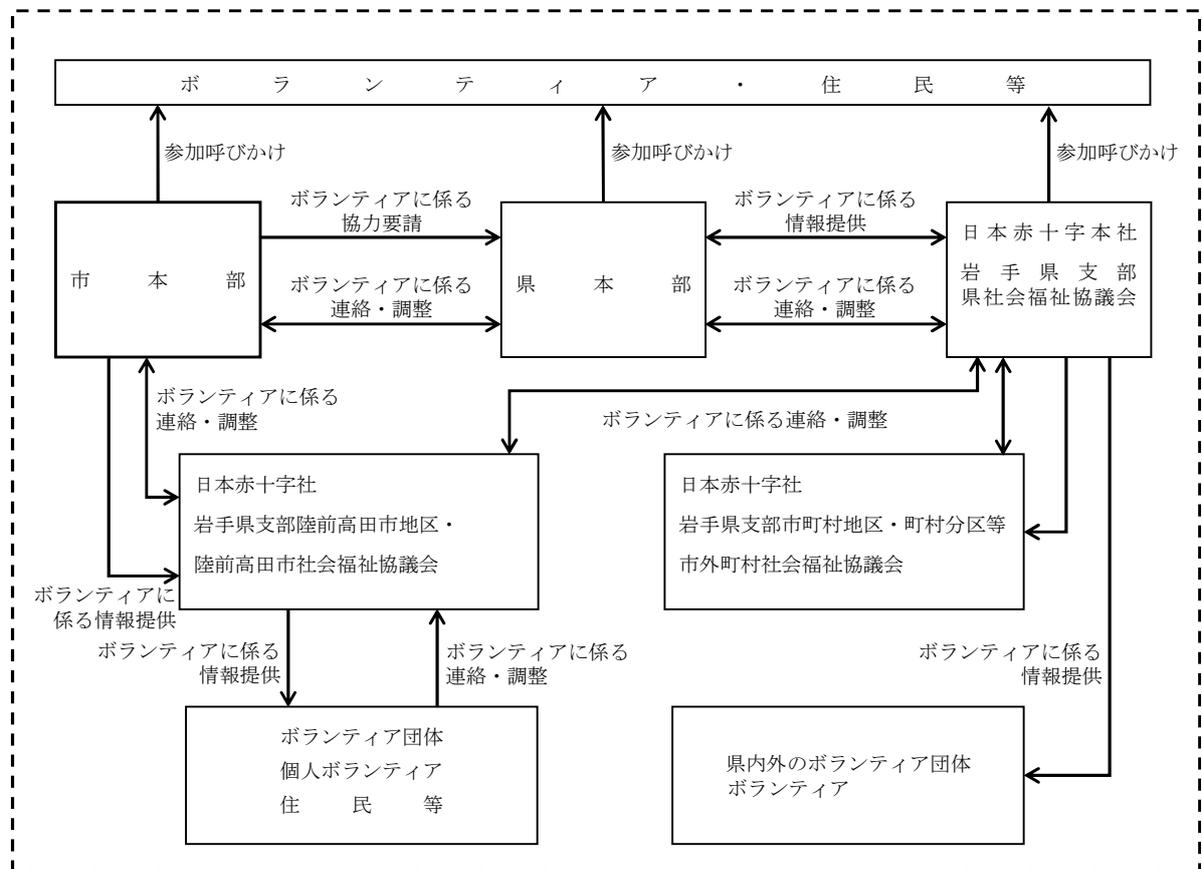
市本部	福祉課
防災関係機関	日赤市地区、市社協、ボランティア団体

- ・ 市本部は、被災地において、ボランティア活動に対するニーズの把握に努める。
- ・ 市本部は、ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日本赤十字社岩手県支部陸前高田市地区（以下、本節中「日赤市地区」という。）及び陸前高田市社会福祉協議会（以下、本節中「市社協」という。）と連携して、ボランティアに対して協力を要請する。
- ・ 市本部は、市内在住のボランティアのほか、さらに多くのボランティアを必要とする場合は、県本部に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼び掛ける。

- ア ボランティアの活動内容、人数等
- イ ボランティアの集合日時及び場所
- ウ ボランティアの活動拠点
- エ ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
- オ その他必要な事項

- ・ 市本部は、適宜、日赤市地区及び市社協からボランティア活動の状況を収集する。

<ボランティア活動に係る連絡調整図>



2 ボランティアの受入体制への支援

市本部	福祉課
防災関係機関	日赤市地区、市社協

- 日赤市地区及び市社協は、災害時においてボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

ア	ボランティア活動の内容
イ	ボランティア活動の時期及び活動区域
ウ	ボランティア活動のリーダー等の氏名
エ	ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）
オ	被害状況、危険箇所等に関する情報
カ	交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
キ	その他必要な事項

- 市本部は、市社協、被災地入りしている NPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、被害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携した支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。
- 県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

3 ボランティアの活動内容

ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

ア	炊き出し	ク	負傷者の移送	ソ	洗濯サービス
イ	募金活動	ケ	後片付け	タ	移送サービス
ウ	話し相手	コ	避難所の運営	チ	入浴サービス
エ	シート張り	サ	物資仕分け	ツ	理容サービス
オ	清掃	シ	物資搬送	テ	その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を活かした活動
カ	介助	ス	安否確認、調査活動		
キ	引っ越し	セ	給食サービス		

第12節 災害救助法の適用

<基本方針>

- 市本部は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）の適用を県本部に要請する。
- 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動に当たるが、救助を迅速に行う必要がある場合、市は県から救助に関する事務の一部委任を受け実施する。
- 市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

<実施機関>

実施機関	担当業務
市本部	1 避難所の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 被災者の救出 5 被災した住宅の応急修理 6 学用品の給与 7 埋葬 8 死体の捜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
県本部	1 応急仮設住宅の供与 2 医療及び助産 3 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

<市本部の担当>

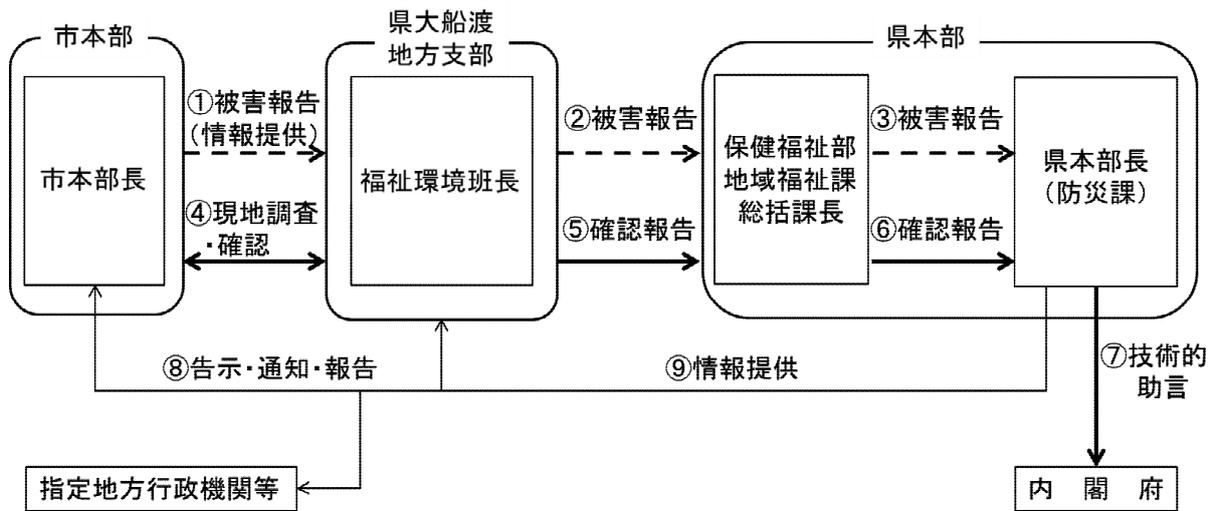
課室	担当業務
福祉課	災害救助法に基づく事務全般

1 法適用の手続

市本部	福祉課
-----	-----

- ・ 市本部は、災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を、県大船渡地方支部（福祉環境班）を通じて県本部に情報提供する。
- ・ 法の適用基準となる被害世帯数については、【第2章第4節「情報の収集・伝達」】に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告（被害報告様式2）」により、県大船渡地方支部（福祉環境班）を通じて、県本部に報告する。
- ・ 市本部は、地震による被害規模が大きく、被害状況を早急にまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告する。

<災害救助法適用の手続>



2 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	災害応急対策計画の当該節
避難所の設置	第13節「避難・救出」
被災者の救出	
医療	第14節「医療・保健」
助産	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第15節「食料・生活必需品の供給」
炊き出しその他による食品の給与	
飲料水の供給	第16節「給水」
被災した住宅の応急修理	第17節「応急仮設住宅の供与等及び応急修理」
応急仮設住宅の供与	
障害物の除去	第19節「廃棄物処理・障害物除去」
埋葬	第20節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬」
行方不明者の捜索 遺体の処理	
輸送費及び賃金職員等雇 上費	第21節「応急対策要員の確保」
学用品の給与	第22節「文教対策」

[資料編9-3 災害救助法による救助の種類、程度、期間等]

3 災害救助法適用の基準

本市における災害救助法による救助は、原則として次のいずれかに該当する場合である（災害救助法第2条第1項での適用について災害救助法施行令に明記された基準）。

適用基準	内容
ア 市の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下、「被害世帯※」という。）が次に該当する場合	① 市町村人口に応じた滅失世帯（50世帯以上）に該当する場合（令1-1-1） ② 県内1,500世帯滅失で市町村人口に応じた滅失世帯（25世帯以上）に該当する場合（令1-1-2） ③ 県内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯が滅失した場合（令1-1-3） ④ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合（令1-1-4）
イ 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合	被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とすること
ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当する場合	① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること ② 被災者について、食品の給与等に特殊な補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とすること

※ 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。

- ・ 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とする。
- ・ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1被害世帯とする。
- ・ 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）によるものとする。

第13節 避難・救出

<基本方針>

- 災害発生時において、市は、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示を伝達するとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 災害発生当初における救出援助活動の重要性を十分に認識し、救出援助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の救出活動を行う。
- 住家の被害を受けた被災者等の生活の場を確保等するため、避難所等を開設し、適正な運営を図る。
- 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

<実施機関>

■避難指示

実施機関	担当業務
市本部	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕
県本部	必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示〔水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、61条、警察官職務執行法第4条〕
釜石海上保安部	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示〔災害対策基本法第61条〕
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置〔自衛隊法第94条〕 2 災害派遣要請に基づく避難の援助

■警戒区域の設定

実施機関	担当業務
市本部	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令〔災害対策基本法第63条〕
県本部	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令〔災害対策基本法第63条、第73条〕

釜石海上保安部	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令〔災害対策基本法第63条、港則第39条3項、4項〕
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔市長（市長の委託を受けてその職権を行う市町村の吏員を含む。）、警察官又は海上保安官がいない場合〕〔災害対策基本法第63条〕

■救出

実施機関	担当業務
市本部	災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
県本部	救出に係る消防機関又は自衛隊への派遣要請等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく救出

■避難所等の設置、運営

実施機関	担当業務
市本部	避難所等の設置、運営
県本部	県有施設に係る避難所における市への協力

<市本部の担当>

課室	担当業務
防災課	1 避難指示の発令 2 自衛隊の災害派遣要請
消防本部・消防署	避難誘導、確認巡視
福祉課 こころの復興支援室	1 避難行動要支援者等への伝達 2 福祉避難所の設置運営に関する事
土地活用推進課 農業委員会事務局 監査委員事務局	避難所の設置及び運営に関する事
地区本部	自主防災組織と連携した避難誘導、安否確認

1 避難指示

市本部	防災課、消防本部・消防署、福祉課
防災関係機関	県本部、釜石海上保安部、陸上自衛隊岩手駐屯部隊

(1) 避難指示の実施

- 市本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の実態把握に努め、対象地域を

適切に設定し、時期を失することなく、避難指示を行う。

- ・ 市本部は、避難指示の対象地域等について、県本部その他の防災関係機関へ助言を求めることができる。
- ・ 市本部は、避難指示を行った場合には、県災害情報システム等により、速やかにその旨を県に報告する。
- ・ 市本部は、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。なお、必要に応じて、県本部その他の防災関係機関へ助言を求めることができる。

(2) 避難指示の内容

市本部長は、次の内容を明示して、避難指示を行う。

ア 発令者	カ 避難経路
イ 避難指示日時	キ その他必要な事項
ウ 避難指示の理由	
エ 避難対象地域	
オ 避難先（避難場所の名称、所在地）	

(3) 避難指示の周知

ア 地域住民等への周知

- ・ 市本部は、避難指示の内容を、市町村防災行政無線をはじめ、Lアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。
- ・ 市本部は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。
- ・ 避難指示の周知に当たっては、必要に応じて、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。
- ・ 避難指示に使用する信号の種類及び内容は、「資料編 4-1 避難指示に使用する信号の種類」のとおりとする。

イ 関係機関相互の連絡

市本部は、避難指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

<報告又は通知事項>

① 避難指示を行った者	④ 避難対象地域
② 避難指示の理由	⑤ 避難先（避難場所の名称、所在地）
③ 避難指示の発令時刻	⑥ 避難者数

<法令に基づく報告又は通知義務>

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市長	知事	災害対策基本法第60条第4項
	公示	災害対策基本法第60条第5項
知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第25条

水防管理者 知事又はその指示を 受けた職員		水防法第29条
報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
警察官 海上保安官	市長	災害対策基本法第61条第2項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	長官の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(4) 避難の方法

- ・ 避難手段は、原則として徒歩による。ただし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生の恐れがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。
- ・ 避難は、可能な限り事業所、学校又は自主防災組織等を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じて、安全かつ適切な避難方法により行う。

(5) 避難の誘導

- ・ 市は、あらかじめ、避難行動要支援者など、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、防災・医療・保健・福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努め、自主防災組織等と連携して、避難の方策を検討しておく。
- ・ 市本部は、消防団、町内会、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合、避難行動要支援者等の避難を優先する。
- ・ 市本部は、次の場合で避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

ア 保育所（園）、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難
イ 在宅の高齢者、障がい者等の避難

- ・ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、【第2章第10節「自衛隊災害派遣要請」】に定めるところによる。

(6) 避難者の確認等

市本部は、津波が襲来するおそれがあるなど危険な場合を除き、消防団員、区長、町内会長、自主防災組織の代表者、民生委員児童委員等と連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

<確認項目>

ア 避難場所等

- ・ 避難した住民等の確認
- ・ 特に自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

イ 避難対象地域

- ・ 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
- ・ 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(7) 避難経路の確保

- ・ 大船渡警察署及び高田幹部交番は、避難経路を確保するため、必要がある場合は、避難道路、避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。
- ・ 市は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

(8) 避難支援従事者の安全確保

市本部は、避難支援従事者の生命に危険があると判断される場合は、避難支援等関係者自らも避難をするよう指示し、避難支援等関係者の安全の確保を図る。

<避難指示の発令の目安等>

種別	立退き避難が必要な居住者等に求める行動	発令の目安	発令の対象
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した避難場所へ緊急に避難する。 ・ 避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。 	ア 津波注意報が発表されたとき	防潮堤等より海側の区域(ただし、防潮堤、水門等がない区域は、最大クラスの津波浸水想定※3の区域)にいる者に対して行う。
		イ 津波警報が発表されたとき	最大クラスの津波浸水想定区域にいる者に対して行う。(ただし、高田地区及び今泉地区の嵩上げ地を除く)
		ウ 大津波警報が発表されたとき	最大クラスの津波浸水想定区域にいる者に対して行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

※3 最大クラスの津波浸水想定：令和4年3月29日に岩手県が公表した津波浸水想定

注 突発的な災害の場合、市長からの避難指示の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

2 警戒区域の設定

市本部	防災課、消防本部・消防署
防災関係機関	県本部、釜石海上保安部、陸上自衛隊岩手駐屯部隊

(1) 警戒区域の設定

- 市本部長等は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定する。

ア 発令者	エ 警戒区域設定の地域
イ 警戒区域設定の日時	オ その他必要な事項
ウ 警戒区域設定の理由	

- 市本部等は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民等への周知

市本部等は、警戒区域設定の内容を、市町村防災行政無線をはじめ、Lアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により地域住民等へ周知を図るとともに、ロープ等により対象区域を明示する。

イ 関係機関相互の連絡

市本部以外の機関によって、警戒区域を設定した場合、速やかに法に基づく報告又は通知を市本部に行うほか、その旨を相互に連絡する。

<報告又は通知事項>

ア 警戒区域設定を行った者	ウ 警戒区域設定の発令時刻
イ 警戒区域設定の理由	エ 警戒区域設定の地域

<法令に基づく報告又は通知義務>

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根 拠 法 令
県知事	市長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官、海上保安官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

3 救出

市本部	消防本部・消防署
防災関係機関	県本部、陸上自衛隊岩手駐屯部隊

(1) 救出班の編成

- ・ 市本部は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、町内会、自主防災組織、地域の住民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。
- ・ 市本部は、多数の者を救出する場合、捜索、救出及び収容にあたるため、消防職員・団員を主体とする「救出班」を編成し、活動を実施する。
- ・ 災害の規模、状況等から当市だけでは救出活動が困難な場合、市本部は、県本部を通して近隣市町村、自衛隊、他の都道府県等に対して応援を要請する。また、県本部は、県本部職員及び応援機関による「救出班」を編成し、現地に派遣する。

(2) 救出の実施

- ・ 市本部は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に捜索し救出に当たる。
- ・ 市本部は、捜索の実施に当たって、民生委員児童委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。
- ・ 市本部は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープなど救出用資機材、工事用重機等を確保できない場合、県大船渡地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て調達する。
- ・ 市本部は、孤立化した地域における救助・救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県に出動を要請する。
- ・ 捜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、【第2章第10節「自衛隊災害派遣要請」】に定めるところによる。

(3) 救出したときの措置

- ・ 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。
- ・ 救出班は、遺体を発見した場合は、【第2章第20節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬」】に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【第2章第12節「災害救助法の適用」】に定めるところによる。

4 避難場所への避難

- ・ 住民、旅行者又は滞在者等は、避難指示が発令された場合、災害の状況に応じ、災害の種類に応じた避難場所に緊急避難することができる。
- ・ 市本部は、避難場所の場所等について、住民等に周知する。

[資料編 4-2 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表]

5 避難所の設置、運営

市本部	福祉課、こころの復興支援室、土地活用推進課、農業委員会事務局、監査委員事務局、地区本部
-----	---

(1) 避難所の設置

- 市本部は、災害の状況に応じて、住家の被害を受けた者等を一時滞在させるため、あらかじめ定めた避難所を設置する。

[資料編 4-2 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表]

- 市は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難場所・避難所に集中しないよう、配慮する。(分散避難)
- 市本部は、道路の途絶、施設の被災等により避難所の開設が困難と見込まれる場合は、避難所の開設の適否を検討し、避難所の統廃合、避難者の移動等に係る対応を行う。
- 市本部は、避難所を設置した場合は、食料、水、毛布、医薬品、仮設トイレ、非常用電源設備、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達する。
- 市本部は、避難所において、要配慮者に配慮した環境の確保に努めるとともに、必要に応じて、事前に福祉避難所として指定した施設と調整を図り、福祉避難所を開設する。
- 市本部は、本市が設置する避難所をできる限り多く開設する。避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所確保に努める。

- ア 他の市町村と協議し、避難所の設置及び運営を委託し、建物又は土地を借上げて確保する。
- イ 県本部と協議し、県有施設又は民間アパート等を確保する。

- 市本部は、近隣市町村から避難所の確保に係る要請があった場合、その受入れ体制を整備するとともに、当該避難所の運営に協力する。
- 市本部は、避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県災害情報システム等を通じ、県本部に報告する。

- ア 開設日時及び場所
- ウ 開設期間の見込み
- イ 開設箇所数及び各避難所の避難者数

- 避難所での受入れの対象となる者は、原則として次に掲げる者とする。

- ア 災害により、現に被害を受けた者
 - ・ 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
 - ・ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
- イ 災害により、現に被害を受けるおそれのある者
 - ・ 避難指示をした場合の避難者
 - ・ 避難指示はしないが、緊急に避難することが必要である者

- 市本部は、避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- 市本部は、避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設

置に努める。

(2) 避難所の運営

- ・ 避難所の運営は、「陸前高田市避難所運営マニュアル」等に従い、地域住民による自主運営を基本とし、避難者の代表で「避難所運営委員会」を組織して行う。その際、ノーマライゼーションの観点から、男女の別のみならず要配慮者等、避難所を利用するあらゆる対象者への配慮に努める。
- ・ 市本部は、避難所の円滑な運営に協力するとともに、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。
- ・ 市本部は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報及び食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。
- ・ 市本部は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- ・ 市本部は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- ・ 市本部は、避難者数、ボランティア数、物資の種類、数量等について偏ることのないよう調整を行う。
- ・ 市本部は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。

ア	避難者、住民組織、ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成
イ	食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
ウ	生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
エ	ホームヘルパー等による介護の実施
オ	保健衛生の確保
カ	パトロールの実施等による安全の確保
キ	可能な限りのプライバシーの確保及び男女や性的マイノリティ（LGBT等）、高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮
ク	要配慮者等の健康状態の把握
ケ	エコノミークラス症候群等の注意の呼びかけ

コ 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

- ・ 市本部は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて、動物アレルギーを有する者に配慮しながら、他の避難者の同意を得るよう努める。
- ・ 市本部は、学校を避難所として使用する場合、学校の再開に支障とならないよう、学校長、避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。
- ・ 市本部は、避難所における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(3) 災害救助法を適用した場合の避難所設置

- ・ 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【第2章第12節「災害救助法の適用」】に定めるところによる。

6 在宅避難者等に対する支援

市本部

福祉課

- ・ 市本部は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- ・ 市本部は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(1) 在宅避難者等の把握

- ・ 市本部は、自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により、物資及び食料の調達並びに炊事が困難になる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下、「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。
- ・ 民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を市本部に提供する。

(2) 在宅避難者等に対する支援

- ・ 市本部は、在宅避難者等に対し、集落又は避難所等の巡回により、物資の支給を行う。
- ・ 市本部は、在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制を整備する。
- ・ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

- ・ 特に、自家用車等に避難している者に対し、エコノミークラス症候群への注意の呼びかけを行う。
- ・ 市本部は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- ・ 市本部は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

7 広域避難

(1) 県内広域避難

市本部は、次に示すとおり県内広域避難を実施する。

ア 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受け入れを協議する。

イ 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

ウ 協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本号中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。

<法令に基づく報告又は通知義務>

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第61条の4第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第61条の4第6項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
	県内広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第61条の4第7項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
協議先市長村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第61条の4第5項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項

(2) 県外広域避難

市本部は、次に示すとおり県外広域避難を実施する。

- ア 県外広域避難の必要があると認める市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- イ 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- ウ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- エ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- オ 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- カ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、避難者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

<法令に基づく報告又は通知義務>

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第9項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第12項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
	県外広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知	災害対策基本法第61条の9第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

		を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	
--	--	--	--

(3) 他都道府県からの広域避難受入れ

市本部は、次に示すとおり他都道府県からの広域避難受入れを実施する。

- ア 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。
- イ 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ウ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。
- エ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

<法令に基づく報告又は通知義務>

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第61条の5第8項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第61条の5第13項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第6項
		県本部長	災害対策基本法第61条の5第7項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第14項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

8 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

市本部は、次に示すとおり県内広域一時滞在を実施する。

- ア 災害の規模、避難者の受入れ状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた市町村本部長（以下、この項において「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。
- イ 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- ウ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- エ 協議先市町村長は、受け入れる被災住民の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- オ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- カ 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を行う。
- キ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

＜法令に基づく報告又は通知義務＞

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の8第6項 災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
	県内広域一時滞在必要がなくなると認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設	災害対策基本法第86条の8第7項 災害対策基本法施行規則第8条の2第2項

		設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	
協議先市長村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第4項 災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第86条の8第5項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第8項 災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

(2) 県外広域一時滞在

市本部は、次に示すとおり県内広域一時滞在进行を実施する。

- ア 県外広域一時滞在进行の必要があると認める市町村本部長（以下、この項において「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- イ 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、この項において「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- ウ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- エ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- オ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。
- カ 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- キ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在进行の実施に関し必要な助言等を求める。

<法令に基づく報告又は通知義務>

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第9項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第12項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第10項 災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなくなると認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第11項 災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

(3) 他都道府県広域一時滞在

市本部は、次に示すとおり他都道府県広域一時滞を実施する。

- ア 県本部長は、他の都道府県知事（以下、この項において「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。
- イ 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、この項において「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ウ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。
- エ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

<法令に基づく報告又は通知義務>

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の9第8項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第86条の9第13項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第6項 災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
		県本部長	災害対策基本法第86条の9第7項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第14項 災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項

(4) 広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制

市本部は、県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備を図る。

9 住民等に対する情報等の提供体制

- ・ 市本部は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利・利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- ・ 市本部は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- ・ 市本部は、安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。
- ・ 広域避難等をした者に対しては、県及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- ・ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする

10 帰宅困難者対策

- ・ 市本部は、災害の発生に伴い通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが困難になった者（以下、「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。
- ・ 市本部は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所への収容が必要になった者に対し、物資の提供及び避難所への収容を行う。

第14節 医療・保健

<基本方針>

- 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（岩手 DMAT）、関係医療機関及び防災関係機関と連携して、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 効果的な医療活動を行うため、迅速かつ正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（岩手 DPAT）、関係医療機関及び防災関係機関と連携して、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体と連携して、迅速かつ適切に講じる。
- 災害時を想定した情報の連携、整理、分析等の保健医療福祉活動の実施体制の整備に努める。

<実施機関>

実施機関	担 当 業 務
市本部	1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置 3 市立診療所に係る医療救護班の編成、派遣 4 他の医療機関に対する応援要請
県本部	1 災害救助法を適用して行う医療、助産及び保健 2 後方医療体制の確保 3 県立病院に係る岩手県災害派遣医療チーム（岩手 DMAT）の編成、派遣 4 被災地における医療活動（岩手 DMAT によるものを含む。以下同じ）の統括調整及び支援 5 県立病院に係る医療班の編成、派遣 6 他の医療機関に対する応援要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく医療班の編成及び派遣
（一社）気仙医師会	医師会会員病院・診療所に係る医療救護班の編成及び派遣
全国健康保険協会 岩手支部	各種保険金の給付・被災医療機関の診療報酬の特別措置の実施

＜市本部の担当＞

課 室	担 当 業 務
保健課 広田診療所 二又診療所	1 救護所の設置 2 医療品、医療用資機材の確保 3 医療救護全般 4 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請
まちづくり推進課	愛玩動物の救護対策

1 初動医療体制

市本部	保健課、広田診療所、二又診療所
防災関係機関	県本部、気仙医師会、岩手県歯科医師会

(1) 医療救護班等の編成

- 市本部は、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と連携を図る。
〔資料編 7-1 医療機関等一覧表〕
- 災害時における医療、助産の救助を実施するため、各医療機関により、次の区分で「医療救護班」が編成される。

＜医療救護班の編成基準＞

医療機関名	班 名	編 成 基 準
(一社)気仙医師会	気仙医師会	医師 1～3名 看護師 3名
県立高田病院	県立病院班	事務職員兼運転手 1名

- 医療救護班の編成は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」によるものとし、高田地区医師団長は、市本部において当該医療救護班の総指揮に当たる。
〔資料編 12-13 災害時の医療救護活動に関する協定書〕
- 市本部は、災害による被災者の救助・救急活動を実施するため、必要に応じ、県に対して、災害派遣医療チーム（岩手 DMAT）等の派遣要請を行う。
- 災害時における歯科医療、口腔ケアを実施するため、(一社)岩手県歯科医師会により、「歯科医療救護班」が編成される。
- 災害時における調剤、服薬指導を実施するため、あらかじめ、(一社)岩手県薬剤師会による「県薬剤師会班」が編成される。
- 応援医療及び救護のため、国、他の都道府県及び自衛隊の災害派遣をする場合の手続きは、それぞれ、【第2章第9節「受援・応援」】及び【第2章第10節「自衛隊災害派遣要請」】に定めるところによる。

(2) 救護所の設置

市本部は、被害の状況及び規模に応じて、次の場所に救護所を設置する。

ア 避難所	イ 災害現場	ウ 医療施設
-------	--------	--------

<救護所の設置予定場所>

地 区	救護所の設置場所	備 考
矢作町	旧矢作小学校	どのような災害がおこるのか予測できないので、高台等にある場所を予定しているが、災害の状況により担当部は臨機応変の対策を講じる。
	矢作小学校	
横田町	横田小学校	
竹駒町	竹駒小学校	
気仙町	気仙小学校	
高田町	高田第一中学校	
米崎町	米崎地区コミュニティセンター	
小友町	指定地区公民館等	
広田町	広田小学校	

(3) 医療救護班の活動

- ・ 医療救護班は、救護所において医療活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療救護活動を行う。
- ・ 医療救護班は、概ね次の業務を行う。

- | |
|--|
| ア 傷病者に対する応急措置
イ 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定
ウ 輸送困難な患者、軽傷患者等に対する医療
エ 助産救護
オ 死亡の確認
カ 遺体の検案及びその後の処置 |
|--|

- ・ 医療活動の実施に当たっては、救出班及び捜索班、岩手 DMAT と連携を図る。
 - ・ 市本部は、県大船渡地方支部保健医療班、気仙医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーター※と協力して調整を行う。
- ※ 災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。

(4) 歯科医療救護班の活動

- ・ 歯科医療救護班は、救護所において歯科医療活動を行うとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して歯科医療活動を行う。
- ・ 歯科医療救護班は、次の業務を行う。

- | |
|--|
| ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
イ 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
ウ その他必要とされる措置 |
|--|

(5) 医薬品及び医療資機材の調達

- ・ 医薬品等の調達は、「災害時における医療救護活動に関する協定書」によるものとする。
 [資料編 12-25 災害時における医療救護活動に関する協定書（気仙薬剤師会）]

- 市本部は、必要な医薬品等を調達できない場合は、県大船渡地方支部保健医療班を通じて、県に調達又はあっせんを要請する。また、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県に対し、調達又はあっせんを要請する。

(6) 県薬剤師会班の活動

- 県薬剤師会班は、救護班、避難所等において次の業務を行う。

- ア 傷病者等に対する調剤、服薬指導
- イ 救護所、医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
- ウ その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

2 医療機関の活動

(1) 被災地内の医療機関

- 患者及び職員の安全を確保し、二次災害の防止を図る。
- 傷病者に対してトリアージを実施し、傷病の程度に応じた応急処置を行うとともに、必要に応じて、後方医療機関への搬送手段の実施、又は自ら受入れ等の対応をする。
- 当該保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、可能な限り傷病者の受入れ、手術・処置等の治療、入院措置等に努める。
- 被災し診療不能となった医療機関については、地区医師会等を通じ、救護所において医療救護班として医療活動を実施するよう努める。

(2) 被災地外の医療機関

- 当該二次医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、被災地から搬送された傷病者の受入れ、治療に努める。
- 地区医師会等を通じ、協定に基づく医療救護班を被災地に派遣する。

3 災害拠点病院の指定

災害による水道、電気、ガス等のライフラインの機能停止、医療施設の被災による機能低下等に対応するため、県本部が災害時に後方医療機関の中核として指定する災害拠点病院は次のとおりである。

<基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の指定状況>

区 分	病 院 名
基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院
地域災害拠点病院	県立大船渡病院

4 災害拠点病院の活動

(1) 被災地内の場合

- ・ 災害発生時における24時間緊急対応及び重篤な傷病者への救命医療の提供
- ・ 全県の拠点として傷病者の受入れ（基幹災害拠点病院）
- ・ 当該保健医療圏の拠点としての傷病者の受入れ（地域災害拠点病院）
- ・ 傷病者の広域搬送
- ・ 傷病者に対するトリアージ及び治療
- ・ 状況に応じ、岩手DMAT及び医療救護班の派遣

(2) 被災地外の場合

- ・ 災害発生時における24時間緊急対応及び広域搬送された重篤な傷病者への救命医療の提供
- ・ 全県の拠点として広域搬送された傷病者の受入れ（基幹災害拠点病院）
- ・ 他の地域災害拠点病院と連携による広域搬送された傷病者の受入れ（地域災害拠点病院）
- ・ 広域搬送された傷病者に対するトリアージ及び治療
- ・ 被災地への岩手DMAT及び医療救護班の派遣

5 傷病者の搬送体制

市本部	消防本部・消防署、保健課、広田診療所、二又診療所
防災関係機関	県本部

(1) 傷病者の搬送の手続

- ・ 被災地内の災害拠点病院、岩手DMAT及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
- ・ 岩手DMAT及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、市本部、県本部その他の防災関係機関と密接な連携を図る。
- ・ 傷病者の搬送は、原則として岩手DMAT又は医療救護班が保有する自動車により行うものとする。これが不可能な場合は、救護所の責任者は、市本部、県本部又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。
- ・ 傷病者搬送の要請を受けた市本部、県本部又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。
- ・ 市本部は、必要に応じて県に対してヘリコプターによる傷病者の搬送を要請する。

(2) 傷病者の搬送体制の整備

- ・ 市本部は、あらかじめ医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。
- ・ 市本部は、あらかじめヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- ・ 市本部は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、県広域災害・救急医療情報システムを活用し、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

6 個別疾患への対応体制

市本部	保健課、広田診療所、二又診療所
防災関係機関	県本部

(1) 人工透析

ア 情報収集及び連絡

- 市本部は、透析患者の受療状況、透析施設の稼働状況等の情報を県に報告するとともに、県が収集した代替透析施設情報の提供を受ける。
- 透析施設の管理者は、施設内の医療体制を整備し、被災状況等を県本部に報告するとともに、代替透析施設情報等を透析患者等へ連絡する。

イ 透析に必要な水、医薬品等の確保

市本部は、災害による水道、電気等のライフラインが機能停止した場合は、県と連携して透析に必要な水、医薬品等を確保して、透析施設に提供する。

ウ 通院手段及び宿泊施設の確保

- 市本部は、県本部が透析患者の通院手段の確保が必要と認めたときは、患者搬送支援など必要な対応を行う。
- 市本部は、県本部が透析患者の宿泊施設の確保が必要と認めたときは、避難所等宿泊施設の確保など必要な対応を行う。

(2) 難病等

市本部は、県本部に対して難病患者等に使用する医薬品等の調達又はあっせんの要請を行う。

7 保健管理・精神保健活動の実施

市本部	保健課、福祉課、広田診療所、二又診療所
防災関係機関	県本部

- 市本部は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、「健康管理活動班」を編成し、保健管理活動を行う。

医療機関名	班名	編成基準
市	保健管理活動班	保健師 1名以上
岩手県	保健医療班	管理栄養士 1名

- 健康管理活動班は、医療救護班と合同で保健管理活動を行うものとし、原則として、救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅を巡回して健康管理活動を行う。

- 健康管理活動班は、概ね次の業務を行う。

ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア
 イ 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
 ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

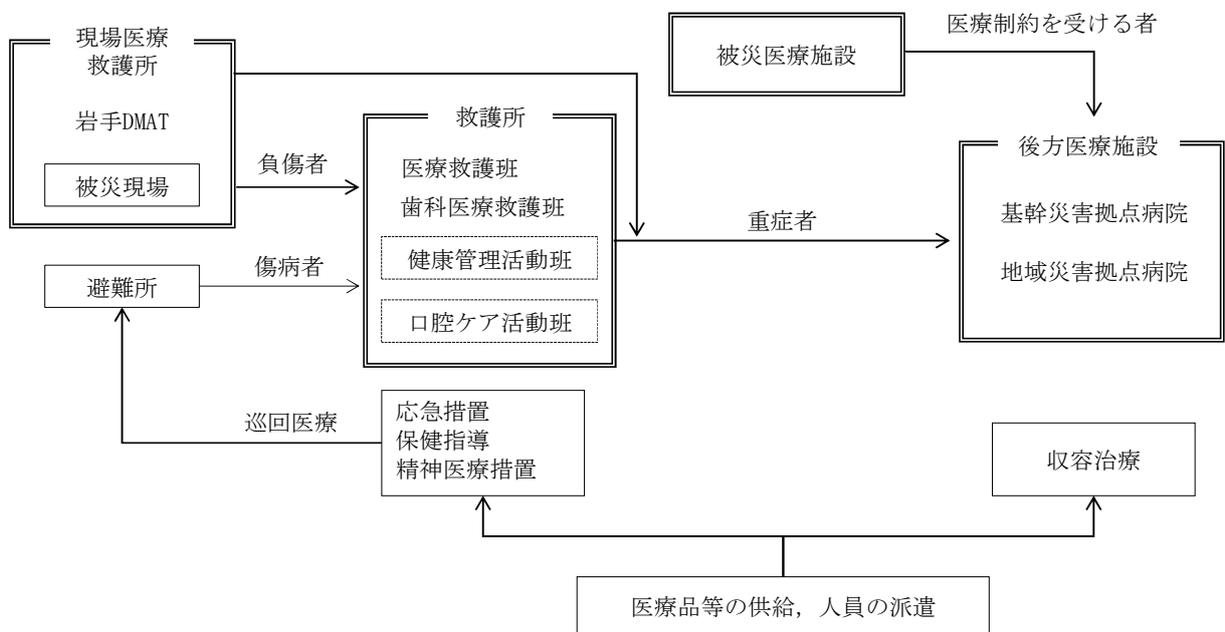
- 市本部は、災害による被災者の精神科医療及び精神保健活動を実施するため、必要に応じ、県に対し、災害派遣精神医療チーム（岩手DPAT）等の派遣要請を行う。
- 県本部は、歯科医療救護班の活動終了後に、被災地の口腔の健康維持を図るため、岩手県歯科医師会の協力を得て、口腔ケア活動班を編成し、被災地の避難所及び応急仮設住宅を巡回して口腔ケアの歯科保健活動を図る。
- 口腔ケア活動班は、概ね次の業務を行う。

ア 被災者に対する歯科検診、歯科相談、歯科保健活動、口腔ケア
 イ 被災者に対する歯科健康教育
 ウ その他必要とされる歯科保健活動

8 災害救助法を適用した場合の医療、助産

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、【第2章第12節「災害救助法の適用」】に定めるところによる。

<災害時における医療・保健活動の流れ>



※ 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

[資料編 7-3 医療・保健活動の系統図]

9 愛玩動物の救護対策

市本部	まちづくり推進課
-----	----------

市本部は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼育に関し、次の救護対策を講じる。また、関係機関、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

- | |
|--|
| <p>ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、所有者の発見に努める。</p> <p>イ 負傷動物を発見したときは、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。</p> <p>ウ 飼い主とともに避難した動物の飼育について、県と連携し、適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。</p> <p>エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼育者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。</p> |
|--|

第15節 食料・生活必需品の供給

<基本方針>

- 市本部は、災害発生直後は備蓄品を活用し、被災者に対する食料や被服・寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を供給し、災害後の時間経過や被災者の年齢・性別などを考慮し、物資の調達を図る。
- 迅速かつ円滑に物資等の輸送、配布ができるよう、積極的に事業者や地域団体、住民の協力を得る。
- 義援物資の受入れについて積極的に情報を発信することで、初期対応において負担とならないように調整する。
- 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

<実施機関>

実施機関	担当業務
市本部	被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊き出しの実施
県本部	市町村に対する物資の調達及びあっせん
東北経済産業局	物資の確保
東北農政局岩手県拠点	応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく給食
日本赤十字社 岩手県支部 陸前高田市地区	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力

<市本部の担当>

課室	担当業務
防災課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 自衛隊に対する保有物資の無償貸付又はあっせん要請
商工観光課 交流推進課	1 被服、寝具その他生活必需品の調達及びあっせん 2 燃料の調達及びあっせん 3 義援物資（食糧以外）の受入れ及び配分
農林課	1 炊き出しの実施 2 食料、飲料水等の調達及びあっせん 3 食料の需給に係る連絡調整 3 義援物資（食糧）の受入れ及び配分
水産課	食料の配分に関すること

1 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。

- | | |
|---|---|
| ア | 避難所又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者 |
| イ | 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者 |
| ウ | 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者 |
| エ | 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者 |
| オ | 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とする者 |

2 物資の種類

(1) 生活必需品の種類

- 支給する生活必需品は、概ね次のとおりとする。なお、被災状況や物資調達の状況に応じ、品目を変更し、又は特定品目に重点を置いて支給する。

区 分	支 給 物 資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
寝具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス、暑さ寒さ対策等

- 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達・配布に十分配慮する。
また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

(2) 食料の種類

- 支給する食料の種類及び数量は、概ね次のとおりとする。なお、被災状況及び食料調達の状況に応じて、品目及び数量を変更し、又は特定品目に重点を置いて支給する。

<食料の種類>

区 分	供 給 食 料
主食用	米穀、炊き出しによる米飯、弁当、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜

区 分	供 給 食 料
	等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等

<1人当たりの数量>

区 分	供 給 基 準 数 量		
米穀	被災者	1食当たり	精米 200 グラム以内
	応急供給受配者	1日当たり	精米 400 グラム以内
	災害救助従事者	1食当たり	精米換算 300 グラム以内

- ・ 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- ・ 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
- ・ 食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、難病者、透析患者、その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者等に配慮する。

3 物資の確保

市本部	商工観光課、交流推進課、農政課
防災関係機関	県本部

- ・ 市本部は、発災後3日間程度を目安に、備蓄品から必要な物資を供給し、備蓄品で不足する場合は、事前に協定を締結した指定業者から物資を調達する。
- ・ 市本部は、避難所等における聞き取り等により、被災者が必要としている物資等の需要量を把握し、配布場所及び配給量、調達方法等について方針を検討する。

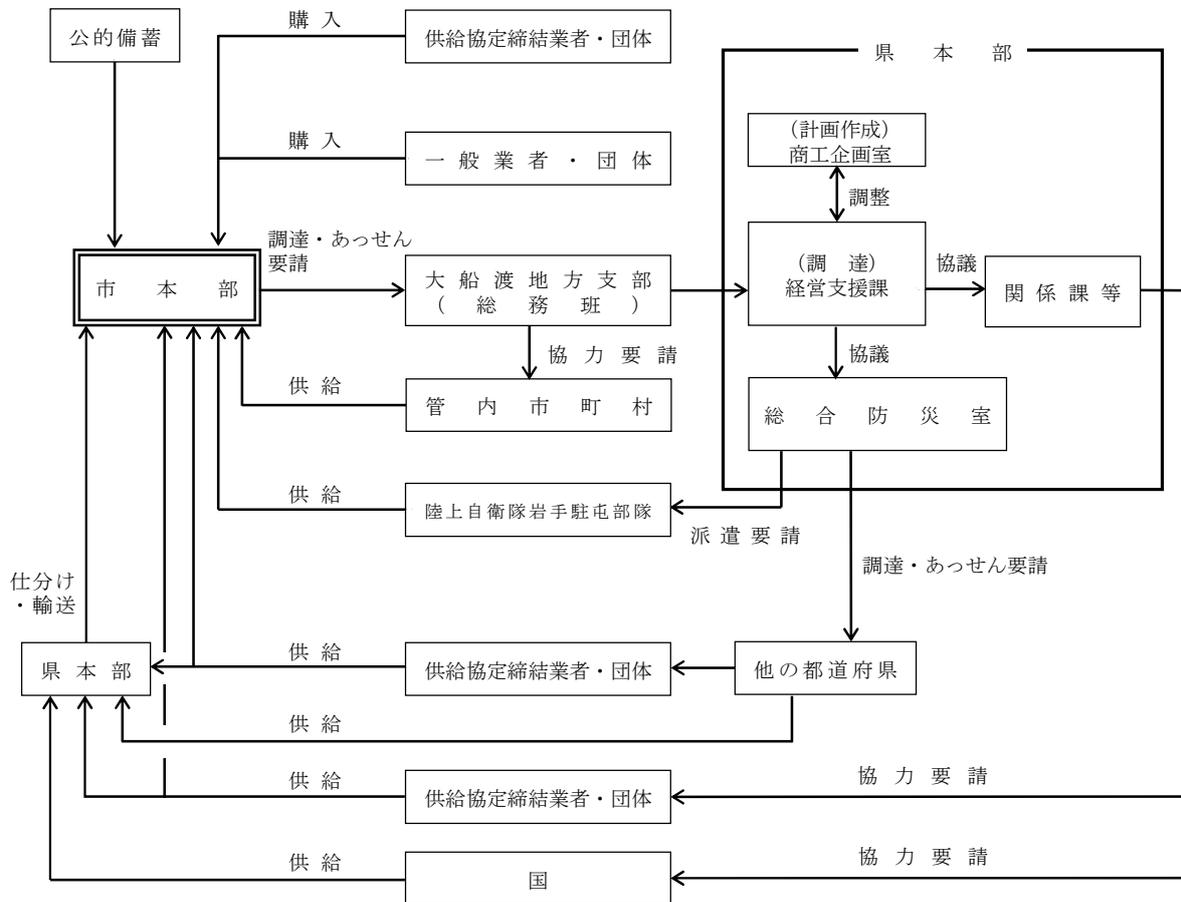
<検討する主な項目>

ア 供給対象範囲	イ 調達品目及び数量	ウ 調達方法及び調達
エ 配布方法及び配布場所	オ 実施期間先	

- ・ 被災の程度により、市内での調達が困難なときは、市外の協定団体等に供給を要請する。
 [資料編 5-1 主な米穀の調達先一覧表]
 [資料編 5-2 主な副食物調達先一覧表]
 [資料編 5-3 主な生パン調達先一覧表]
 [資料編 5-4 主な牛乳調達先一覧表]
 [資料編 5-5 主な弁当・仕出し調達先一覧表]
- ・ 市本部は、必要な物資を自らで調達できない場合は、「世帯構成員別被害状況」に基づく必要数量を明示し、県大船渡地方支部総務班を通じて、県本部に対し、物資の調達又はあっせんを要請する。
- ・ 市本部が大規模な災害により被災し、物資の調達ができないと推測される場合又は県との連絡が取れない場合には、県本部長は、市本部からの要請を待たずに、物資の供給を行う。
- ・ 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【第2章第12節「災害救助法

の適用】に定めるところによる。

＜物資の調達の流れ＞



4 物資の輸送及び保管

市本部	財政課、商工観光課、交流推進課、農林課
防災関係機関	県本部

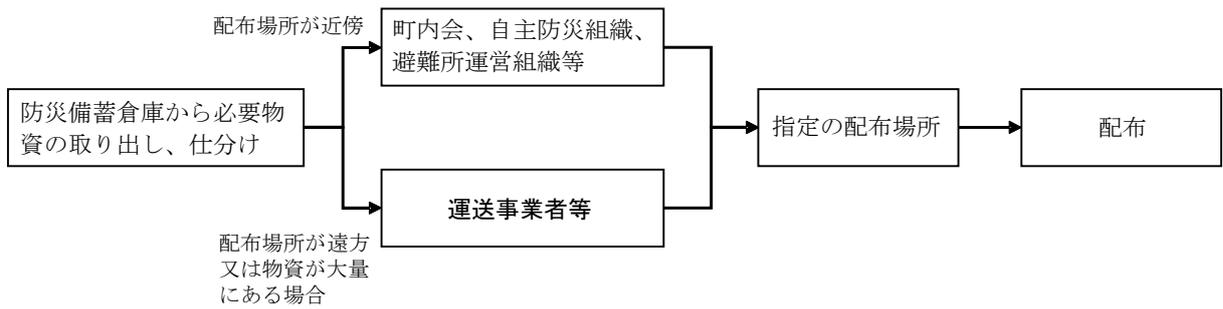
(1) 市が調達した物資の輸送

- ・ 備蓄品から調達した物資について、配布場所が最寄りの場合は、町内会、自主防災組織、避難所運営組織等に協力を依頼し、配布場所まで搬送する。一方、配布場所から離れた場所に保管されている場合や大量にある場合は、運送事業者等により、配布場所まで搬送する。
- ・ 協定等により調達した物資は、原則、調達先の事業者等に、配布場所までの搬送を依頼する。ただし、業者が自ら搬送することが困難な場合は、市本部が輸送手段を指示する。
- ・ 市本部は、物資の保管に当たっては、保管期間、場所、数量等に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。

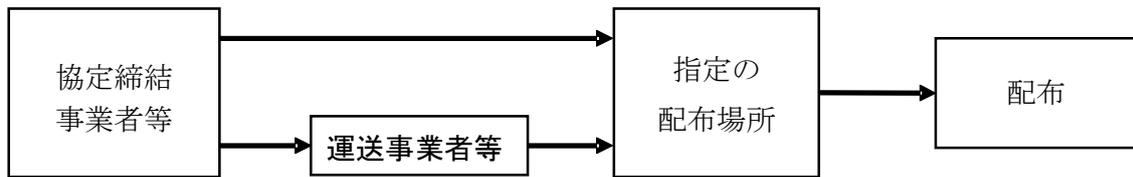
[資料編 12-8 災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定]

<物資輸送の流れ>

■市の備蓄品



■協定締結事業者等から調達した物資

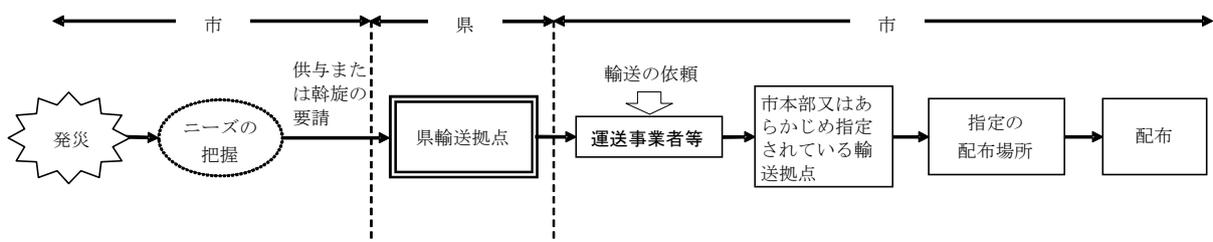


(2) 県が調達した物資の輸送

- ・ 他都道府県等から調達、又はあっせんを要請した物資については、県本部より県輸送拠点施設に集積された後、引渡しとなることから、運送事業者等に依頼し「市本部又はあらかじめ指定されている輸送拠点」までの輸送を依頼する。

<物資輸送の流れ>

■県が調達、あっせんする物資



- ・ 災害の規模又は態様により、市本部が輸送を行うことが困難である場合は、次により県本部が、物資の輸送を行う。

- ア 県本部の担当課は、市本部又は輸送拠点施設に物資を輸送し引き渡す。
- イ 輸送は、原則として、自動車輸送とするが、緊急を要する場合は、航空機輸送とする。
- ウ 輸送に当たっては、責任者が同乗し、輸送の安全を期す。
- エ 物資の引渡しは、「様式7 災害救助用物資引渡書」により行い、授受を明確にする。

5 物資の支給等

市本部	農林課、水産課、地区本部
防災関係機関	県本部

(1) 物資の支給等

- ・ 原則として、物資は支給することとし、市本部が指定したものに限り、貸与する。
- ・ 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、市役所、物資集積・輸送拠点等における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。
- ・ 避難所に搬送された物資については、避難所担当職員が受領した後、避難所運営組織を通じて支給する。

(2) 食料の供給

- ・ 炊き出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委託して行う。
- ・ 仕出し業者等に委託する場合は、基準数量等を明示し依頼する。また、市は必要に応じ、各種団体（女性団体協議会、日本赤十字奉仕団等）に、炊き出しへの協力を要請する。
- ・ 炊き出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、【第2章第10節「自衛隊災害派遣要請」】に定めるところによる。
- ・ 米穀を供給した場合は、「様式10 災害応急用食料（米穀）供給台帳」を作成し記載する。
- ・ 防災関係機関は、所管の応急対策業務従事者に対し、食料の供給ができないときは、市本部に対し、食料の供給について応援を求める。

<炊き出しによる供給>

- ア 炊き出しは、被災地以外の地区本部が担当し、女性団体協議会等が主体となって行う。
- イ 炊き出しに必要な米穀の購入は、「様式9 食料購入（配分）計画表」に基づき、「様式11 物品購入票」で購入する。
- ウ 炊き出しの場所は、原則各地区コミュニティセンターとし、状況に応じて変更する。

6 住民等への協力要請

市本部は、必要と認めるときに、被災住民、町内会、自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

7 義援物資の受入れ

市本部	商工観光課、交流推進課、農林課
-----	-----------------

(1) 義援物資に係る広報

市本部は、被災者のニーズに応じた物資を把握した上で、市ホームページ等を活用して、義援物資の送付に係る注意事項等について広報する。募集にあたっては、必要とする物資の内容、量、送付方法等を明らかにし、円滑な仕分けや配送ができるように協力を求める。

(2) 義援物資の受入れ

- ・ 市本部は、義援物資の受入れを決定次第、物資集積・輸送拠点（総合交流センター（高田町字太田5））を設置するとともに、義援物資の送付先として広報する。
- ・ 市本部は、義援物資の輸送に当たっては、運送事業者等の協力を得て、集積拠点から避難所までを対象とした、物資輸送全体を管理できる体制の整備に努める。
- ・ 受入れは、原則として、企業・団体等からとし、個人からの寄付は受け付けないこととする。
- ・ 集積拠点に受入れた物資は、ボランティア等の協力を得て仕分け・管理を行なうとともに、運送事業者へ依頼し避難所等へ搬送する。
- ・ 被災者への配布方法等については、【本節「5 物資の支給等」】に準じる。
- ・ 物資が充足した時点で受入れを打ち切り、その旨を広報する。

8 物資の需給調整

市本部	商工観光課、交流推進課、農林課
防災関係機関	県本部

- ・ 市本部は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。
- ・ 市本部は、収集した物資の需要及び供給の状況を県本部に報告するものとし、県本部は、市本部からの報告に基づき、市における物資の需要量を、支給する品目ごとに算定するとともに、各関係業者・団体及び他の都道府県からの物資の供給量を取りまとめの上、需給バランスの均衡を図り、必要とされる物資が間断なく支給されるよう努める。

第16節 給水

<基本方針>

- 市は、水道事業者、団体等（以下、本節中「水道事業者等」という。）の協力を得ながら、水道施設の復旧及び応急給水体制の確保を図り、被災者への給水を実施する。

<実施機関>

実施機関	担当業務
市本部	1 飲料水の供給 2 県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給
県本部	市本部長が行う給水に対する協力、指示
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく給水

<市本部の担当>

課室	担当業務
防災課	自衛隊の災害派遣要請依頼
上下水道課	1 上下水道施設等の被害調査 2 施設の応急・復旧給水用資機材の確保及び調整 3 給水班等の編成 4 災害の際の全般的給水 5 上下水道施設等の応急措置及び応急・復旧

1 給水

市本部	防災課、上下水道課
-----	-----------

(1) 水源の確保

市本部は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

市本部は、上下水道課職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務	イ 飲料水の水質検査	ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限
--------	------------	------------------

(3) 応援の要請

- 市本部は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは給水ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、県大船渡地方支部保健医療班を通じて、県本部に応援を要請する。

ア 給水対象地域	ウ 職種別応援要員数	オ その他参考事項
イ 給水対象人数	エ 給水期間	

- 給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、【第2章第10節「自衛隊災害派遣要請」】に定めるところによる。

2 応急給水用資機材の調達

市本部	上下水道課
-----	-------

(1) 調達方法

- 市本部は、あらかじめ締結した水道事業者等との応援協定等に基づき、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。

[資料編 9-4 水道災害復旧工事協定締結業者一覧表]

- 市本部は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

(2) 応援の要請

市本部は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、県大船渡地方支部保健医療班又は福祉環境班を通じて、県本部に応援を要請するとともに、日本水道協会岩手県支部に対し応援を要請するものとする。

ア 応急給水用資機材の種別、数量	ウ 運搬先
イ 使用期限	エ その他参考事項

3 給水の方法

市本部	上下水道課
-----	-------

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

- 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が0.2mg/リットル以上になるよう消毒する。
- 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を0.2mg/リットル以上に確保する。
- 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等が運行可能な地域の給水

給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、給水袋、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

- 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、給水袋、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。
- 浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、船艇又は軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 医療施設等への優先的給水

- ・ 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。
- ・ 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

市本部

上下水道課

(1) 水道事業者等の措置

- ・ 水道事業者等は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

- ア 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。
- イ 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。
- ウ 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

- ・ 水道事業者等は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。

- ア 施設の損壊、漏水等に係る応急・復旧を行う。
- イ 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができる認めるときは、使用範囲の制限を行う。
- ウ 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講じるとともに、市本部に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

(2) 市の措置

市本部は、水道事業者等の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示し、県大船渡地方支部保健医療班を通じて、県本部に応援を要請する。

- ア 水道被害の状況（施設の破損、水道水の汚染状況）
- イ 給水対象地域
- ウ 給水対象世帯・人員
- エ 人員、資材、種類、数量
- オ 応援を要する期間
- カ その他参考事項

5 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【第2章第12節「災害救助法の適用」】に定めるところによる。

第17節 応急仮設住宅の供与等及び応急修理

<基本方針>

- 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。
- 被災建築物による二次災害を防止するため、県に要請し、建築物及び被災宅地の危険度を判定し、その判断結果を表示する。

<実施機関>

実施機関	担当業務
市本部	被災住宅の応急修理及び公営住宅等の入居あっせん
県本部	1 応急仮設住宅の供与及び公営住宅の入居あっせん 2 応急危険度判定士による宅地及び建築物応急危険度判定の実施 3 応急危険度判定士の登録及び連絡調整

<市本部の担当>

課室	担当業務
建設課 住宅政策室	1 応急仮設住宅の供与及び公営住宅の入居のあっせん 2 被災宅地危険度判定士への支援措置 3 被災建築物の危険度判定士への支援措置 4 被災住宅の応急修理 5 被災住宅の応急修理に係る資材の調達

1 応急仮設住宅の供与

市本部	住宅政策室
防災関係機関	県本部

(1) 供与対象者

応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
- イ 仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

(2) 供与対象者の調査、報告

市本部は、住宅の被害確定の日から5日以内に、次の事項を調査し、県大船渡地方支部福祉環境班を通じて、県本部に報告する。

- ア 被害状況
- イ 被災地における住民の動向及び住宅に関する要望事項
- ウ 住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 供与対象者における障がい者等の有無及びニーズ
- オ その他住宅の応急対策上の必要事項

(3) 建設場所の選定

- ・ 応急仮設住宅の建設場所は、あらかじめ指定した建設候補地の中から、公有地を優先して選定し、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。
- ・ 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。
- ・ 被災者を集団的に収容する応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。
- ・ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。
〔資料編 9-5 応急仮設住宅建設資材調達先一覧表〕

(4) 応急仮設住宅の入居

- ・ 県本部は、市本部の協力を得て、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。ただし、状況に応じて、市本部に委任して選定することができる。
- ・ 市本部は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。
- ・ 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

(5) 応急仮設住宅の管理運営

- ・ 県本部は、市本部の協力を得て、応急仮設住宅の管理運営を行う。ただし、状況に応じて、県本部は市本部に委任することができる。
- ・ 応急仮設住宅の管理運営に当たっては、安心・安全の確保、孤独死等を防止するためのこのころのケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。この場合においては、女性の参画を進め、入居者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。
- ・ 必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。

(6) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【第2章第12節「災害救助法の適用」】に定めるところによる。

2 住宅の応急修理

市本部	住宅政策室
-----	-------

(1) 対象者

住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。

- ア 住家が半壊、半焼又は一部流出したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯
- イ 自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない世帯
- ウ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

(2) 対象者の調査、選考

市本部は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査選考する。

(3) 修理の範囲

修理の範囲は、居室、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(4) 修理期間

- ・ 修理期間は、災害発生の日から1ヵ月以内とする。
- ・ 市本部は、1ヵ月以内に修理することができないと認める場合は、県本部に対して期間延長の申請をし、県本部が内閣総理大臣の同意を得たときは期間を延長する。

(5) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【第2章第12節「災害救助法の適用」】に定めるところによる。

3 公営、民間住宅の確保

市本部	住宅政策室
防災関係機関	県本部

(1) 公営住宅への入居のあっせん

- ・ 市本部及び県本部は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法」が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等も含めて入居のあっせんを行う。
- ・ 市本部及び県本部は、要配慮者の入居を優先する。また、公営住宅の入居者の決定に当たっては、コミュニティの維持及び構築に配慮する。
- ・ 必要に応じ、公営住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。
- ・ 市本部及び県本部は、県営住宅、市営住宅等の入居状況を把握し、相互に情報提供を行う。

(2) 民間賃貸住宅等の提供

市は、市内の民間賃貸住宅の空き家を借り上げ等により、被災者に提供するよう努める。

4 被災者に対する住宅情報の提供

市本部	住宅政策室
-----	-------

- ・ 市本部は、被災者に対して、県本部から提供された民間住宅の情報提供を行う。
- ・ 市本部は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 被災建築物の応急危険度判定

市本部	住宅政策室
-----	-------

(1) 応急危険度判定士の召集

市本部は、被災建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、必要と認めた場合は、県本部に対し、応急危険度判定士による建築物の応急危険度判定を要請する。

(2) 応急危険度判定士の業務

応急危険度判定士は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）に基づき、建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 主として、目視等により被災建築物を調査し、判定する。

イ 判定結果は、建物の所有者の注意を喚起できる場所に判定ステッカー（危険：赤、要注意：黄、安全：緑）を表示する。

(3) 市本部の措置

市本部は、業務マニュアルに基づき、次の措置を行う。

ア 市本部が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

イ 実施本部は次の業務に当たる。

- ・ 被災状況の把握
- ・ 判定実施計画の策定
- ・ 県本部長への支援要請
- ・ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- ・ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- ・ 住民への広報
- ・ その他判定資機材の配布

6 被災宅地の危険度判定

市本部	建設課
-----	-----

(1) 被災宅地危険度判定士への協力要請

市本部は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するために、県本部に対し、事前登録された被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を要請する。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票に記入し、判定を行う。
- イ 宅地の被害程度に応じて「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- ウ 判定結果は、当該宅地の見易い場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカー（危険宅地：赤、要注意宅地：黄、調査済宅地：青）を表示する。

(3) 市本部の措置

市本部は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- ア 市本部が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置する。
- イ 実施本部は次の業務に当たる。
 - ・ 宅地に係る被害状況の収集・把握
 - ・ 判定実施計画の策定
 - ・ 宅地判定士・判定調査員の受入れ及び組織編成
 - ・ 判定結果の調整及び集計並びに本部長への報告
 - ・ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
 - ・ その他判定資機材の配布

第18節 感染症予防

<基本方針>

- 被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関と連携し、必要な措置を講じる。

<実施機関>

実施機関	担当業務
市本部	県本部の指導、指示に基づく被災地域の防疫業務の実施
県本部	市本部に対する防疫上必要な指示、指導
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく防疫

<市本部の担当>

課室	担当業務
防災課	自衛隊の災害派遣要請
保健課 広田診療所 二又診療所	1 疫学調査協力班及び感染症予防班の編成 2 避難所等における感染症予防活動 3 臨時予防接種の実施

1 感染症予防活動の実施体制

市本部	保健課、広田診療所、二又診療所
防災関係機関	県本部

(1) 消毒班

- ・ 市本部は、所属職員による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。
- ・ 1個班の編成基準は、概ね次のとおりとする。

区分	人員
衛生技術者	1名
事務職員	1名
作業員	3名

- ・ 県本部は、市本部における消毒その他の措置が完全を期し得ないと認めた場合は、県大船渡地方支部保健医療班において、上記の基準による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。

(2) 疫学調査班及び疫学調査協力班

- ・ 県本部は、県大船渡地方支部保健医療班において「疫学調査班」を、市本部は、「疫学調査協力班」を編成し、協力して、感性症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等を実施する。

- 1 個班の編成基準は、概ね次のとおりとする。

疫学調査班		疫学調査協力班	
区 分	人 員	区 分	人 員
医師	1名	看護師又は保健師	1名
看護師又は保健師	1名		
助手	1名	助手	1名

(3) 感染症予防班

市本部は、県本部の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

2 感染症予防用資機材の調達

市本部	保健課、広田診療所、二又診療所
防災関係機関	県本部

- 市本部及び県本部は、あらかじめ締結された関係業者・団体との協定により、感染症予防用資機材の確保を図る。
- 市本部は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、県大船渡地方支部保健医療班を通じて、県本部にその調達及びあっせんを要請する。

ア 感染症予防用資機材の調達数量	ウ 調達希望日時
イ 送付先	エ その他参考事項

3 感染症情報の収集及び広報

市本部	保健課、広田診療所、二又診療所
防災関係機関	県本部

- 市本部は、感染症予防班、市衛生組合組織、その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。
- 県大船渡地方支部保健医療班及び県本部医療政策室により、感染症に関する広報、市に対する助言、指導が行われる。
- 市本部及び県本部は、【第2章第5節「広報広聴」】に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症に関する広報を実施する。

ア 疫学調査、健康診断、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
イ 避難所、仮設住宅等の巡回を通じて個々の被災者に対して行う広報

4 感染症予防活動の指示等

市本部	保健課、広田診療所、二又診療所
-----	-----------------

- 市本部は、感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、県本部の指示に基づき、消毒その他の措置等を実施する。

- 特に、災害が激甚な地域に対しては、県本部又は県大船渡地方支部保健医療班の協力を得て必要な措置を取る。

ア	清潔方法及び消毒方法の施行（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条）
イ	ねずみ族、昆虫等の駆除（同上第28条）
ウ	生活の用に供される水の供給（同上第31条）
エ	臨時予防接種（予防接種法第6条）

5 実施方法

市本部	保健課、広田診療所、二又診療所
防災関係機関	県本部

(1) 感染症の発生の状況及び動向の把握（サーベイランス）

- 県本部（疫学調査班）は、市本部（疫学調査協力班）とともに、医療機関、医療救護班、避難所等の協力により、臨時のサーベイランス体制を構築し、集団感染等の兆候を早期に探知する。
- 県本部は、サーベイランスにより得られた情報を、市本部、医療関係機関等の関係者に対し定期的に情報提供する。

(2) 積極的疫学調査

県本部（疫学調査班）は、市本部（疫学調査協力班）とともに、サーベイランスにより得られた情報により、集団感染が疑われ、感染拡大のおそれがあると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の規定に基づき、疫学調査を実施し、感染拡大の防止を図る。

(3) 健康診断

県本部（疫学調査班）は、市本部（疫学調査協力班）とともに、必要があると認める地域の住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項の規定に基づく健康診断を実施する。

(4) 清潔方法

市本部（消毒班）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び【第2章第19節「廃棄物処理・障害物除去」】に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施させる。

(5) 消毒方法

市本部（消毒班）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、同法施行規則第14条の定めるところにより、県本部が指示した場所について、消毒を実施する。

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

市本部（消毒班）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところによりねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(7) 生活の用に供される水の供給

市本部（消毒班）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき、【第2章第16節「給水」】に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災であっても、井戸水、水道水の衛生処理について指導する。

(8) 臨時予防接種

市本部（感染症予防班）は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部にその実施を求める。

(9) 患者等に対する措置

市本部は、被災地域に一類感染症又は二類感染症の患者が発生した場合は、県本部（疫学調査班）に次の措置を要請する。

- ア 患者輸送車、トラック、船艇、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。
- イ 交通途絶のため、感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定医療機関に収容する。
- ウ 止むを得ない理由により、感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であって、県本部が適当と認める医療機関に収容する。

(10) 避難所における感染症予防活動

市本部又は県本部（主に感染症予防班及び疫学調査班）は、次の方法により、避難所における感染症予防に係る指導等を行う。

- ア 避難者の健康状況を、1日1回以上確認する。
- イ 避難所運営組織を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。
- ウ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。
- エ 飲料水等については、消毒班又は県大船渡地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。
- オ 避難所における過密抑制に配慮する。
- カ 定期的な換気を実施する。
- キ パーティション等の設置により飛沫感染対策を実施する。
- ク 感染症の疑いのある避難者を別棟や別階の部屋に収容するなどの隔離措置を実施する。

(11) 市が感染症予防活動を実施できない場合の措置

市本部は、激甚な被害により、消毒その他の措置が実施できず、あるいは完全な措置ができない場合、次の事項について県に実施を要請する。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ア 清潔方法及び消毒方法の施行 | ウ 生活の用に供される水の供給 |
| イ ねずみ族、昆虫駆除等の実施 | エ 患者の輸送措置 |

第19節 廃棄物処理・障害物除去

<基本方針>

- 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物や、被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合は、他の自治体等との連携による広域的な処理体制を確立するとともに、廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物や、道路、河川等の利用の妨げになっている障害物を除去し、被災者の保護と交通の確保等を図る。
- 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関の間で十分な連携を図る。

<実施機関>

■廃棄物処理

実施機関	担当業務
市本部	廃棄物の処理及び清掃全般
県本部	市本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

■障害物除去

実施機関	担当業務
市本部	1 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2 緊急輸送の確保、航路の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
県本部	1 市本部長が行う障害物の除去に対する応援、協力 2 県が管理する道路、河川等関係施設に係る障害物の除去
釜石海上保安部	1 航路障害物の除去に対する応援、協力 2 流出した危険物等の回収に対する応援、協力
東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	所管する道路関係施設に係る障害物の除去
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく障害物の除去

<市本部の担当>

課室	担当業務
防災課	自衛隊の災害派遣要請依頼
まちづくり推進課	1 廃棄物の処理及び清掃全般 2 住居及びその周辺と公共的な障害物の除去作業 3 仮設トイレ等の調達及び設置（下水道処理区域外）
水産課	漁港関係障害物の除去
建設課	道路、河川及び公共施設関係障害物の除去
上下水道課	仮設トイレ等の調達及び設置（下水道処理区域内）

1 廃棄物処理

市本部	まちづくり推進課
-----	----------

(1) 処理方法

- ・ 市本部は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。
- ・ 市本部は、環境省の「災害廃棄物対策指針」及び「岩手県廃棄物対応方針」を踏まえ、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。
- ・ 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所
--------	----------	-------

- ・ 市本部は、関係機関と連携を図り、次により廃棄物処理を行う。

区 分	処 理 内 容
第1次対策	ア 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 イ 最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、災害廃棄物仮置場を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第2次対策	災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、第1次対策が終了後、最終処分地等へ搬入する。
第3次対策	ア 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第2次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

- ・ 市本部は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するように努める。
- ・ 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理する。
- ・ 事業者が産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理又は委託処理が困難なときは、市本部は、処理方法について指示する。

(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

- ・ 市本部は、廃棄物処理事業者等より、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。

〔資料編 8-1 廃棄物処理業者一覧表〕

〔資料編 8-2 ごみ収集業者一覧表〕

- ・ 市本部は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合は、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。
- ・ 市本部は、必要な廃棄物収集運搬用資機材の調達ができない場合は、次の事項を明示し、県大船渡地方支部福祉環境班を通じて、県本部に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あ っせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その 他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

(3) 災害廃棄物仮置場の確保

市本部は、中間処理施設（破砕・選別・焼却等）や最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して、所有者、管理者等と調整の上、災害廃棄物仮置場を確保する。

(4) 災害廃棄物仮置場等の衛生保持

- 市本部は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、災害廃棄物仮置場、中間処理施設（破砕・選別・焼却等）及び最終処分場の清潔保持に努める。
- 消毒方法については、【第2章第18節「感染症予防」】に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

(5) 住民等への協力要請

- 市本部は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。
- 市町村本部長は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋から災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 し尿処理

市本部	まちづくり推進課、上下水道課
-----	----------------

(1) 処理方法

- 市本部は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。
- 市本部は、環境省の「災害廃棄物対策指針」及び「岩手県廃棄物対応方針」を踏まえ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。
- し尿処理は、次の施設を優先して行う。また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所
--------	----------	-------

- 市本部は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関と連携し、次のとおりし尿処理を行う。

区 分	し 尿 処 理 の 方 法
医療施設 福祉施設	ア 施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易 トイレを設置する。

避難所	イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地区	ア 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一般家庭	ア 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 イ 地区内に設置された仮設トイレを利用する。 ウ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 エ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事業所	ア 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。

(2) し尿処理用資機材の確保

- 市本部は、し尿処理事業者、仮設トイレリース業者等より、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。

[資料編 8-3 し尿処理業者一覧表]

[資料編 8-4 仮設トイレリース業者一覧表]

- 市本部は、自らのし尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。
- 市本部は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、県大船渡地方支部福祉環境班を通じて、県本部に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

3 障害物除去

市本部	まちづくり推進課、水産課、建設課
防災関係機関	県本部、南三陸沿岸国道事務所、東北運輸局、釜石海上保安部

(1) 処理方法

- 市本部及び道路、河川、漁港等の管理者（以下、本節中「道路等の管理者」という。）は、所属職員、消防団員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。
- 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。

ア 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所に至る道路にある障害物
イ 防災拠点にあり、応急対策の障害となっている障害物

- ウ 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物
- エ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物

- ・ 市本部及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。

- ア 住居関係障害物の除去
市本部は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。
- イ 道路関係障害物の除去
 - ・ 市本部その他道路管理者は、所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。
 - ・ 市本部その他道路管理者は、道路上の障害物の状況を県本部に報告する。県本部は、報告に基づき、除去計画を定め、必要に応じて調整を行うとともに、所管する道路上の障害物を除去する。
- ウ 河川関係障害物の除去
市本部その他河川管理者は、自ら管理する河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。
- エ 漁港関係障害物の除去
市本部その他漁港管理者は、所管する漁港の障害物の状況を把握の上、関係漁業協同組合等と連携を図り、協力して障害物を除去する。
 - ・ 除去した漂流障害物は、その都度定める最寄りの集積所に集積する。
 - ・ 集積した漂流障害物については、陸上障害物と同様に処分する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

市本部及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ締結した団体（陸前高田市建設業協会）との協定等により、障害物除去用資機材の確保を図る。

[資料編 6-1 障害物除去機械一覧表]

[資料編 12-14 災害時における応急対策業務に関する協定]

(3) 応援の要請

- ・ 市本部は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村、あるいは、県大船渡地方支部福祉環境班又は土木班を通じて、県本部に応援を要請する。

- | | |
|-------------------|--------------|
| ア 障害物除去に必要な職種及び人員 | エ 障害物除去地域、区間 |
| イ 障害物除去用資機材の種類・数量 | オ その他参考事項 |
| ウ 応援を要する期間 | |

- ・ 道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは、市本部又は県本部に対して、応援を要請する。

- | | |
|-------------------|--------------|
| ア 障害物除去に必要な職種及び人員 | エ 障害物除去地域、区間 |
| イ 障害物除去用資機材の種類・数量 | オ その他参考事項 |
| ウ 応援を要する期間 | |

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

- ・ 市本部及び道路等の管理者は、あらかじめ除去した障害物を集積する場所を選定する。
- ・ 臨時集積場所は、概ね次の事項に配慮して選定する。

ア 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定
 イ 公有地を選定できないときは、所有者との調整を行い、私有地を選定

- ・ 市本部は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

- ・ 市本部及び道路等の管理者は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。

ア 臨時集積場所
 イ 住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所
 ウ 埋め立て予定地

- ・ 市本部及び道路等の管理者は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却等適切な処理を行う。
- ・ 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合には、次の措置を講ずる。

措 置 者	措 置 内 容
市本部長	災害対策基本法第64条第2項から第6項及び同施行令第25条から第27条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官海上保安官	災害対策基本法第64条第8項、第9項目及び同施行令第25条から第27条の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する大船渡警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

- ・ 市は、除去後の障害物の処理ができない場合にあっては、広域処理を要請する。

(6) 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【第2章第12節「災害救助法の適用」】に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。

(7) 建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えいの防止

- ・ 市本部及び県本部は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、必要に応じ、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指示・助言する。
- ・ 建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、環境省、県及び市町村又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第20節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬

<基本方針>

- 防災関係機関相互の協力体制のもと、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

<実施機関>

実施機関	担当業務
市本部	1 行方不明者、遺体の搜索 2 遺体收容所の確保及び遺体の処理 3 身元不明の遺体の一時安置 4 遺体の埋葬
県本部	1 行方不明者の搜索、遺体の検視 2 災害救助法適用時における遺体の搜索、処理、埋葬の最終処理
岩手県警察本部 大船渡警察署	行方不明者の搜索、遺体の検視
釜石海上保安部	海上における行方不明者の搜索、遺体の検視
陸上自衛隊 岩手駐屯地部隊	災害派遣要請に基づく行方不明者の搜索
(一社)気仙医師会	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

<市本部の担当>

課室	担当業務
消防本部・消防署	行方不明者の搜索及び手配並びに遺体の收容活動
保健課 広田診療所 二又診療所	遺体処理
市民課	1 遺体の搜索、処理、埋火葬等の事務 2 遺体安置所の設置及び運営に関すること 3 遺体の埋火葬

1 行方不明者及び遺体の搜索

市本部	消防本部・消防署
防災関係機関	県本部、大船渡警察署、釜石海上保安部、陸上自衛隊

(1) 搜索の手配

- 市本部は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、大船渡警察署又は釜石海上保安部に搜索の手配を行うとともに、手配した内容等を、県大船渡地方支部総務班を通じて、県本部に報告する。

ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数

- ・ 市本部は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録をしていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部に連絡する。
- ・ 市本部は、行方不明者として把握した者が、外国人の場合には、県本部に連絡する。

(2) 搜索の実施

- ・ 市本部は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員により「搜索班」を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。
- ・ 市本部は、必要に応じて、町内会、自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、搜索班への協力を要請する。
- ・ 市本部は、必要に応じて、大船渡警察署又は釜石海上保安部に対して、巡視船、航空機等による広域的な搜索の実施を要請する。
- ・ 搜索班員及び警察官は、行方不明者又は遺体を発見した場合は、次の措置をとる。

ア 発見時において生存している場合は、岩手 DMAT 又は医療救護班と協力して、直ちに応急措置を行い、医療機関へ搬送する。
 イ 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官又は海上保安官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。
 ウ 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官、海上保安官に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

(3) 検視の実施

- ・ 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として現地において検視を行うものとし、あらかじめ検視に要する資機材を整備する。
- ・ 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、市本部に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師等の協力を得るものとする。

2 遺体の収容

市本部	消防本部・消防署、市民課
-----	--------------

- ・ 遺体の収容は、搜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

ア 異常遺体に関する検視 イ 医師の検案 ウ 遺体請書の徴収

- ・ 市本部は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。
- ・ 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。

ア 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。
 イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。
 ウ 遺体の検視、身元確認、一時安置、仮埋葬等の作業が容易に行える場所を選定する。
 エ 遺体の数に相応する施設であること。

オ できる限り駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。

- ・ 市内地域における遺体収容所の設置を予定する施設は次のとおりである。

地区	遺体収容所	地区	遺体収容所
矢作地区	観音寺、円城寺	高田地区	浄土寺、光照寺
横田地区	長徳寺、常光寺	米崎地区	普門寺、松月寺
竹駒地区	荘厳寺、正覚寺、無極寺、延命寺	小友地区	正徳寺、華蔵寺
気仙地区	泉増寺、長円寺	広田地区	慈恩寺

※その他必要に応じて、社会教育施設、病院等の医療施設に収容する。

3 遺体の処理

市本部	保健課、広田診療所、二又診療所
-----	-----------------

- ・ 市本部は、災害によって多数の死者が発生した場合は、関係機関と連携し、医師、看護師等により「遺体処理班」を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- ・ 遺体処理用資機材は、従事する医療機関関係者（医療機関）の手持品をもって繰替使用するものとし、手持品がなく、又は不足したときは、市において調達する。
- ・ 市本部は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、県大船渡地方支部保健医療班を通じて、県本部に調達又はあっせんを要請する。

4 遺体の埋葬

市本部	市民課
防災関係機関	県本部

- ・ 市本部は、埋葬用品等の調達ができない場合は、県大船渡地方支部保健医療班を通じて、県本部に調達又はあっせんを要請する。また、災害の規模により大量の埋葬品等を早急に必要とするときは、直接、県に対し、調達又はあっせんを要請する。
- ・ 県本部は、要請を受けた場合は、葬祭業協同組合及び全日本冠婚葬祭互助協会の協力を得て、調達又はあっせんを行う。

5 遺体埋葬の広域支援要請

市本部	市民課
-----	-----

市本部は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合は、県大船渡地方支部保健医療班を通じて、県本部に広域火葬を要請する。

6 災害救助法を適用した場合の遺体の搜索、処理及び埋葬

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、【第2章第12節「災害救助法の適用」】に定めるところによる。

第21節 応急対策要員の確保

<基本方針>

- 災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

<実施機関>

実施機関	担当業務
市本部	1 要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
県本部	1 要員の確保 2 防災関係機関相互の要員の調整
各防災関係機関	要員の確保

<市本部の担当>

課室	担当業務
消防本部・消防署	1 消防法第29条第5項及び第35条の10に基づく従事命令又は協力命令による要員の確保 2 水防法第24条に基づく従事命令
総務課	災害対策基本法第65条第1項に基づく従事命令又は協力命令による要員の確保
商工観光課 交流推進課	応急対策要員の確保及びあっせん
建設課	1 応急対策要員の確保及びあっせん 2 災害対策基本法第65条第1項に基づく従事命令又は協力命令による要員の確保

1 要員の確保

市本部及び防災関係機関は、次の場合に災害応急対策の要員を確保する。

- ア 所属職員、他の機関からの応援職員、町内会、自主防災組織等の住民組織、ボランティア等によっても要員に不足を生じるとき
イ 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき

2 確保の方法

市本部	消防本部・消防署、総務課、商工観光課、交流推進課、建設課
-----	------------------------------

- 市本部及び防災関係機関は、次の事項を明示して、大船渡公共職業安定所に要員の確保を申込む。

ア 目的	エ 期間
イ 作業内容	オ 就労場所
ウ 必要技能及びその人員	カ その他参考事項

- 市本部においては、総務部総務課が、市本部各課室における必要な要員数等を取りまとめ、大船渡職業安定所に申し込む。
- 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員に対する従事命令等

市本部	消防本部・消防署、総務課
防災関係機関	県本部、釜石海上保安部

(1) 従事命令及び協力命令の執行者

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要があると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
市本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
警察官			災害対策基本法第65条第2項 警察官職務執行法第4条
海上保安官			災害対策基本法第65条第2項
県本部長	災害応急対策作業 (災害救助法適用作業 以外の作業)	従事命令	災害対策基本法第71条
		協力命令	
	災害救助法適用作業 (災害救助法適用作 業)	従事命令	災害救助法第7条
		協力命令	災害救助法第8条
消防吏員又は 消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員	救急作業	協力命令	消防法第35条の10第1項
水防管理者	水防作業	従事命令	水防法第24条
水防団長又は 消防機関の長			

(2) 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による県本部長の従事命令)	ア 医師、歯科医師又は薬剤師 イ 保健師、助産師又は看護師 ウ 土木技術者又は建築技術者 エ 大工、左官又はとび職 オ 土木業者又は建築業者及びこれらの従業者 カ 地方鉄道業者及びその従業者 キ 自動車運送業者及びその従業者 ク 船舶運送業者及びその従業者 ケ 港湾運送業者及びその従業者
災害救助作業（協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業 (災害対策基本法による市長、警察官又は海上保安官の従事命令)	市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者若しくは災害により生じた事故の現場にある者
災害応急対策作業 (警察官職務執行法による警察官の従事命令)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
市本部長 県本部長 指定（地方）行政機関の長	従事命令	ア 命令を発するとき。 イ 発した命令を変更するとき。 ウ 発した命令を取り消すとき。	災害対策基本法第81条第1項 災害救助法第7条第4項において準用する同法第5条の第2項

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く。）による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

(5) その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事情により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、市本部等に届け出る。

- | |
|--------------------------------------|
| ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書 |
| イ 負傷又は疾病以外による場合は、市長、警察官その他適当な公務員の証明書 |

(6) 災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等については、【第2章第12節「災害救助法の適用」】に定めるところによる。

第22節 文教対策

<基本方針>

- 災害により、通常の学校教育を実施することが困難となった場合、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 災害により、教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

<実施機関>

実施機関	担当業務
市本部	市立小中学校における応急教育の実施
県本部	県立学校における応急教育の実施

<市本部の担当>

課室	担当業務
まちづくり推進課	文化施設に係る被害状況の調査、報告、応急復旧の実施
商工観光課 交流推進課	体育施設に係る被害状況の調査、報告、応急復旧の実施
教育総務課 図書館 博物館	教育施設、社会教育施設、文化財に係る被害状況の調査、報告、応急復旧の実施
学校教育課 小中学校 学校給食センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 小中学校児童・生徒の安否確認 2 被災児童、生徒に対する教育相談窓口の設置 3 小中学校教職員の確保及び非常配置 4 被災児童、生徒に対する学用品等の支給 5 応急教育の実施 6 応急給食用原材料等の確保、調達

1 学校教育施設の確保

市本部	教育総務課、学校教育課、小中学校
防災関係機関	県本部

(1) 学校施設の応急対策

市本部は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

(2) 応急教育予定場所の設定

市本部は、学校が被害を受けた場合、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

ア 校舎等の被害が軽微な場合

当該施設の応急処置を行い使用する。

イ 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

- ・ 特別教室、屋内体育館施設等を使用する。
- ・ 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は市内の他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

- ・ 市内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。
- ・ 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合はこれを早急に準備する。

エ 市内の教育施設の確保が困難な場合

他の市町村の学校の校舎又は公民館等の公共施設等を使用する。

(3) 他の施設を使用する場合の手続

市本部は、市立学校が被災し、授業を行うことが困難な場合は、次の手続により、他の学校又は公共施設を使用し、応急教育を実施する。

ア 市立学校

市本部は、市立学校が隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合、次の手続により当該施設管理者の協力を得る。

区 分	手 続
市内の施設を利用する場合	市本部において、関係者が協議を行う。
県大船渡地方支部教育事務所管内の施設を利用する場合	① 市本部は、県大船渡地方支部教育事務所班に対して、施設のあつせんを要請する。 ② 県大船渡地方支部教育事務所班は、対象施設の区域を管轄する市町に協力を要請する。
他の教育事務所管内の施設を利用する場合	① 市本部は、県大船渡地方支部教育事務所班を通じて、県本部に対し施設のあつせんを要請する。 ② 県本部は、要請に応じて、適当な施設の存する区域を管轄する教育事務所に施設のあつせんを要請する。 ③ 当該教育事務所は当該市町村に協力を要請する。
県立学校等の施設を利用する場合	① 県大船渡地方支部教育事務所班は、管内の市町立施設に利用すべき施設がない場合、県本部に対しあつせんを要請する。 ② 県本部は、適当な隣接県立学校の校長に対し、施設を利用させるよう指示する。 ③ 県本部は、当該地域内に適当な隣接県立学校がないときは、その地域内の適当な公共施設の利用について、その施設の管理者に協力を要請する。

イ 県立学校

- ・ 被災した県立学校は、県本部に対し、直接、他の施設利用のあっせんを要請する。
- ・ 県本部は、適当な隣接県立学校に対し、施設を利用させるよう指示する。
- ・ 県本部は、当該地域内に適当な隣接県立学校がないときは、その地域内の適当な公共施設の利用について、その施設の管理者に協力を要請する。
- ・ 他の学校又は公共施設の仕様に係る協力又はあっせん要請は、次の事項を明示して行う。

ア あっせんを求める学校名	エ 予定期間
イ 予定施設名及び施設種別	オ その他参考事項
ウ 授業予定人員及び室数	

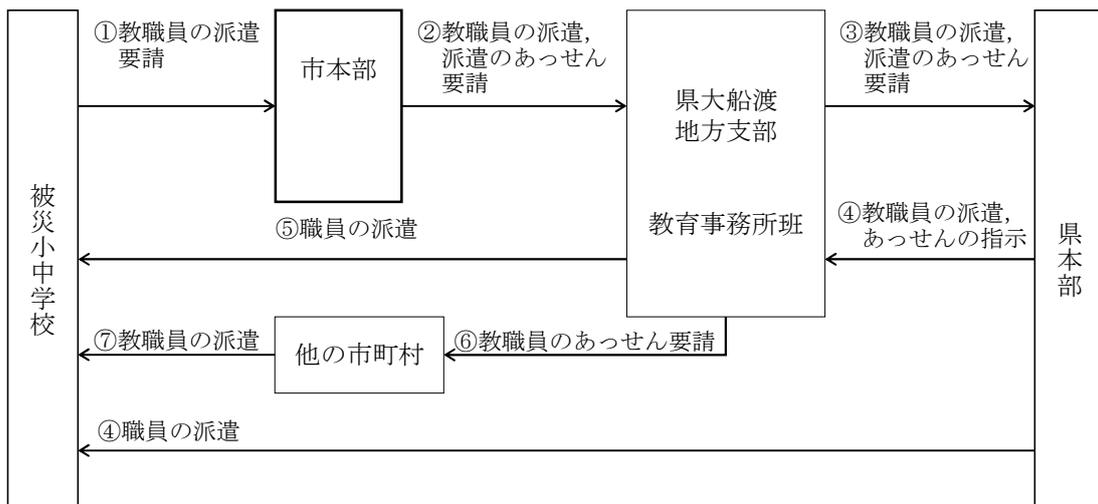
2 教職員の確保

市本部	学校教育課、小中学校
防災関係機関	県本部

(1) 市立学校

- ・ 市本部は、災害により、市立小中学校の教職員に欠員が生じた場合において、学校内で調整できないときは、次により教職員を確保する。
 - ア 学校より、市本部に対して教職員の派遣を要請する。
 - イ 市本部は、県大船渡地方支部教育事務所班を通じて、県本部に教職員の派遣又は派遣のあっせんを要請する。
- ・ 市本部は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

<市立小中学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ>



(2) 県立学校

- ・ 災害により被災した県立学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

ア 学校より、県本部に対し、教職員の派遣を要請する。
 イ 県本部は、県本部の職員を派遣、又は隣接学校の教職員を派遣する。

- ・ 県本部は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

(3) 要請の手続

教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

ア 派遣を求める学校名	エ 派遣要請予定期間
イ 授業予定場所	オ その他必要な事項
ウ 教科別（中学校）派遣要請人員	

3 応急教育の留意事項

市本部	学校教育課、小中学校
防災関係機関	県本部

市本部は、応急教育の実施に当たって、次の事項に留意する。

ア 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
 イ 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。
 ウ 教育の場が、公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。
 エ 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保、その他の通学に関する事項を考慮する。
 オ 学校が避難所に利用される場合は、避難者の自治組織等に応急教育の支障とならないよう協力を求めるとともに、市本部と協議を行い応急教育（教室、屋内外の体育施設の確保）と避難生活の調整を図る。
 カ 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。
 キ 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り、指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

市本部	学校教育課、小中学校
防災関係機関	県本部

(1) 市立学校

- ・ 市本部は、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。
- ・ 市本部は、学用品等の給与が困難である場合は、県大船渡地方支部教育事務所班を通じて、県本部に対して、学用品等の調達又はあっせんを要請する。なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と市本部間の通常の方法による。

(2) 県立学校（高等学校）

災害により教科書を失った生徒の状況をとりとまとめの上、学用品等をあつせんする。

(3) 災害救助法を適用した場合の学用品の給与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、【第2章第12節「災害救助法の適用」】に定めるところによる。

5 授業料の減免、育英資金の貸与

市本部	学校教育課
防災関係機関	県本部

- ・ 市本部は、必要に応じて、被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。
- ・ 県本部は、校長を通じて、生徒の被災状況を調査の上、授業料が納入困難な者に対し、授業料の納入を減免する。
- ・ 被災生徒が育英資金及び奨学金、就学援助の措置申請を行う場合の手続は、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、罹災証明書を添付する。

6 学校給食の応急対策

市本部	学校給食センター
防災関係機関	県本部

(1) 給食の実施

市本部、県立学校（以下、本節中「市本部等」という。）は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。

- ア 給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施し、栄養のバランスに配慮するように努める。
- イ 原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施する。
- ウ 学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

(2) 被害物資対策

市本部等は、災害により被害を受けた給食用原材料をとりとまとめ、県本部から指示があるまでの間、これらを保管する。

7 学校保健安全対策

市本部	学校教育課、小中学校
防災関係機関	県本部

市本部等は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。

- ア 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。
- イ 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、校医又は県大船渡地方支部保健環境班に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の処置をとるとともに、この旨を県本部に報告する。
- ウ 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。
- エ 各学校で実施している避難訓練、交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。
- オ 児童、生徒の健康相談、健康調査、こころのケア等の人的支援に努める。

8 被災児童、生徒の受入れ

市本部	学校教育課、小中学校
-----	------------

市本部は、被災地の市町村又は都道府県から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。

9 その他文教関係の対策

市本部	まちづくり推進課、商工観光課、交流推進課、教育総務課、図書館、博物館
-----	------------------------------------

(1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

市本部は、社会教育施設（図書館、博物館等）、文化施設（市民文化会館）及び体育施設（総合交流センター等）について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

(2) 文化財の対策

市本部は、文化財調査委員会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者、管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。

- ア 文化財の避難
- イ 文化財の補修、修理
- ウ 二次災害からの保護措置の実施

第23節 公共土木施設等応急対策

<基本方針>

- 公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、漁港施設等について、速やかに応急措置及び応急・復旧を実施する。

<実施機関>

■道路施設

実施機関	担当業務
南三陸沿岸国道事務所	所管する一般国道45号及び三陸沿岸道路（陸前高田市内）の道路施設
県本部	一般国道のうち、南三陸沿岸国道事務所所管以外の道路施設（国道340号、343号）、一般県道及び主要地方道の道路施設
市本部	市道の道路施設

■河川管理施設

実施機関	担当業務
県本部	二級河川の河川管理施設
市本部	準用河川及び普通河川の河川管理施設

■海岸保全施設

実施機関	担当業務
県本部	県管理の海岸保全施設
市本部	市管理の海岸保全施設

■砂防等施設

実施機関	担当業務
県本部	砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域の砂防等施設

■漁港施設

実施機関	担当業務
県本部	県管理の漁港施設
市本部	市管理の漁港施設

<市本部の担当>

■道路施設・河川管理施設

課 室	担 当 業 務
建設課	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施

■海岸保全施設

課 室	担 当 業 務
建設課	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施
水産課	

■漁港施設

課 室	担 当 業 務
水産課	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施

1 共通事項

市本部	水産課、建設課
防 災 関 係 機 関	県本部、南三陸沿岸国道事務所

(1) 被害状況の把握及び連絡

市本部その他実施機関は、被害の発生状況を把握し、県本部、市本部及び防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

(2) 二次災害の防止対策

- 市本部その他実施機関は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急・復旧を実施する。
- 市本部及び県本部は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、【第2章 第13節「避難・救出」】に定める避難指示の発令等の措置をとる。

(3) 要員及び資機材の確保

- 市本部その他実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。
- 公共土木施設の管理者相互又は関係機関等に対する応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

ア 資機材の種類及び数量	エ 期間
イ 職種別人員	オ 作業内容
ウ 場所	カ その他参考事項

(4) 防災関係機関との連携強化

- 市本部その他実施機関は、応急・復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

- 市本部その他実施機関は、障害物の除去等に係る応急・復旧の実施に当たっては、必要に応じて、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

2 道路施設

市本部	建設課
防災関係機関	県本部、南三陸沿岸国道事務所

市本部その他実施機関は、防災関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急・復旧する。

3 漁港施設

市本部	水産課
防災関係機関	県本部

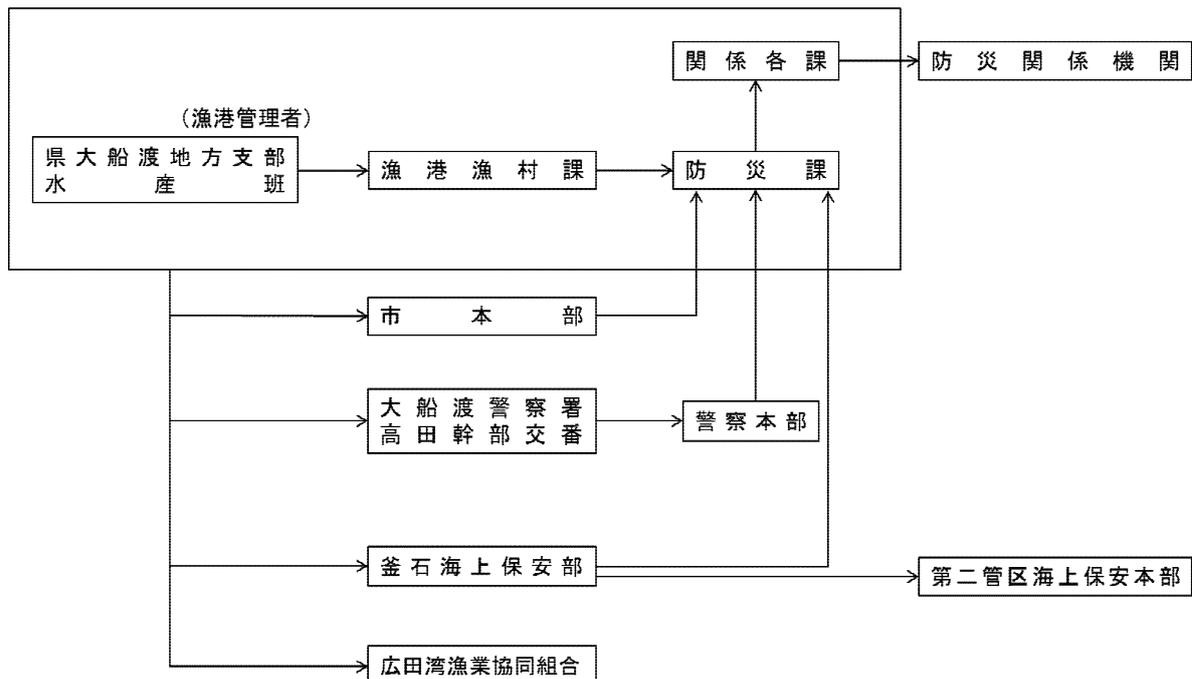
(1) 船舶に対する危険通報

市本部その他実施機関は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、県本部、市本部及び防災関係機関に連絡する。

(2) 防災措置の共同実施等

- 漁港管理者は養殖筏系留者、木材集積業者及び在港船舶管理責任者に対し、釜石海上保安部は在港船舶管理責任者に対し、防災措置に関する必要な指導を行う。
- 市本部は、他の実施機関が行う防災措置に対し、協力を行うこととし、必要に応じて、漁業団体、船舶所有者等の協力を求める。

<漁港施設に係る連絡系統図>



(3) 養殖筏繫留者等の措置

養殖筏繫留者、木材集積業者及び在港船舶の管理者は、台風、高潮、強風等による被害拡大を防止するため、必要な措置を講ずる。

(4) 海上輸送路の確保

- ・ 市その他実施機関は、関係機関と速やかに協議、連絡の上、災害対策用埠頭を決定し、重点的に応急・復旧を実施する。
- ・ 市その他実施機関は、緊急物資、派遣要員等の海上からの輸送路を確保するため、航路、泊地等における沈船、漂流物等の障害物を除去する。

第24節 ライフライン施設応急対策

<基本方針>

- 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら応急対策を実施する。
- ライフライン施設の応急・復旧に当たっては、防災関係機関、医療施設、社会福祉施設、避難所等を優先的に行う。
- 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制を整備・強化を図るものとする。

<実施機関>

■上下水道施設

実施機関	担当業務
市本部	1 所管する上下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上下水道及び簡易水道施設に係る応急措置及び応急・復旧の実施

<市本部の担当>

課室	担当業務
まちづくり推進課	通信施設の被害状況及び応急対策の実施に係る情報収集
商工観光課 交流推進課	ガス施設の被害状況及び応急対策の実施に係る情報収集
上下水道課	1 公共下水道施設及び農業集落及び漁業集落排水施設に係る被災状況の把握 2 被災した公共下水道施設及び農業集落及び漁業集落排水施設に係る応急措置及び応急・復旧の実施 3 上下水道等の施設に係る被害状況の調査、報告 4 上下水道等の施設に関する応急措置及び応急・復旧に関すること

1 上水道施設、簡易水道施設等

市本部	上下水道課
-----	-------

(1) 防災活動体制

ア 給水対策本部の設置

- ・ 市本部は、災害が発生した場合、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。
- ・ 給水対策本部の編成に当たっては、夜間・休日、交通・通信機能の途絶等を考慮し、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 動員体制の確立

- ・ 市本部は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、要員の配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。
- ・ 指名職員は、勤務時間外に災害が発生した場合は、被害状況に応じて、所属事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

ウ 関係機関、関係業者等との協力体制の確立

市本部は、復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負会社、指定水道工事店等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

(2) 情報連絡活動

ア 通信手段

一般加入電話が使用できない場合、給水対策本部内における連絡は、通信の疎信状況を勘案し、概ね次の通信手段を用いて行う。

① 市防災行政無線

② 水道業務用無線

イ 通信時期、内容等

給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除き、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行う。

ウ 県への報告

水道施設に被害が発生した場合は、【第2章第4節「情報の収集・伝達」】に定めるところにより、県に報告する。

(3) 応急対策

ア 復旧対策用資機材の整備

- ・ 復旧対策に必要な管、バルブ等の材料は、平常業務との関連において、水道事業者が事前に確保したものを使用する。
- ・ 水道施設の被災により材料が不足した場合は、メーカー、他の水道事業者等から調達するとともに、応援協定を締結している関係会社等から調達する。
- ・ 市本部は、必要な材料を調達できない場合は、県大船渡地方支部保健環境班を通じて、県本部に応援を要請する。

イ 施設の点検

市本部は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

- ① 貯水、取水、導水、浄水施設、給水所等の被害調査は、施設ごとに実施する。
- ② 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。
- ③ 次の管路等については、優先的に点検する。
 - ・ 主要送配水管路
 - ・ 貯水槽及びこれに至る管路
 - ・ 河川、鉄道等の横断箇所
 - ・ 都市機能を維持するための重要施設である発電所、後方医療機関等に至る管路

ウ 応急措置

市本部は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合において、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

- ① 取水、導水施設及び給水所
 - ・ 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
- ② 送・配水管路
 - ・ 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
 - ・ 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。
- ③ 給水装置
 - ・ 倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(4) 復旧対策

ア 取水・導水施設等の復旧

- ・ 市本部は、取水・導水施設の復旧を、最優先で行う。
- ・ 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

イ 送・配水管路の復旧

- ・ 市本部は、復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度、給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。
- ・ 災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し必要と認めた場合は、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- ・ 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	重要配水管として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

ウ 給水装置の復旧

- ・ 市本部は、公道内の給水装置の復旧を、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- ・ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。この場合は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する変電所などを優先する。
- ・ 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧は、申込みの有無にかかわらず実施する。

(5) 道路管理者等との連携

市本部は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

- ・ 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、市防災行政無線、広報車、報道機関等を通じて行う。
- ・ 市本部は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、移動相談所を開設する。

2 下水道施設

市本部	上下水道課
-----	-------

(1) 災害時の活動体制

市本部は、下水道施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設（以下、本節中「下水道施設等」という。）の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

(2) 応急対策

ア 災害復旧用資機材及び人員の確保

- ・ 市本部は、掘削・運搬機械、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材及び人員の確保に努める。
- ・ 下水道施設の被災により材料が不足した場合は、メーカー、他の下水道関係事業者等から調達するとともに、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

イ 応急措置

- ・ ポンプ場、浄化センターにおいて、停電によりポンプの機能が停止した場合は、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水・送水不能の事態が起こらないよう対処する。
- ・ 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- ・ 工事施行中の箇所は、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

市本部は、下水道施設等に被害が発生した場合、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序について、浄化センター、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取り付け管等の復旧を行う。

ア ポンプ場・浄化センター

ポンプ場・浄化センターに停電が発生した場合は、保有するガスタービンエンジン、確保した非常用発電機により排水・送水機能を確保し、電力の復旧とともに主要施設の機能回復を図る。

イ 管渠施設

管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(4) 道路管理者等との連携

市本部は、各施設の復旧工事に当たっては道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、市防災行政無線、広報車、報道機関等を通じて行う。

3 その他のライフライン施設

市本部	まちづくり推進課、商工観光課、交流推進課
-----	----------------------

- 市本部は、定時に被災ライフライン事業者から、次の情報を収集する。

ア	施設等の被害情報及び復旧状況
イ	他のライフライン事業者からの応援要員、資機材等の派遣状況
ウ	人身災害及びその他の災害発生状況
エ	その他の災害に関する状況

- ライフライン事業者は、収集した被害情報について、【第2章第4節「情報の収集・伝達」】に定めるところにより、県本部及び防災関係機関に対して連絡する。

第25節 防災ヘリコプター出動要請

<基本方針>

- 災害時において、応急対応を広域的かつ機動的に進めるため、防災ヘリコプターの出動による災害応急対策活動等を要請する。

<実施機関>

実施機関	担当業務
県本部	防災ヘリコプターの運航
市本部	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

<市本部の担当>

課室	担当業務
消防本部・消防署	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

1 活動体制

市本部	消防本部・消防署
防災関係機関	県本部

- ・ 防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、市本部の要請に基づき活動する。
- ・ 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市本部の要請にかかわらず、自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

[資料編 12-5 岩手県防災ヘリコプター応援協定]

2 活動要件

防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に活動する。

ア 公共性	災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること
イ 緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に、重大な支障が生じるおそれがある場合であること
ウ 非代替性	防災ヘリコプターによる活動が有効であること

3 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。

災害応急対策活動	ア 被災状況の偵察及び情報収集 イ 義援物資、人員等の搬送 ウ 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報 エ その他
消火活動	ア 林野火災における空中消火 イ 偵察及び情報収集 ウ 消防隊員、資機材等の搬送 エ その他
救助活動	ア 中高層建築物等の火災における救助 イ 山岳遭難、水難事故等における捜索及び救助 ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助 エ その他
救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 エ 臓器搬送 オ その他

4 応援要請

市本部	消防本部・消防署
防災関係機関	県本部

(1) 要請方法

- 市本部は、災害発生時に、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、後日、文書を提出する。

<要請時に明示する事項>

ア 災害の種別
イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
ウ 災害発生現場の気象状況
エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
カ 応援に要する資機材の品目及び数量
キ その他必要な事項

<応援の要請先>

岩手県復興防災部消防安全課（岩手県防災航空センター） 電話 0198-26-5251 FAX 0198-26-5256
--

- ・ 県本部は、応援の要請を受けた場合は、災害の状況、現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、市本部に回答する。

5 受入体制

市本部	消防本部・消防署
-----	----------

市本部は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 離着陸場所の確保及び安全対策 イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所、病院等への搬送手配 ウ その他必要な事項 |
|---|

[資料編 6-7 飛行場外離着陸場一覧表]

[資料編 6-8 飛行場外離着陸場の設置基準等]

第3章 復旧対策計画

第1節 公共施設等の災害復旧

<基本方針>

- 被災した公共施設等は、原形復旧に加え、再度の被害防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した上で、災害復旧計画を作成し、早期に復旧を図る。

1 災害復旧事業計画

- ・ 市は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- ・ 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- | | |
|---|---|
| ア | 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする |
| イ | 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること |
| ウ | 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること |
| エ | 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること |
| オ | 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること |
| カ | 事業の実施に当たっては、暴力団排除を徹底すること。この場合において、県警察本部は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ関係機関・団体等に情報の提供を行うこと |

- ・ 公共施設等の災害復旧事業は、概ね次のとおりとする。

ア 公共土木施設災害復旧事業	① 河川公共土木施設災害復旧事業 ② 海岸公共土木施設災害復旧事業 ③ 砂防設備災害復旧事業 ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業 ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業 ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ⑦ 道路公共土木施設災害復旧事業 ⑧ 港湾公共土木施設災害復旧事業 ⑨ 漁港関係公共土木施設災害復旧事業 ⑩ 公園公共土木施設災害復旧事業 ⑪ 下水道公共土木施設災害復旧事業
イ 農林水産業施設災害復旧事業	
ウ 都市施設災害復旧事業	
エ 上水道施設災害復旧事業	
オ 社会福祉施設災害復旧事業	
カ 公立学校施設災害復旧事業	
キ 公営住宅災害復旧事業	

ク 公立医療施設災害復旧事業

ケ その他の災害復旧事業

2 激甚災害の指定

- 市は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。
- 市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県に報告する。
- 市は、県が実施する調査等に協力する。

3 緊急災害査定の促進

市は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

4 緊急融資等の確保

- 市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の協議、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。
- 市において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

(1) 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令のうち主なものは、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
ウ 公営住宅法
エ 土地区画整理法
オ 海岸法
カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ク 予防接種法
ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
コ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
サ 生活保護法
シ 児童福祉法
ス 身体障害者福祉法

セ	知的障害者福祉法
ソ	障害者総合支援法
タ	売春防止法
チ	老人福祉法
ツ	医療施設等災害復旧補助金交付要綱
テ	水道法
ト	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）
ナ	下水道法
ニ	災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
ヌ	産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
ネ	と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
ノ	公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
ハ	社会福祉施設災害復旧費事務取扱要領

(2) 地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

ア	補助災害復旧事業債	オ	火災復旧事業債
イ	直轄災害復旧事業債	カ	小災害復旧事業債
ウ	単独災害復旧事業債	キ	歳入欠かん債
エ	公営企業等災害復旧事業債		

(3) 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

ア	災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
イ	普通交付税の繰上交付措置
ウ	特別交付税による措置

第2節 生活の安定確保

<基本方針>

- 災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・義援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

1 被災者の生活確保

(1) 生活相談

県、市及び防災関係機関は、被災者、市民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に定めるため、次の措置を講じる。

機 関 名	措 置 事 項
市	<p>ア 被災者のための相談所を庁舎、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。</p> <p>イ 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。</p> <p>ウ 県その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。</p> <p>エ 国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。</p>
県	<p>ア 災害が発生した場合、応急対策の実施と同時進行の形で、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。</p> <p>イ 相談、苦情等のたらいまわしの防止、応急対策等に係る情報を県民へ効果的に提供するため、被災者総合相談窓口を設置し、情報提供、相談業務の一元化を図る。</p> <p>ウ 発災初期の混乱が終息したときは、地方支部を窓口として、避難所等を巡回し、又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係部に速やかに連絡する。</p> <p>① 臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討し地方支部長が決定する。</p> <p>② 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣する。</p> <p>③ 市町村その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。</p> <p>エ (公財)岩手県国際交流協会と連携し、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、適切にアドバイスが得られるよう、外国人に対する相談体制を確立する。</p> <p>オ 相談業務は、各部から精通した者の派遣又は外部団体の協力を得て、適切な対応を図る。</p>
警察	<p>警察本部、警察署、交番、駐在所又は現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。</p>

機 関 名	措 置 事 項
指定公共機関指定 地方行政機関等	支店、営業所又は現地等の必要な場所に、臨時相談所、案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

(2) 被災者台帳の作成

- ・ 市は、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。
- ・ 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(3) 罹災証明書の交付

- ・ 市は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。
- ・ 市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるように、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- ・ 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制について予め検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期にできるよう努めるものとする。
- ・ 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(4) 災害弔慰金等の支給

- ・ 市は、災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する条例及び小災害見舞金等交付規則に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。
- ・ 県は、小災害見舞金交付内規に基づき、見舞金を交付する。

資 金 名	支 給 対 象	支 給 額	
		生計維持者	その他の者
災害弔慰金	政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500万円以内	250万円以内
災害障害見舞金	政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民	250万円以内	125万円以内

小災害見舞金	罹災見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害による罹災者に見舞金を支給し、又は罹災住民の救助を行った市町村	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第4条第3号に掲げる季別及び世帯区分による金額に減失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額
	救助見舞金		災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類（同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の救助について、同法第2条第1項に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額

(5) 被災者生活再建支援制度の活用

- 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。
- 市は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下、「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。
- 県が実施主体となり、市は、申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。
- 市は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。
- 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる自然災害は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 エ ア又はイの市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害 オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、アからウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害 カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

- 支援金の支給対象は、支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯である。

ア	居住する住宅が「全壊」した世帯
イ	居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）
ウ	災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
エ	住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
オ	イからエまでの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

< 支援金の支給 >

■ 複数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借	—	25	25

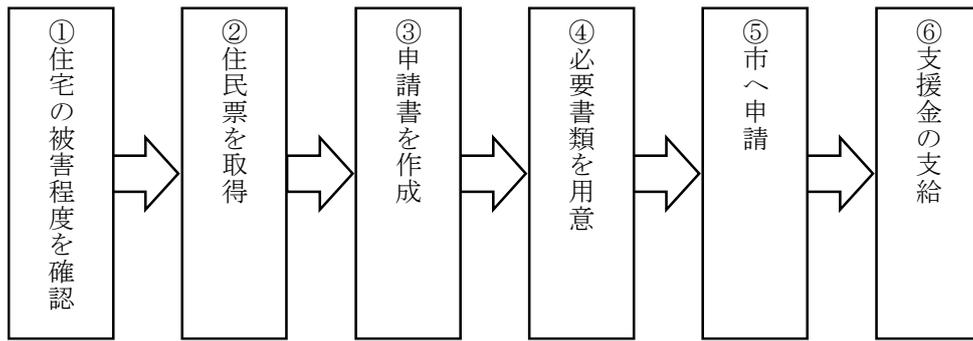
■ 単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借	—	18.75	18.75

※ 基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金
 加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

<支援金の申請から支給まで>



■ 支援金の申請期間

区 分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から 13 ヶ月の間	災害のあった日から 37 ヶ月の間

(6) 住宅資金等の貸付

- ・ 市及び県は、災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。
- ・ 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。

[資料編 10-1 災害復興住宅資金]

[資料編 10-2 生活福祉資金]

[資料編 10-3 災害援護資金]

(7) 住宅の再建

- ・ 災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。
- ・ 市は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して、県及び国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

(8) 職業のあっせん

ア 県が行う措置

- ・ 災害により、収入の道を失い、他に就職する必要が生じた場合には、関係機関と協力して、その実情に応じた適職、求人の開拓を行う。
- ・ 職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得を図る。
- ・ 職員を相談所又は現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

イ 公共職業安定所の措置

- ・ 公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握し、離職者の早期再就職を図る。
- ・ 他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、職業のあっせんを行う。

(9) 租税の徴収猶予、減免等

被災者に対する租税の徴収猶予、減免等の措置は次のとおりとする。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱
市	市が賦課する税目に関して、地方税法、市町村条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。
県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法、岩手県税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。また、市においても適切な対応がなされるよう指導する。
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予を行う。

2 中小企業への融資

市は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるよう、次により県が行う措置に協力する。

- ア 政府系中小企業金融機関（国民生活金融公庫中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫）の「災害特別融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請
- イ 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請
- ウ 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力の要請
- エ 金融機関に対する、被害の状況に応じた貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての特別取扱の要請
- オ 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置
- カ 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
- キ 市及び中小企業関係団体を連携した、災害時の特別措置についての中小企業者への広報、相談窓口の設置

3 農林漁業関係者への融資

市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下、「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下、「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講じる。

- ア 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被災組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
- イ 被害農林漁業者又は被害組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- ウ 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあつせん
- エ 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- オ 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請

第3節 復興計画の作成

<基本方針>

- 大規模な災害により、甚大な被害を受けた地域について、被害が起きた原因を検証し、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を進める。

1 復興方針・計画作成

(1) 計画策定組織の整備

市は、学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。この場合、女性や要配慮者等あらゆる視点から意見が反映されるよう、多方面からの参加促進に努める。

(2) 計画策定の目標

- ・ 再度災害の防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。
- ・ 被害を可能な限り最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現する。

(3) 復興計画の作成

- ・ 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- ・ 計画の策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震、不燃化等を基本的な目標とする。
- ・ 計画の策定に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- ・ 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を進め、安全な立地の確保や学校施設の防災対策の強化等を図る。
- ・ ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- ・ 防災とアメニティの観点から、既存不的確建築物の解消を図る。

2 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項目	事業名
ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	① 公共土木施設災害復旧事業 ② 土木施設災害関連事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業 ④ 公営住宅等災害復旧事業 ⑤ 生活保護施設災害復旧事業 ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業 ⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ⑨ 精神薄弱者援護災害復旧事業 ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業 ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑫ 感染症予防事業 ⑬ 医療施設等災害復旧事業 ⑭ 堆積土砂排除事業 ・ 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る推積土砂排除事業 ・ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 ⑮ 湛水排除事業
イ 農林水産業に関する特別の助成	① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合適用） ⑤ 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 ⑥ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助 ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助
ウ 中小企業に関する特別の助成	① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ その他の特別の財政援助及び助成	① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 ⑤ 水防資材費の補助の特例 ⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ⑦ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 災害記録編纂

市は、今後の本市における防災対策の向上、また他都市における防災・減災に役立てることができるよう、災害等の状況や被害、それに伴う対応について、正確に記録を取り、これを取りまとめる。

第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下、「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し、以下の事項を定め、本市域における地震防災対策を進めることを目的とする。

- ア 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難及び迅速な救助の確保に関する事項
- ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項
- エ その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項

2 推進地域

本市は、法第3条の規定に基づき、「推進地域」の区域に指定されている。
(平成18年4月3日内閣府告示第58号)

3 特別強化地域

本市は、法第9条の規定に基づき、「特別強化地域」の区域に指定されている。
(令和4年10月3日内閣府告示第100号)

4 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市域に係る地震防災に関し、市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下、「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、【総則編第3節「防災関係機関の責務」】に定めるところによる。

第2節 災害対策本部の設置等

1 災害対策本部等の設置

市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下、「地震」という。）による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、陸前高田市災害警戒本部又は陸前高田市災害対策本部、必要に応じて現地災害対策本部（以下、「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、陸前高田市災害対策本部条例及び陸前高田市災害対策本部規程に定めるところによるものとし、その活動体制については、【第2章第1節「活動体制」】に定めるところによる。

3 職員の動員配備体制

- ・ 配備体制、動員の方法、参集場所等の職員の参集計画は、【第2章第1節「活動体制」】に定めるところによる。
- ・ 職員は、市内に震度6弱以上の地震が発生し、又は大津波警報が発表された場合においては、地震発生後の情報等の収集に積極的に努めるとともに、配備指令を待たずに、直ちに勤務場所、災害対策本部又は地区本部に参集する。
- ・ 市内に震度5弱若しくは震度5強の地震が発生し、又は津波注意報若しくは津波警報が発表された場合においては、防災局職員、消防本部職員、消防署職員、各部課等の長、地区本部員、防災行政無線従事者、秘書担当職員は地震発生後の情報等の収集に積極的に努めるとともに、配備指令を待たずに、直ちに勤務場所、災害対策本部又は地区本部に参集する。その他の職員は地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、配備指令がある場合に参集できるよう備える。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 整備すべき施設

- 次の施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」に定めるところによる。なお、市が所有する施設については、耐震化対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路・港湾等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に進める。

- | | |
|---|-----------------------------|
| ア | 建築物、構造物等の耐震化 |
| イ | 避難地の整備 |
| ウ | 避難路の整備 |
| エ | 津波対策施設 |
| オ | 消防用施設の整備等 |
| カ | 緊急輸送を確保するために必要な道路又は漁港の整備 |
| キ | 通信施設の整備 |
| ク | 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備 |
| ケ | その他の事業 |

- 市は、【第1章第10節「防災施設等の整備」】及び【第2章第4節「情報の収集・伝達」】に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備する。
- 通信施設の整備は次のとおりである。

- | | |
|---|----------------|
| ア | 市防災行政無線 |
| イ | 移動系無線機及び衛星携帯電話 |

2 整備方針

- 市及び県は、施設整備の年次計画に当たっては、防災効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。
- 市及び県は、施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に考慮する。

(6) 輸送活動

- 地震により、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、市は、県、地方公共団体等と連携し活動を行う。
- 活動内容については、【第2章第6節「交通確保・輸送」】に定めるところによる。

(7) 保健衛生・感染症予防活動

- 地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、市は、県、地方公共団体等と連携し活動を行う。
- 活動内容については、【第2章第14節「医療・保健」】及び【第2章第18節「感染症予防」】に定めるところによる。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

1 整備方針等

- ・ 河川、海岸管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を進める。
- ・ 河川、海岸管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、河川・海岸水門管理要綱等により、定期的な施設の点検や、門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理を徹底する。
- ・ 河川、海岸管理者は、地震が発生し津波による被害が生じるおそれのある場合は、河川・海岸水門管理要綱等により、直ちに水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は、工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- ・ 市及び県は、津波による災害を予防するため、海岸保全施設の整備を計画的に行うこととし、整備方針及び計画については、【第1章第10節「防災施設等の整備」】、【第1章第14節「津波災害予防」】に定める。
- ・ 市及び県は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、避難対策の検討や市防災行政無線の整備等を行うこととし、整備方針及び計画については、【第1章第5節「通信の確保」】、【第1章第6節「避難対策」】に定める。

2 津波に関する情報の伝達

津波に関する情報の伝達は、【第2章第2節「津波警報・地震情報等の伝達」】に定めるところによるほか、次の事項にも配慮する。

- (1) 津波に関する情報が、市区域内の居住者、公私の団体（以下、「居住者等」という。）、観光客、釣り客やドライバー等（以下、「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること、並びに外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること
- (2) 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた、水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置
- (3) 市区域内の被害状況の迅速かつ確実な把握

3 避難対策等

- ・ 市は、避難対策について、県から必要な連絡調整及び指導を受けるものとする。また、避難行動要支援者に対する支援や、外国人、出張者、旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、適切な対応を実施するよう県の協力を受ける。
- ・ 県は、災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策について、次のとおり指導調整を行うものとする。

- ア 避難路となる道路のうち、県が管理するものについて、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置
- イ 【本節7の(2)「災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置」】に定めるところにより、県の管理する施設を避難場所として開設する際の協力

ウ 避難にあたり、介護を必要とする者を受け入れる施設のうち、県が管理するものについて、避難者の救護のため必要な措置

- ・ 市は、避難行動要支援者に対する支援や、外国人、出張者、旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。
- ・ 市は、居住者等が津波来襲時に適切な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

4 消防機関等の活動

(1) 市の措置

市は、【第2章第7節「消防活動」】、【第2章第8節「津波・浸水対策」】に基づき、消防本部・消防署及び消防団が、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- エ 救助・救急
- オ 緊急消防援助隊等応急部隊の進出・活動拠点の確保等

(2) 水防管理者の措置

水防管理者は、次のような措置をとる。

- ア 所管区域内の監視、警戒
- イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ 水防資機材の点検、整備、配備

5 上下水道、電気、ガス、通信、放送事業者の活動

上下水道、電気、ガス、通信、放送事業者等が実施する必要な措置は、【第1章第13節「ライフライン施設等の安全確保」】、【第2章第5節「広報広聴」】、【第2章第24節「ライフライン施設応急対策」】に定めるところとするが、次の事項にも配慮する。

(1) 上下水道

市は、津波からの円滑な避難を確保するため、上下水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

(2) 電気

電気事業者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源供給早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

(3) ガス

ガス事業者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

(4) 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

(5) 放送

- ・ 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- ・ 放送事業者は、県、市及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等住民の円滑な避難に必要な情報提供に努める。

6 交通対策

(1) 道路

- ・ 市その他道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに、事前の周知措置を講じることとし、その活動内容については、【第2章第6節「交通確保・輸送」】に定めるところによる。
- ・ 市その他道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪、防雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

(2) 海上

- ・ 漁港管理者等は、所管する漁港区域内の航路等について、航路障害物が認められる場合は、応急的除去作業を行うよう努める。
- ・ 活動内容については、【第2章第6節「交通確保・輸送」】、【第2章第23節「公共土木施設等応急対策」】に定めるところによる。

(3) 乗客等の避難誘導

- ・ 一般旅客運送に関する事業者は、県、市町村等と連携して、列車、船舶等の乗客や、駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。
- ・ 一般旅客運送に関する事業者は、県、市町村等と連携して、避難路について除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

7 市が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、診療所、学校等の施設については、概ね次の管理上の措置をとる。

ア 各施設に共通する事項

- ・ 津波警報等の入場者等への伝達
- ・ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ・ 出火防止措置
- ・ 消防用設備の点検、整備
- ・ 非常用発電装置の整備、市防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- ・ 学校、保育所にあつては、当該施設が市の定める津波避難対象地区（通学路を含む）にあるときは、避難の安全に関する措置
- ・ 保護を必要とする児童、生徒等が当該施設にいる場合これらの者に対する保護の措置
- ・ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- ・ 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達するための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ・ 災害対策本部又は地区本部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)ア「各施設に共通する事項」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- ・ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ・ 無線通信機器等通信手段の確保
- ・ 災害対策本部開設に必要な資機材、緊急車両等の確保

- ・ 市推進計画に定める避難場所、避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に県の協力を得る。
- ・ 市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県に県有施設の活用等の協力を得る。

(3) 工事中の建築等に対する措置

地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

第5節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備手配

- ・ 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは【第2章第9節「受援・応援」】に定める。
- ・ 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定その他の手続上の措置を予め把握するものとする。

〔「災害時における応援協定等の一覧表」 資料編 資料12〕

2 自衛隊の災害派遣

- ・ 自衛隊への災害派遣、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等は【第2章第10節「自衛隊災害派遣要請」】に定めるところによる。
- ・ 救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動については、【第2章第10節「自衛隊災害派遣要請」】に定めるところによる。

3 物資の備蓄・調達

物資の備蓄及び調達に関する方法は【第1章第8節「食料・生活必需品等の備蓄」】に定めるところによる。

第6節 防災訓練

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の影響が広域にわたることに配慮し、市は、県、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに努めることとし、防災訓練の実施については、【第1章第3節「防災訓練」】に定めるところによる。
- なお、訓練の実施時期について、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期等の実施についても考慮する。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する、地震防災上必要な教育及び広報については、【第1章第1節「防災知識の普及」】に定めるところによる。

第8節 北海道・三陸沖後発地震注意情報に係る対応

1 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達、災害に関する会議等の設置等

(1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達・周知

北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「注意情報」という。）の地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達・周知体制は、【第2章第2節「津波警報・地震情報等の伝達」】に定めるところによる。

(2) 災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第2章第2節「活動体制計画」に定めるところによる。

(3) 自主避難所の設置

市本部は、注意情報が発表された場合に、自宅での待機に不安を持つ市民を考慮し、必要に応じて、自主避難所を設置する。設置場所については、災害対策本部にて協議のもと、決定することとする。

2 災害応急対策をとるべき期間

市は、注意情報が発信された場合は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講じる。

3 市のとるべき措置

- 市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

ア 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
 イ 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
 ウ 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
 エ 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

- 市は、市における日頃からの備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

第9節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

- ・ 市は、津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）を作成するものとする。
- ・ 市は、津波避難対策緊急事業計画において、実施すべき事業を行う区域ごとに、事業の種類、目標及び達成期間を定めるものとする。

ア 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業
イ 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業
ウ 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設の整備に関する事業